

(表紙)

義久公  
義弘公 文祿二年  
家久公

後編 舊記雜錄 卷三十一

一七月

『征韓偉略』

此月、以晋州既陷且請和、秀吉令諸將屯沿海休兵、宇喜多秀家・毛利秀元屯釜山、無幾留其兵而還本邦、小西行長居金海城、加藤清正梁山城、鍋島直茂竹島、黑田長政機長城、舟軍諸將築城唐嶋備水師、黑田家記、○按而曰晋州陷後在此月無疑、故書此月、義弘父子亦居唐嶋、征韓錄、時明援兵暴露聞撤勢難久羈、宋應昌乃請戍全羅・慶尙、議留劉綎川兵五千、吳惟忠・駱尙志南兵二千六百、合薊遼兵萬六千人、聽劉綎分布、屯慶尙之大丘、月餉五萬兩、先是

給軍費已累百萬、明臣言、虛內實外非長策、兵餉令本國自辨、明史、

1153

『嶋津氏文書』

(本文書八一七二号文書ト同文ニツキ省略ス)

1154

『永吉邸藏書』

(本文書八一三四六号文書ト同文ニツキ省略ス)

1155

『嶋津氏文書』「御文庫中正文札合ス」

(本文書八一六五号文書ト同文ニツキ省略ス)

1156

『安養院文書』

諏方大明神御神事之入目

一五斛 元日之御祭礼之分

一八斗 三月三日 五月五日 七月七日 九月九日 此四月神樂分

一四斗 二季之彼岸神樂分

一壹石貳斗年中拾貳月神樂分

一五斛 御油油之分

都合拾貳斛四斗

社役之人數

一座主 拾斛扶持分  
壹石二斗飯米

一 香花之五人衆 壹人仁一石宛之扶持  
壹人之飯米一石二斗宛

一 鐘突 壹石之扶持  
一石二斗飯米

一 掃除之者五人 一人仁壹石宛之扶持  
一人仁壹石貳斗宛飯米

一 代官 五斛之扶持  
壹石貳斗飯米

一 右之人數調之者三人 一人仁壹石宛ノ扶持  
一人仁一石二斗宛ノ飯米

都合四拾八斛貳斗

寺役之分

一 參斗六升 年中御本尊佛供之分

一 五斛 御明油之分

一 壹石貳斗年中先師供之分

都合六斛五斗六升

惣都合六拾七斛壹斗三升

文祿貳年<sup>癸巳</sup>八月二日 (判)

諏方別當

盛淳(花押)

『新納氏文書』

(本文書ハ一一六九号文書ト同文ニツキ省略ス)

1158 「御文庫二番箱義弘公三卷中」 「義弘公御譜中正文在平松飛黒田善左衛門トアリ」

晋州落城爲御悅、早々御使者怡悅至極候、御仕置等爲可

遂惣談、今日昌原迄打入申候、石治少・大刑少・増右も

定可有到來之条、様子從是可申述候、猶期來音之時候、

恐々謹言、

「朱カキ」  
「文祿二年」

七月八日

(義弘)  
羽兵 御返報

(宇喜多)  
備前宰相

秀家(花押)

「義弘公御譜中」

李貽復歸于王城後未過兩月、而晋州城拔矣、李貽大驚告

急於大明諸將、而乞援助、時吳惟忠陣于善山府、劉綎屯

于大兵府、駱尙志守于南原、李如松猶在于開城、而爲李

貽之援勢、如松召沈惟敬而責之、惟敬即到釜山浦、逢行

長詰其違約、行長怒曰、汝雖調和謀、而明兵頻入朝鮮、

是汝欺我也、因是惟敬又入大明、屢運和議、

「御文庫二番箱義弘公三卷中」 「義弘公御譜中ニ在リ」

御狀拜見申候、御城米之儀ニ付而、ますの出入御座候由、

被仰越候、爰元之請取樣、御使へ申渡候間、書中ニ不申

上候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕  
〔文獻二年秋〕

七月十一日

羽兵様  
御報

小攝

行長(花押)

1161

〔義弘公御譜中〕

〔正文在入佐勝左衛門〕

態以使札申入候、仍今度もくそ城落去之由、御注進之處、  
上様御感不及是非候、拙者渡海之儀も無用之由、俄ニ被  
仰出候、於様子者可御心安候、爰元相應之儀可蒙仰候、  
少も疎略申間敷候、毛利壹州御入魂之由、尤可然存候、  
猶此度も懇ニ申越候、委曲口上ニ可申達候之旨、不能巨  
細候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕  
〔文獻二年〕

七月十二日

嶋津兵庫頭様  
人々中

羽柴美作守

久家(花押)

1162

〔正文在文庫卷本〕

其表之儀、普請以下丈夫ニ出來之由、被聞召届候、置兵  
糧等之事、最前被仰出候、轉多より取寄候哉、入念藏ニ

1163

〔御文庫二番箱義弘公三卷中〕〔義弘公御譜中ニ在リ〕

可詰置候、將又此程少雖御煩敷候、被成御快氣候間、不  
可有氣遣候也、

〔朱力キ〕  
〔文獻二年カ〕七月十七日

○〔御朱印〕

羽柴薩門侍從とのへ

尚く此中者御懇之段、多山忝奉存候、攝津頭使者ニ  
も色く御懇之儀、是も治少ニ申入候、以上、

好便候之条令啓上候、此中者種く御懇志之段忝奉存候、  
仍彼表へ御自身被成御越、又ハ下と切と御遣被入御情候  
儀にて、治少へ申聞候へ者、一入満足被仕候、其外唐人  
御馳走送馬儀、萬御肝煎之段、是又申聞候、將又其御城  
御陳替之儀、是從治少委可被申候、唐嶋と申所、從金海  
三里在之由承候、一段可然承及候之間、可御心易候、此  
方城ニハ、攝津頭殿御殘之由承候、隨而今日、刑少・治  
少・攝津頭彼唐人召つれ、釜山海へ被罷越候、尚於子細  
者、川四郎兵衛殿申入候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕  
〔文獻二年秋〕七月十八日

正(花押)

太田久右衛門尉

(義弘)  
兵庫頭様  
参人と御中

正

1164 「御文庫二番箱義弘公三卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

以上

此中我等居申候陣所、其様御請取被成候由、自御兩四人  
仰給候条渡申候、城之儀太方入念致普請候、其上小屋等  
も、居番少モ不損様候而渡申候、爲其号御礼御使札畏入  
候、并自四人之御折紙致拜見候、尙自是可申入間、不能  
詳候、恐惶謹言、

「朱カキ」  
「文殿二年秋」  
七月廿二日

(義弘)  
羽兵庫様  
貴報

(生駒)  
生雅樂頭  
近規(花押)

1165 「義弘公御譜中」

「正文在巻本」

(表題)

文祿貳年七月廿七日

から嶋之内一城

羽柴薩摩侍從

から嶋之内一城

一貳千人  
さつまの侍從

一百ちやう内  
てつはう

壹丁  
廿目

大つ、  
六文目

五丁  
十三文め

五十目  
貳丁

七拾貳丁  
二文半目  
ゑんせう

一四百きん  
くすり

一四千  
たま

一四百きん  
なまり

一四十きん  
ゆわう

一百ちやう  
ゆミ

一貳千  
や

一四百こし  
かたな

一拾五兩  
くそく

一七はね  
かふと

一百ほん  
やり

一貳十五おけ  
みそ

一貳百廿俵  
しほ

一五十俵  
あらめ

「義弘公御譜中」  
文祿二年、岐阜中納言 秀信爲謁于秀吉、自于朝鮮來于

- 一 壹石五斗 但來年たねを取置、此かへをくらへ可入置候、 なたね
- 一 百石 是ハてんしゅニをくへし、 ほしいひ
- 一 四十三ひやう いわし
- 一 四百卅俵 すみ

右武具并ゑんそ・さうし・ほし飯・いわし・すみ以下ハ、自然の時之ためニ被籠置候間、成其意、聊爾ニ不可召遣也、

一 貳百拾石 まめ

一 三千石 米

此兵糧ハ藏ニ可積置候、何時成共普請出來候て、人數歸朝之時より十ヶ月分候間、可成其意候、但私兵糧持候者ハ、其ま、可積置候、不持者ハ此米下行仕、其算用來春可申上候、此外あまり兵糧於在之者、右應人數令割符、藏へ可入置也、

文祿貳年七月廿七日 ○「御朱印」

(義弘) 薩「侍從とのへ」

「墨付五まい上紙共ニ」

名護屋、入淺野左京大夫幸長宅、依幸長渡海也、 秀吉接待甚渥、秀信者城介、信忠嫡子也、

丹波中納言秀勝來于名護屋謁於 秀吉、秀吉恩眷不淺、

「家久公御譜中」

「正文在加治木衆城權右衛門」

猶く旅之持道具已下少く思出候分、以別紙申候、爲心得候、已上、

伊地知弥六罷渡ニ付而、音問則令披閱、如得向顔候、

一 當國弥無吳儀候、可御心安候事、

一 宰相事、可致上洛之由、相企候之処、久四郎罷上ニ付

て、宰相延引之由候、先肝要候事、

一 久四郎相煩候つる由候哉、心遣申候、乍去得快氣、上

洛仕候由候、珍重存候事、

一 貴所事、宰相上洛ニ相究ニ付而、爲質人何方へなり共

可有堪忍之由、被思立候処、肱枕を始め、各押留仕ニ

付て、無其儀候由候、思詰之段無余儀存候、然共各被

任吳見候之由、近此神妙存候事、

一 此地へ可有渡海之由承候、寒天ニ可差向候之条、諸事

大儀存候、然共度く承儀候間、迎船之事申付候、早く

可有渡海候、猶以面可申承候、恐と謹言、

〔朱カキ〕  
「文祿二年カ」八月一日

義弘(花押)

〔家久〕  
又八郎殿

「義弘公御譜中」

「正文在加治木衆城權右衛門」

〔前欠〕  
さりなから、はやくきあひもよく候て上洛のよし候、

千秋萬歳候、此中京都の便共候やいか、かさねての  
たよりにくハしく可承候、

一 又八郎此地へとかいたるへきの由候や、けにもかほと  
の長陣ニ、しかとそこもとへ居られ候ても、いかゝに  
候間、參陳尤可然候、供可申衆などあるましく候へ共、  
いつれともまかりわたられ候て可然候、さ候へは、そ  
こもとへハ、むすめまでそハにはめしおかれず候間、  
そのはう心遣たるへく候、肱枕も留守にて候之間、よ  
ろつとゝのをりかたき事のミすいもし申候、

一 承候やうに、此春ハ御引ちんの様に申ちらし候へ共、  
長はんニ罷成、しよ人のきもつかれはて、わつらひい  
たし候者共ハ、たふん相はて候、さりなから、きよね  
ん以來ハ、番所もおくか奥に候て、日本のつてまにに

もなく候つる、當番所ハつしまと一とをへたてたる嶋  
にて候間、舟もたやすく乗つけ、日ほんのつてもおり  
く候はん、おもひなくきむはかりに候、去年五月

三日、たうこくちやくつ候てより、そのはう文このた  
ひハしめてたうらい候、こゝもとよりハ、たよりこと  
に折と文して申候ことく、かほと迄なかしすてられ候  
するとは、おもひもよらずと申やうニ候、たよりの折  
ふしハ、くハしき文共さいくをこせ可給候、

一 めしつかい候女共、其外とやまふうふ・代官ふうふ・  
大しんさんミおちおためとの衆、いつれも無何事候や、  
かいふんりちきに、ほうくう可申由、心得憑入候、

一 ひら松無何事候や、まご殿たちいつれもくゆこんに  
候らん、それぞ心得て申さるへく候、こさいの事ハ右  
京可申候条、かきとゝめ候、めてたくく、かしこ、  
〔朱カキ〕  
「文祿二年」八月二日

「名宛ナシ」

「新納忠元譜中」

「正文在新納次郎四郎忠饒」

猶以此方へ我等召仕候人數之知行、皆相應ニ上地可

有之由、不可然候間、早く可被返付事肝要候、已上、

去年已來、弃破勘落上所領之事者、藏納ニ可仕之段、從

太閤様被仰出候處、各被配當之由、我等無合點候、扱者

彼配分地之儀、今度悉沒收之、去年當年兩度之納、此節

隨ニ可納置候、爲其利安差越候間、貴所以談合、諸縣郡

之事ハ、涯分稱可被調置候、自然氣任之族於有之者、則

可被加成敗候、別而入念可被申付事憑存候、猶委細利安

可申候、恐く謹言、

〔朱カキ〕  
〔文祿二年〕八月三日

新納武藏入道殿

久保(花押)

1170

〔正文在文庫〕

其城へ被爲入置候武具并兵糧・塩噌・雜子以下、帳面

を以被遣候、増田右衛門尉・早川主馬首自手前請取、

藏へ可入置候、

一右帳面内炭之事、其地山中にて燒候事、自由之旨候間、

不被遣候、急度燒せ候て城中ニ積、上をぬり候て可置

候、猶以炭多燒候て冬成候ハ、こたつ・ろたつをさ

し候て、下々へ可遣候、寒候て不煩様ニ可申付事、

一加子共事、隙明次第國本へ戻候て相休、來春可召寄候、

1171

若其方ニ置候加子於在之者、船にてハひえ候ハん間、

小屋をさし可入置候、

一普請出來候ハ、其普請衆一日薪をさせ、ばい木仕、

にほのことく城中ニ積候て、上を塗可置候、大雪など

にて薪不成時之爲、被仰付事候也、

〔朱カキ〕  
〔文祿二年〕八月六日 ○〔御朱印〕

羽柴薩广侍從とのへ

〔義弘公御譜中、正文有之トアリ〕

〔御文庫廿二番箱十二卷中写也〕

熊谷半次・垣見弥五郎令歸朝、其元仕置城く普請無油

断跡令言上、被聞召届候、

一城所之儀、從其方相越候如繪圖弥申付候由、尤思召候

事、

一普請出來衆、城主一札を取、最前被遣候如帳面番折申

付、歸朝させ可申事、

一釜山浦こもかいへ相着候兵糧書付、同小帳ニ到來、被

加披見候、然者壹岐・對馬ニ御米積立、順風を相待候

舟式万石余、右兩人付立來候、定可爲參着候、然者前

後引合、來年霜月迄之兵糧有之事候、此以書付弥令算

用、城くへ可入置事、

一度く如被仰遣候、城くへ被入置候武具・兵糧・塩噌以

下之事、是又如帳面念を入相渡、城主請取を取可上之  
事、

一 普請出来候者、一日薪を仕、ばい木ニして、にほのこ  
とく積候て上をぬり、城くニ可置候、大雪ニて薪も不  
成時之爲候事、

一 炭之儀も、其城主者共燒候而、其城くニ積置、是又上  
をぬり候て可置候、冬中之儀、下くひゑ候ハぬやうに可  
ろたつをさせ、其主人より遣候て、煩候ハぬやうに可  
申付由、入念可申聞事、

一 加子共事、國へもとし候て、來春召寄可然候、若其方  
ニ殘置加子於有之者、冬中舟ニ置候者可相煩候間、小  
屋かけ可入置、是又能く可申渡也、

八月六日 御朱印

淺野彈正少弼とのへ

増田右衛門尉とのへ

石田治部少輔とのへ

大谷刑部少輔とのへ

1172 「正文在文庫」 「義弘公御譜中正文有之トアリ」

定 から嶋

當城本丸へ、不寄誰と、他之家中之者、一切不可入之、  
然者二之丸に廣間・臺所を立置、客人あひしらひ可申候、  
たとひ雖爲同國者、他家中者、本城へ不可入、其氣遣畫  
夜不可油断候也、

文祿貳年八月七日

羽柴薩<sup>(義弘)</sup>「侍從とのへ」

1173 「御文庫四拾八番箱中」 「義弘公御譜中ニ在リ」

猶く先度申上候様ニ、是非共罷渡候やうニ、御注進  
所仰候、□御支度待入跡に候、爲御存知候、

先刻從 義弘様預御書候、忝致拜見候、一段御堅固之由  
承、満足申候、然者各地御靜謐之由候、御祝着察存候、  
此方皆無何事候、可御心安候、每事速ニ可申上候条、不  
及細筆候、恐く謹言、

「朱力キ」  
「文祿二年」  
八月十二日

伊勢弥八殿

又八郎<sup>(家久)</sup>  
忠恆<sup>(花押)</sup>



「樺山兵部大輔規久譜中」

天正廿年壬辰、太閤秀吉公使日域士卒伐朝鮮國、從

兵庫頭義弘主、凌波浪爲渡楫至京畿、又有稱金化地、十

二月廿六日、易陣於此、以爲月迫、不得營陣屋、與弟久

高俱同宿越年矣、元三、

山乃端ハ立て春待霞かな

久高

天か下はけふ立春の外もなし

規久

旅衣寒さ重てふる雪や改る春の名立なるらん 同

新玉る春は雪より明そめて名のミそかすむ遠近の山

久高

如此以吟詠爲祝言耳、

文祿二年癸巳四月、權微恙、八月十二日、卒朝鮮國唐島、

享年三十七、法號情安存有、

「御文庫二番箱義弘公三卷中」

以上

追而申上候、

一大隅并ニ諸縣御知行分之儀、幽齋弃破勘落之以筋目、

貴所御父子様御藏納ニ可被召置候之条、御家中衆配當

ニ給置之由者、不可有御存知旨、御國へ御狀被遣付、

拙者熊河ニ逗留候刻、丸目五右衛門御使にて蒙仰候キ、

然処ニ御國本へ右之通被仰候ても、御家中衆自然ニ不

致承引時者、いかニ候之条、先被加御遠慮尤ニ存候

由申留候、以其上惣別薩隅諸縣諸配當を被打破、幽齋

弃破勘落之分を、當年悉御藏納ニ可被召取儀、治部少

輔御熟談專一之由、先度我々御父子様へ御直談申候刻、

深重申承候、定而其通治部少輔ニ至而、勿論可被仰合

事案中ニ存候処ニ、幸侃歸朝までハ、右之趣不相究由

被申候、何を申承候ても、如此可然事も悉跡成く仕

候間、無是非次第ニ候、幸侃歸朝已後、治部少輔弥々

可被成御熟談由、相聞候之条、其刻諸事御談合被相究

候哉、其様子慥成後便ニ可被仰聞候之事、

一治部少輔上洛次第、義久御隱居之儀可言上申候、然時

ハ、當所務已前ニ義久御隱居可有之候、然上ハ薩隅諸

縣當所務弃破勘落之分、不殘可被召上御分別、此一儀

ニ相究候、縦先度治部少輔御直談之刻、此通於被仰究

ハ、此狀參着已後成共、急遣ニ治部少輔ニ右之一儀可

有御熟談事肝要奉存候、

一薩隅諸縣當所務御取ぬかし候ハ、又一様御家跡を御

請取候ても、京都御屋形作罷成ましく候、勿論久保御

在京ニ物入可申候、其上義久御隠居分ニモ、御知行可被遣候、自然何れへ御行候共、又ハ朝鮮御陳被引取次第、大仏井ニふし見之御普請ニ、一稜御造作可參候、彼是以薩隅諸縣當所務被相取、御分別一種ニ相究候、能く御思案此時候事、

一治部少輔上洛仕候て廿日欵跡方、御使者一人、京都に被差上可然候、義久御隠居之儀言上之上ニて、被仰出趣、被御使者ニ可申下候、

一義久名護屋方直ニ可有御上洛分ニ候、然時者義久御隠居ニ付、公儀被仰出趣可有之候条、此段早く貴所御父子被聞召届可然候間、旁以必御使者可被上置候、

一大隅諸縣之分ハ、最前丸目方ニ給候如御狀、弃破勘落之分悉御藏入ニ可被召置通、丸目時之御狀之通、急御國へ被仰遣可然候、先度者御遠慮候之様ニと申入候へ共、其段ハ我等分別ちがひにて候、たとい薩隅諸縣悉弃破勘落分可召取通、治部少輔ニ雖被仰合候、先大隅諸縣之分者、丸目ニ持せ給候如御狀、早く御國へ可被仰下事、尤可然存候、

一幽齋下向候て、弃破勘落并ニ悉知行配當、并ニ惣知行ニよき知行を被替取候事、悉跡事貴所御父子・治部少

輔ニモ可被見せ置由、先度我等中上仕候時、於名護屋ニ義久役人衆ニ堅申候処ニ、彼跡事于今不被取寄候、其上諸縣之知行配當ハ、伊勢弥八具ニ被存候条、伊下入・拙齋不被存由候間、急度弥八方へ被仰付、彼跡事きとく京都へ薩方直ニ早く慥ニ可上置由、到弥八ニ堅可被仰付候、此段專ニ候、薩隅之諸事ハ、是方急取寄可申才覚仕事ニ候、其方へも跡事ことく被召寄、御一覽可然候、到只今ニ御父子へ不被懸御目ニ事、弥八并ニ其外老中、さりとしてハく不届仕立、沙汰之限ニ候、いか、思召候哉、弥八方ハ善候、肱枕第一無沙汰と存候、

一此狀内、我等不殘心底申上候、御父子御一所ニ御一覽候て、則必く火中可被成候、無其儀候へハ、向後も如此具ニ申入事不可有之候、追々可得御意候、恐惶謹言、  
〔未カキ〕  
〔文祿二年秋〕八月十六日  
秀安〔花押〕  
〔安宅三郎兵衛判也〕

義弘様

久保様

參人々御中

八月、秀吉公遣書于浮田秀家・毛利秀元、勞諸將、且勵其怠倦、其趣曰、兵器・粟米・鹽醬等、問増田右衛門尉・早川主馬首、而可藏納於倉庫、炭薪者其地山尤多矣、斬芟之、而積于城中、可泥填其上、寒冬既至、則可與圍爐于步卒、莫使有寒疾也、篙人常在舟中、其得寒疾也必矣、若有用、則別築小屋、而可使居之、若無用、則先使歸于本國、而來春速可召之、諸城經營事畢、則斬伐山木、委積于城內而可也、大雪有降、則伐木其難乎、故吾今命之、

「御文庫二番箱義弘公三卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

猶以此狀、御父子様御一所ニよくく御一覽候て、則火中可被成候、無其儀候へハ、如此之儀、以來も難申入候、以上、

態申上候、拙者乘船渡唐之刻、以書狀具申入候つる、

一 幽齋御仕置之節、度々の御朱印如此ニ候、則寫進上申候、薩隅諸縣悉寄破勘落候て、義久・義弘藏納ニ可仕旨、此 御朱印何も同御文跡迄ニ候、

一 右 御朱印を被相背、知行配分候儀、恣之仕立不可然候事、

一 國中、百姓・出家・侍衆ニ銀子被相懸御取候事、一段不可然候事、

一 朝鮮へ出陣も不仕、或懸落仕、或者何之御用ニも不立ものニ、新知被遣候事、

一 悉勘落可仕旨被成 御説候處、だんぎしよ之寺へ者、新知被遣候、一段不謂候事、

一 とニかくニく、能く思案仕候へハ、此 御朱印之旨

ニ被任、重而 御朱印被申請、右之寄破勘落分之知行、

悉當所務被相押、御取被成候御調專一候、今度於其地、

治部少ニ其段不被仰候由、被任此 御朱印旨、急度く

御使者一人京都へ被差上、偏治部少被頼入、寄破勘落

分從當所務、義弘父子可爲藏納旨、 御朱印御取可被

成事、此一儀ニ相究候、中く御思案も候ましく候、

可然候、給人共少く納取候共、 御朱印於相調者、悉

取もとし可申段案中ニ候、又一郎殿御家督御請取候て

も、今之分にてハ、京都之御家・大仏并ふしミの御普

請、其上御在京ニ物入可申候間、迎御家つ、き申間敷

候、御分別此時候、可得御意候、恐惶謹言、

「朱力キ」  
「文獻二年」

八月廿一日

安三郎兵

秀安(花押)

「御文庫廿二番箱十二卷中字也」「義弘公御譜中ニ在リ」

義弘様

久保様

参人御中

從名護屋之御朱印到來、則増右使者持參候、御頂戴有而可被得其意候、御一覽之有而、悉可被差戻候、重而之兵糧米・諸道具被請取候奉行人、いそぎ釜山浦へ可被差越候、恐く謹言、

八月廿二日

「朱カキ」  
「文祿二年」

石治少

三成判

大刑少

吉継判

羽柴兵庫頭殿

羽柴土佐守殿

戸田民部少輔殿

生駒雅樂頭殿

御陳所

「御文庫二番箱義弘公卷二」 「義弘公御譜中正文有之トアリ」

覚

一御手前御ふちかた之事ハ、先御藏米を以 公儀へ誓紙

ニて人数御書立之上、ある程御ふちかたニ可有御渡候、得 御説、重而之可爲御算用候事、

一小屋共、若番船來候共、火矢之不行屆程引被上、可有御立候、并船共ハ陸地へ引上被置、尤候事、

一重而御藏只今出來候程、二つも三つも可有御立候事、一御家中船共、苅田又ハ亂妨ニ、先くへ參候事、堅可爲停止候事、

一今度重而被遣候船共、國元へ被遣候ハん哉、但又此方へ明船にて成共、被召寄候ハん哉之事、付上乘又ハ大豆之事、

一御手前御人数、普請ニすくなく罷出、一向無人之由、拙者付置候者共かた方申候、如何之儀候哉、御手前兩度御誓紙之上、御ふちかたへ御書立之程も在之事情、我等なども御ふちかた被下候程ハ、一人もゆるし候事無之、普請ニ出し申候事、

以上

「朱カキ」  
「文祿二年秋」八月廿三日

石治(石田三成)  
花押

羽兵様

参

「御文庫二番箱義弘公二卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

此度義弘十方在之間敷ニ付、存寄通申入条ト、

一 今度又一郎殿死去ニ付而、近所之衆を始御家中之衆、

日本之寺々へ志とかうし歸朝之段、かたく可被停止候、

兵庫頭殿御下知を以、上下百人之外、一切渡海在之間

敷候事、

一 又一郎殿只今迄之御陣所ニ、誰にても老衆之中坎、又

八人持之仁可被居陣事、

一 御普請番等之儀、此書立之衆として、義弘被得御意ま

でも無之、可被入念事、

一 御城米御番之儀、井跡船ニ御米ツミ着岸たるへく候条、

可被入置御藏可被相立候、何も御普請當月中過候ハ、

寒天ニむかい罷成間敷候間、可被差急候事、

一 物別内論(論)にて法度を被置、兵庫頭殿へ不相理、下人一

人ニよらず歸朝候事、一切可被停止事、付、御國本へ醫者之事被仰急

度可被召寄候事、

右條々、爲此衆中途對談、可然様ニ可被沙汰候、若

不相屆事候ハ、後日ニ從 公儀曲事之由可在之間、

可被得其意候者也、

石田治部少輔

〔朱力本〕  
又藤二年九月十日

嶋津圖書頭殿(忠長)

嶋津又四郎殿(影久)

北郷宗次郎殿(三久)

伊集院源二郎殿(忠實)

入來院又六殿(重時)

嶋津源七郎殿(忠仍)

種子嶋左近殿(久時)

喜入攝津守殿(忠頼)

平田左馬助殿(増秀)

伊勢弥九郎殿(貞昌)

上井甚五郎殿(神(里兼))

大野權右衛門殿

本田源右衛門殿(親商)

河上左衛門尉殿

河上四郎兵衛殿(忠兄)

敷弥藤左衛門尉殿

菱刈半右衛門尉殿

伊地知縫縫助殿(重昌)

三成(花押)

『嶋津氏文書』

急度染筆候、

一諸縣郡弃破勦落之地、可爲久保藏入之由被仰付、兩人

令歸國之由候、於其儀者久保雖被相果候、今更可令相

違儀如何候之条、弥無別之樣可申付候、縱配分罷成、

其給人佗候共、上下之例法ニ候之間、無緩可令收納事、

一萬一右之始末ニ付て、其給人收納之義難滿仕候者、其

墨付取候て可食置事、

一鎌田李助へ被仰付候收納之儀、いづれも替地ニなり候

間、當所務收納仕間敷と申候由到來候、兩人罷越候上

にても右之通申候哉、於爲其分者、持合之者共收納な

るましきとの墨付を取候て可食置候、謹言、

後九月廿二日

義弘(花押)

伊地知与兵衛殿 (重頼)

稅所越前守殿 (萬利)

本田与左衛門尉殿 (公親)

本田右衛門尉殿 (正親)

桂神祇殿 (忠防)

まいる

『征韓偉略』

一八月二十三日云く、

東照宮曰、予雖不肖、自弱年在行間大小數十戰、未必

在人後、何苦獨止此土乎、長政直諫曰、征韓以來我兵

航海者太半老弱勞轉漕苦飢渴、公今日航海、明日必有

亂民嘯聚蜂起、德川殿雖神算叡智、一人之力恐難俄

支壞亂、公若悔悟而班師偃武修文、萬民之歡社稷之幸

也、秀吉大怒、利家等叱長政使退、數日而肥後馳驛言、

薩摩人梅北某襲取熊本城、秀吉大驚悔悟、令長政子幸

長討之、於是始有歸思、征伐記・秀吉  
譜・藩翰譜

『永吉邸藏』

山田越前入道殿 (有忠)

有川大炊左衛門殿

爲音信鹿皮三十枚到來之、悅思召候、遠路懇志不斜、長

く在番辛勞候、頓而歸朝之儀可被仰遣候間、弥在城肝要

候、猶長束大藏大輔可申候也、

『文獻』

八月廿三日

『御朱印』

嶋津又七郎とのへ

「町田久倍之子左京亮忠綱譜中」

文祿二年癸巳之春、奉嚴命出陣朝鮮、於舊都奉見 義弘公及久保公、而後 兩公陣于巨濟、稱之唐島 忠綱供奉、

文祿二年癸巳八月二十四日、病死於唐島之陣中、享年二十九歲、

「御文庫拾六番箱七卷中」「義弘公御譜中ニアリ」

覚

一 御使として伊東平右衛門尉、去十七日ニ栗野へ歸着候、御方 御兩殿様御供衆下ニ至まで、無違ニ御座候由承、目出度奉存知候、さてく此節者御歸朝も哉候する覽と、月星と奉待候処に、弥御長陳數年之御辛勞之事者不及申、我々爲身を存知、無御歸朝由承、笑止ニ奉存知候事、

一 爰元内城上下共ニ無何事御座候、可御心安候、巨細者御使被參候条、不及重筆候事、

一 納戸衆之事、鳥兵少・稻對兩人、并日記付市來治・鯨掃・鎌与、此人衆被仰付候キ、然者今度久四様就御上洛、鎌与御供被申候、鯨掃事ハ、御代官所惣日記之究可申由、肱枕被申定候、相殘而三人納戸御番被申候、

然共、又八様御他行之時者、兩人被召烈候へハ、殘而

一人御番被申候へ共、何篇不事成候、就夫肱枕被申置候ハ、飯野衆長野織部助・川内主馬・青山左近、此等之人衆之内を、日記付に被定仰候へと、高麗へも可申上由、被申置候、是又御下知を以、從其元野村圓乘坊歸宅之時、可被仰聞せ候事、

一 先刻如申上候、兩城御家作之再興者、從諸外城被申候、惣別之御普請者、當所組中を以肝煎候といへとも、無然候、併御普請大方首尾申候、普請奉行衆各精を入申候、伊地知新左肝煎不及申候、次之時者爲後日ニ候之条、御礼可有事、

一 奥之御番之事、長々之御留守ニ候之間、被仰付候人衆も、御任之由被申候、肱枕被申置候ハ、無人衆にて候へハ、緩之事も哉候するらん、加久藤・飯野兩所之内ニ、貴殿様御存知之人を被仰付候ても、可尔候する哉、旁御意之外有間敷由、被申置候事、

一 御代官所調之事、御常住御祈念、御客來、京都・高麗之御調、隨分被入精ニ候、此前ハ臺所御調中絶之事も候つる、當時納稱罷成、方く御賄調候て、引殘穀百斛餘有之事に候、代官所之事者、毛頭御心遣入間敷候事、

一御倉入去年文祿元納分米大豆之内、當年に至まで遣方、  
每篇有之事に候、細く日記を以、伊平參陳之時ハ可申  
上候事、

一久四様御上洛、栗野御打立六月十二日、赤江之津御出

船同十九、七月三日ニ大阪へ御上着候、一段御勇健之

由申候、同十八日京都へ御上之由申候、大坂ハ御宿も

無之故かと存知候、必定何方へ御逗留とも未知候、御

左右爲可承三人御舟ニ乗せ申候、一人早罷下候、今兩

人ハ不罷下候條、其御左右儘可相聞得候、則御方へも

可申上候、隨而御持せ候て御上候御物之事、銀子三貫

め、白孫□從此元觸申候甘ヶ所之内ニ被立置

寺社、般若寺六十九石八斗、白鳥山八十九石三斗□狗

留孫十八斛六斗□法花嶽寺十二石五斗、栗野八幡七十

五石九斗、徳元寺拾八石五斗□此分相殘候、此外□

□御心持も哉候する覽と具申上候、霧嶋山・正八幡

如形御知行相殘候、乍去去五月□御祭礼者、此方□

御物を以、爲御祈念相問目申候事、

一御方へ節々御見□雖申上度候、船一圓心任ニ不罷成

候、其故ハ、此度小野出雲守乗船之事も、鹿兒嶋へ鎌

兵少を以兩度、鹿嶋右□を以兩度、市來治右衛門尉

を以兩度、良識坊を以三度、書狀を以五度、已上十五  
度申入□つるに、やうく六月廿一日ニ彼舟一着申  
候、ケ様ニ候てハ、向後速□なく候□隅州之浦

水主方、從此方分別申候ハ、毛頭御見續ニ心遣申

間數候、船一□水主一人も無御座候者、何を存知候

ても徒事に候、餘之事に鎌兵少へ申付、御船一艘作申、

水主私雇近日可差渡愚意に候、是を以私舟になき事、

御高察可有候、今度者伊平船を被乗下候條、心易御物

等進上可申事、海山大慶候之事、是非共私舟子、此方

へ五艘分往來候様ニ被仰付候ハ、心遣少可淺事、

一大隅之國可然在所は、皆鹿之御倉入、殘所は鎌雲・長

壽院各かこしま衆被持せ候て、やうく宮内・大窪・

田口ニ少御公領ニ罷成候へ共、門屋敷纒ニ十二三候、

いかに何千石と申候ても島畑計にて、後日御用ニ立間

敷候、爰元へ御歸朝候てハ、被仰悪キ事も哉候する覽、

其御方□稱被仰、是非以大隅之内弃破勘落在所替之跡

等、皆御公領ニ被相定候て可然存知候、誠と若輩不似

合雖申事に候、此元仁口有様ニ申上候事、

一又八様・宰相殿御倉入として、少く御知行相渡候、又

八様御代官万善・中津川兩名は、鳥兵噺にて候、林原



并濱村少く是ハ窪□扱にて候、被儀肱枕も御談合候哉、具ニ不存候、併納等之儀者、御爲可尔様ニ稠申渡候、宰相殿御藏入者、大窪名にて候、是者宮内同前ニ、鎌兵・帖彦江幽齋方直ニ被仰付候、誠乍去旁以、貴殿様之御差圖之外有間敷候之歟、向後始末之儀思召被計、御念を被入可被仰付候事、

一御兩殿高麗へ御長陳之故、從爰元各祇候可申由、重疊至拙者理被申候、高麗江祇候可申与被申候人を押留候へ、後日者拙者慮外者ニ可罷成候、又參陳可然由申候ても、始栗野ヲ其所にも心□不罷居□御見續出物彼是、御家之御爲にも罷成間敷候、如此乍愚意存知候て、先押留申候、如何、可有候之哉、是又御方之御差圖なく候てハ、私ニ難量候、此趣被得御意、可被仰越事、

一在高麗衆跡之出物之事、從鹿兒嶋ハ惣穀ニ懸事に候条、無差別出物可有由、被仰聞せ候、然處ニ從栗野・飯野在高麗衆、未進罷成候、是又類ニ難申候、其故ハ、前代未聞之軍勞無比類御奉公被申長陳候処ニ、稠申にもあらず、比上比下ニ打過候、併肱枕・伊弥八兩人などハ、堅固ニ被相閉目候、是も出物可有共、又御免とも、

一着候へハ分別申易候、肱枕留主之儀に候条、拙者若輩難儀無此上候、能く被得尊意、又ハ様迄御書を以、條々置目不被仰候ハ、後日高麗御見續之爲にも罷成間敷歟、以御納得寄く御披露可有候、此比相良五郎左衛門尉殿・伊東平右衛門殿跡役御免之由、幸侃老御墨付を以被仰聞せ候、ケ様之一着、定其元にて可被成上聞歟、善惡物毎に落着候へは、諸家之存分も無之候、來秋中ニ又可爲出物由候、然間早く右之意分可被仰下事、付今度稅所与介・中山三郎兵此兩人へ幽齋様以御下知、被成御扶持候、最前之御扶持と取合兩人共ニ相當之御扶持に候、尔処ニ無公役之由申候、就其拙者申候之者、幽齋之御下知者ともかくも候へ、ケ程入目多世上に候、其上 御兩殿様ケ程ニ御辛勞被成候処ニ、御國に心易乍有無公役、一圓無分別由申詰候、是又被窺 御意、御報待入候事、

一一向宗之事、麻植吉左衛門尉殿・中村甚左衛門尉殿、鹿兒嶋老中衆談合を以、諸侍者禁制、已下之者ハ皆同彼宗門ニ可罷成よし、廻文被成候、其初拙者申候ハ、武庫様御身邊之事ハ高麗に得御意、一向宗に可罷成よし、利口ニ申詰候へ共、 竜伯様聞食御許被成候處ニ、

不入儀立申候てハ、後日如何、可有哉と肱枕被申、鹿兒嶋之御下知之儘に候、然間侍も少くハ彼宗跡ニ爲罷成由申候、さてく御神慮までを相守、御兩殿御歸

朝をも奉待候処、不成征伐事口惜候、於御分別者彼宗ニ爲罷成侍共、五人も十人も成敗申度候、御留守之事に候条、上意難量候、是非共向後之見こりに候条、

頸をはね辻ニ立度候、御納得候者、御墨付可被下候事、

一久保様御公領、富山備中入・白坂藏人、彼兩人噉爲被

申御知行、去春入組共被仰談候欵、就夫御物等も闇別

ニ納置、御算用も可爲其分候哉、又武庫様御倉入同

前ニ可召仕候之哉、無御下知候てハ仕にくき事、

一又八様御披官ニ可罷成由申候者、從方と有之事に候、

拙者早晚之利口ニ存知候者、先又八様御爲にも可罷

成人を、一兩人も從武庫様被遣、其人凡見及聞及、

御披官をも定申候ハ、當末共ニ御爲ニ可罷成候哉、

或者我か身不成者、或者牢人、身過口過ニ奉頼よし申

候共、後年御用ニ罷立間敷候之哉、ケ様之事迄も是非

共武庫様御下知專用に候哉之事、

一さう地坊主之事、兩人申定、内城之御さう地申付候、

能智者雖無之候、兩人共ニ細工器用者に候条、相抱申

候、兼又祇答院大願寺衆僧之内、可然文字者など候ハ、可相抱由被仰聞せ候キ、念を入相尋候へ共、無御座候、從今も涯分精ニ可入事、

一從諸所御祈念之御守札參候、慥御進上可有事、付加久藤へ罷居候本学坊、伊勢・熊野・愛宕へ參詣仕、頃下向申候、御扶御札内城御看經所へ納置候事、

一白鳥山不思議ニ天火ニて廻祿仕候、則爲御祈念、百俵

・拾貫・御馬式疋御拜進候、先書ニ雖申上候、遠路之

儀に候条、又如此候、付假殿之儀者色と雖肝煎候、任

繁多未事成候、いか様にも事成候やうニ才覚申度由、

各被申候事、

一鶴田御料人様、當時飯野ニ御堪忍候、然者從竜伯様、

御料人様御事者、武庫様從御倉入見續可申由、被仰

聞候之間、早百俵程御物進上候へ共、それにて御堪

忍者相續間敷由申候、其故者、前之大名之形儀を無御

失候之条、ケ様に候、此上にも御物進上可申哉、又分

量可定候之哉、是又此便ニ可被仰聞事、

一栗野御留守居之事、肱枕在國之時分、從竜伯様御墨

付を以、拙者へも出物などの肝煎可申由、被仰聞候、

此一儀肱枕を頼入數度申上候キ、被聞召候哉、尤拙者

御側衆までも可申上候へ共、若輩差出たる申事、乍我  
憚多存候て、于今延引候、少も非疎意候、并高原地頭  
職之事、利安祇答院移ニ付而、武庫様御歸朝迄、普  
請可申付由、從 龍伯様被仰聞せ候、是も右同前に肱  
枕まで切く可有御披露由、申入候ツ、定而可被申上候、  
若く失念も哉候するらん、貴老迄申入候、右兩条御  
披露可有候事、

一 爰許御留主居之事、肱枕者上洛被申、拙者一人にてハ、  
諸每篇致首尾間敷候、其故者、高麗・京都・當所三方  
之御賄、何れも大用之儀ニ候条、是非以然之仁御留  
主居ニ可被仰付候欵、又肱枕下向被申候する哉、能く  
御分別を以、又八様へ茂可被仰通候、今度久四様就  
御上洛も、從鹿ハ一錢も御合力なく候、既ニ飛脚一人  
にてさへ、御上洛御大儀之由、無御申候、是を以萬端  
御推量可有候、爲後日存知、町羽州・鎌雲州之内と上  
洛ニ付而、使者并料足二百疋宛御持せ上京大儀之由、  
被仰候事、

一 諸縣郡弃破勘落 久保様御倉入ニ罷成、利安爲御使今  
日歸朝候、誠去秋之納も算用可有由候、さてハ 武様  
御倉入ハ、宮内・高城・田上合千斛餘可有之候、此分

にてハ何篇調間敷候欵、巨細之段者追而可申上事、  
久四様當時在大坂被成之由、昨日種子右罷下申候、就  
夫承付候者、御馬二疋御立候よし申候、一疋ハ 龍山  
様方御拜領候、一疋ハ 武様御馬青毛と被申候、若棚  
部屋進上之御馬にても哉候之覽、爲可承上洛衆へ書狀  
を上げ候、重而具可申上候、兼又御馬加賀栗毛去廿一  
栗野へ罷着候、一段いさましく見え候事、

一度御書謹令拜見候、尤節々御請雖可申上候、若輩斟  
酌憚多儘不申上候、海山忝次第に候、何様伊平參陳之  
砌、御請可申上候、此等之段、次之時者御取合奉憑候、  
此一通者貴老御覽候て様子御申、早く火中頼入候、猶  
可得貴意候、恐惶謹言、

八月廿三日 休閑齋(新納長住)  
旅庵(花押)

山崎久兵衛尉殿  
川上四郎兵衛尉殿

人々御中

1186

「義弘公御譜中」

「案文」

〔本文番ハ一一九一号文番ト同文ニツキ省略ス〕

「正文在文庫卷本」

爲見廻被差遣使者候、其表弥靜謐之事候哉、定て累年在  
番氣盡之段、尤被察候、猶重而可被仰越候也、

「朱カキ」  
「文祿二年」八月廿七日

「御朱印」

羽柴薩<sup>(義弘)</sup>侍從とのへ

「義弘公御譜中ニ在リ」

「又七郎豊久譜中」

「正文在島津安藝守久雄」

爲見廻被差遣使者候、其表弥靜謐候哉、寔累年在番苦勞  
儀、尤被察候、猶追く可被仰越候也、

「朱カキ」  
「文祿二年」八月廿七日

「御朱印」

嶋津又七郎<sup>(豊久)</sup>とのへ

「御文庫ニ番箱義弘公三卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

「口ククル」可相調候間、此段尤可然候、但如此可然事と我々存知  
候ても、此披露狀義弘御狀ニハ、幽齋之まへ此上にて  
も如何と、万一御思案候ハ、重而いか様ニ御爲可然  
事と存候事候共、以來諸事拙者事、存寄段聊申入候間  
敷候、義久御隱居ニ付而、義弘御用共さまく可有御

座候へ共、我等事更ニ存間敷候、其故者、幽齋今度之

ことく成御仕置ハ、前代未聞無之事ニ候、御家中之者  
共、主人之知行を一往之御居をも不申、悉悉わけ取ニ

して、剩出陳も不仕候事、扱もく如此候へ共、無念

ニも不思召候へハ、善惡を無御存知候間、御馳走申候

ても更ニ不入事ニ候、

一長束殿宛所之披露狀も、内せう之事ニ候間、勿論他言

も候間敷候、又此披露ニも不及言上可申由、治部少

申候へハ、弥可然候、遠路ニ候間、如此重々ニ相調候

て、何之筋ニも可然やうニ可申調候、

一又一郎殿へ申候、縦義弘此上にて自然御思案候共、

又一郎殿ハ引切如此御調候て、御使者可被差上事かん

よふく、當年之所務無御座候ハ、何を申候ても諸

事中く成候間敷候、

一御使者とかくいづものことく、御談合くと候て、は

かゆかす候てハ不可然候条、一段く御急候て、御使

者可被上置候、不可有御油断候、

一此跡少く治部少へ右之上左被仰談候共、又其上ニ而如

此御披露ハ是非共く可被下候く、於此方之才覚者、

我等少もく油断仕間敷候く、相良五郎左衛門ニ、

1190

「御文庫二番箱義弘公三卷中」  
「義弘公御譜中ニ在リ」

「口切ル」

今度 御朱印を□拜見仕候て、弥幽齋□仕置沙汰之限不

可然候、第一 御朱印を悉被相背、よくをほんと恣之振

舞ニ候、薩隅諸縣幽齋之仕置のことく、其ま、被置候て

ハ、何れ之道ニも御家者相つ、く間敷候間、専用ハ被任

御朱印候へハ、誰与いかやうニ取沙汰仕候事も不可在之

候、無御油断御使者待人申候、幽齋ニ不限、國家之御た

め被替御身上候てハ不入事候、其上幽齋者當時もよくニ

替、義久・義弘・久保御身上相果儀も、何共不被存候間、

此上者此方ハ無御違候条、更非御私曲事候、御得心此時

候、惣別御心よはく候事を、御家中衆も存知候故、今度

此披露御書せ候共、せいし御させ候て、無他言様ニ可  
被仰付候、我等書中早々火中專一候く、

一いかやう之事内せう申候共、無他言仁御使者ニ可給候、

此外疏之事ニ付而申度事共候、可得御意候、恐惶謹言、

「朱カキ」  
「文祿二年」八月廿七日

秀安(花押)

「安宅三郎兵衛判也」

義弘様

久保様

參人々御中

1191

「御文庫四拾八番箱中」

「朱カキ」  
「文祿二年」八月廿八日

秀安(花押)

「安宅三郎兵衛判也」

義弘様

久保様

參人々御中

上候、可得御意候、恐惶謹言、

「朱カキ」  
「文祿二年」八月廿八日

義弘様

久保様

參人々御中

之ことく、主仁ニも一屈をも不申入知行をわけ取、剩知

行并代官職なども恣ニ替候て取申候、又々幽齋如此各御

身上之果候仕置被作候へ共、いまた御家之つ、き候才覚

をも御思案候へハ、連々いかやうニ馳走申候共、人の善

惡を無御存知候条、以來も御家ハつ、き候ましく候条、

萬事不入事迄ニ候、御身上も何と成共御分別次第ニ候て、

治部少方へも、さして不及御談合事候、我等はしめて何

ほと存知寄事候共、向後者申入間敷候、爲御後悔重言申

上候、可得御意候、恐惶謹言、

「朱カキ」  
「文祿二年」八月廿八日

義弘様

久保様

參人々御中

懇令啓候、薩隅御仕置幽齋ニ被 仰付候 御朱印、謹而

拜見仕候、寄破勘落社領等迄、悉義久・拙者藏入ニ可仕

旨、被成 御詫候、生々世々身ニあまり忝次第、難申盡

存候、然處高麗へも不致出陳在國之者共、并從京都當時

罷下候さるかう、或者町人、或者從他所罷越候而、奉公

をも不仕牢人共ニ新知被出候、代官共之儀如上方可申付旨 御朱印ニ被 仰出候処、代官被申付故辛勞分と候て、諸代官ニ新地被出、又其上惣並之新知被出候、代官之者共者二重ニ新知被出候、右之知行合而一万千餘配分候、何共迷惑仕候、上様爲御意如此候者、何様ニも 御詔次第ニ候、万一右之配分於不被成 御意者、哀從當年寄破勘落分不殘又一郎藏入ニ可仕旨、被成下 御朱印候様ニ申上度存候、但 御前如何可有御座候哉、可然様ニ御披露所仰候、恐々謹言、

八月 「御案文故日付ナシ」 羽柴薩<sup>一</sup>侍從 義弘判<sup>「実ノ御判ナシ」</sup>

「末紙ニ」 長束大藏殿 「あんもん」

「義弘公御譜中」

九月、大明和親之報未有之、是以 秀吉公又遣書、其趣曰、諸營之經始彌以緊固爲可而已、凡大明和謀事者、我以爲僞誕也、諸將莫迷於和議而倦惰焉、其必固守各營而可也、吾將復驅遣援兵而悉平朝鮮不若者、然大明若結交和、則亦隨其時宜而已、

沈惟敬歸明依石星、而頻請李如松・劉綎等之班師、石星奏于明帝、明帝聽之、依是李如松出開城而歸明、劉綎猶留焉、時日本兵充滿于釜山浦矣、李如松已引多兵而歸、故朝鮮人驚動、有金侍郎者、贈絕句于如松曰、聞道將軍捲甲還、定知和代是非間、朝廷若有班師命、不獨<sup>フナク</sup>辱亡齒<sup>シメ</sup>亦寒、如松既還、時會沈惟敬贈雜貨及花布四十種於行長、加之惟敬隨日本人之求而貽書籍、又受日本之旗五本而藏之、如松聞而大怒將殺惟敬、然亦石星之所舉也、故不妄誅之、

秀吉公以大明和議之報聞未至、故以爲期我也、依茲日夜與家康卿・利家偕議軍謀矣、一日黑田如水隔垣聞之入曰、去歲遣大軍於朝鮮之時、家康卿耶、利家耶、督師渡海、則政刑軍令通而無滯矣、若不然、則遣知軍道如我者、則朝鮮征罰何難之有、方今清正・行長唯以武勇爲善、而其年尙壯、以故軍道未練習、且清正・行長相不善、清正出法、則行長破之、行長下令、則清正不用之也、是以朝鮮人民苦無依憑遁匿于山林、有萍梗之思、無土著之情、是以日本人所經歷之朝鮮三道、里有空屋焦土、野無青草、既爲廢墟、諸將在陣其困勞可想、若如此而止、則大功必不成矣、 秀吉公可之、而謂、羸師<sup>ツツシカ</sup>而勢屈、則恐其有內

訂也、故招家康卿・利家・氏郷・淺野長政曰、釜山浦諸將有懷土之意、無進兵之氣、我自帥師征朝鮮耳、水路陸路之軍兵可驅催之、日本者既附得川殿、我不勞意、我督中軍十萬兵、以利家爲左陣使率十萬衆、以氏郷爲右陣使率十萬人、凡三十萬人、長轂雷野、高旗彗雲、過歷三韓直入大明、屠盡明京、可爲大明皇帝、時家康卿大怒憤恚、颺言曰、我自壯年以武道爲業有年於此、未有一敗塗地之舉、今又何爲處守于日本乎、鴻命縱屢降、而我必渡海耳、淺野進曰、狐之作妖也、雖聞之久、而應時志狂者今於秀吉始見矣、我想秀吉狐媚入其心、匪復平日之秀吉也、得川殿其勿怒焉、秀吉公聞而怒髮直入曰、噫汝彈正豎子何言尤非禮也、因叩其刀、利家・氏郷、抱持之曰、彈正者我輩誅之、豈汚君双乎、彈正不敢懼曰、我輩者數百人雖伏誅、而不必憂也、抑比年爲遣兵於朝鮮、故戶有三人抽一人、日本軍兵大半既渡海矣、轉漕之費幾矣、飢渴之苦甚矣、秀吉今日發船、則明日必有群盜之蟻聚構亂者非可疑之、得川殿雖運奇策、而亦何以一旦之力、俄平四海之亂乎、今若班師爲修文偃武之政、則國家之昇平貴賤之歡欣在此耳、若不如此、則可被刎我首也、秀吉公勃怒太甚、利家・氏郷脫彈正而使退、彈正歸宅待秀吉使者

1194

「久保公御譜中」

之來、而將自裁也、逾數日 秀吉公謂得川殿曰、可攜彈正而來矣、彈正應召即至、秀吉公曰、汝罪可有之也、彈正幸而免焉、欣欣然所以退出也、秀吉公爾嬖淺井備前守長政、生男子、名拾、後號秀賴於茲乎、秀次馳書于浪古耶即名護屋也而告之、秀吉公聞而大歡曰、朝鮮之事沈惟敬既調和議矣、軍旅之指麾者得川殿及利家可斷決之、乃乘輕舸馳到大坂、弄璋之慶施于天下、秀吉公將廢秀次而立之、

1193

「御文庫廿二番箱十二卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

嶋津兵庫頭殿舟四拾七艘ニ、御米五千七百五石并かこ六百斗拾八人飯米卅日分百九拾七石四斗、合五千九百弍石四斗、慥ニ積渡候、早速ニ御請取候て、則請取可被下候、恐々謹言、

「朱力キ」  
「文祿二年」

九月六日

寺澤志<sub>厂</sub>

正成

增田(長徳)右衛門尉殿

毛利兵衛殿(重政)

早川主馬頭殿(長政)

御陣所

久保不幸而忽罹瘴癘、文祿二年癸巳九月八日、卒于朝鮮國巨濟倭人謂之唐島也、之地、年二十一、法名恕參號一唯、皇德寺殿、追跡殉死者、鬼塚三藏法號即傳性空禪定門子孫無之、田中三右衛門御小者也、法號俊哲全逸禪定門・山元勸左衛門前名木工左衛門、親匠法號節叟正貞禪定門、參公丁第三年忌之時追後遂自殺者也、

「御文庫四拾八番箱義弘公卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

尙く對馬・壹岐邊迄と申て候へ共、壹岐嶋まで越候共、如國元被罷歸候て、さいしやうたつきなき躰を見廻有へく候、又對馬迄被越候ハ、こゝもと一との間にて候之条、此地へ被渡候ても可然候する哉、何も爲御心得候、

さても昨日八日夜半、久保死去候、我等力落可有推量候、此中内と被煩候へ共、今かやうニ可被相果之躰にてハ無之候ツ、覺外之儀に候、然者實所事、此比可被參之由、先日申越候キ、自然壹岐・對馬迄渡海候ハ、涯分日なミをきハめ、此地へ可被罷渡候、又いままたなこやへ被居候者、先く如國元歸宅可然候、今度被參候事も、久保へ御見廻のため迄之儀候条、如此之上者不入事候、殊さいしやう誠たつきなく可爲迷惑候之間、貴所以在宅ちから

ニ可被成候事肝要候、兼又於在所と、かざる者共被近付、又者無人にて立出事共、是非無用儀候、よくくたしなミ專一候、勿論隣所などのありき、ひたすら停止たるへ

く候、今度供衆もたれく召列候哉、中途かいふん無越度之様ニ、可申調之由申度候、恐と謹言、  
「朱カキ」  
「文祿二年九月九日」  
義弘(花押)

又八郎殿

「家久公御譜中」

兄久保主、文祿二年癸巳九月八日、於朝鮮國巨濟倭人謂之唐島、病死、同月廿七日、其聞訃音、則號泣于旻天、落淚萬行未頃刻有止時、哀傷逐日増益矣、丁此時、石田治部少輔三成使吉岡藏人者忠恆之權上都、由茲十一月、首途於栗野、到着於日州赤江浦、忽艤乘船、而待天氣晴和海上穩波時、解纜於赤江、渡海路不緩舒、而是時冬天只有北風少無南風、送數日於諸所海岸也、

「新納旅庵譜中」

文祿二年癸巳九月八日、久保主罹瘴癘卒於唐島、同月廿七日、有其訃音也、依此事從石田治部少輔殿、使吉岡



藏人速又八郎殿企上京、以故 龍伯君有旅庵可使京都之命、是以閏九月十一日、首途於栗野、于時 龍伯君賜衣服一領・白銀二葉也、同月廿七日、遂上京、達 龍伯君旨趣於石田治部少輔三成公・細川兵部入道幽齋、則被達台聽、仍又八郎忠恆主有家督之命、由此使北原勘右衛門尉速告 台旨於薩摩州、先是有忠恆主上京之命、以故已十一月、首途而令到日州八代、於彼地、勘右衛門尉言上件吉事也、

文祿二年十二月、忠恆主上著也、三成公曰、越年於堺者可也、以故主臨也之家、于時 忠恆主令惱痘瘡者殊重、而經數月所以平復也、

文祿二年癸巳、又一郎久保公繫瘴癘、九月初八卒于朝鮮國唐島、享年廿一、以其死骸、所送于薩州、久高・平田太郎左衛門尉落髮、而死骸之爲供奉歸著薩州、而後於福昌寺葬送既畢、翌年之冬、久高再赴朝鮮、踰年於船中、以著高麗之岸勞軍務矣、

一斯て八月十二日眞幸早、又市様も御小煩之様ニ被仰候か、文祿二年也同九月八日、から嶋と云所ニ而御遠行、就夫中と下と之歎を忘る由也、扱と御かはねのむなしきを薩摩へもり奉て、福昌寺ニ而御はうむりなり、如此候而久高懸而打立、年を船中ニて越候而、高麗へ參、武庫様上意ニ而、御側江堪忍申候、去年薩州已下之者共起一揆、肥州佐敷へ立籠、雖然無何事、細川幽齋被成下着、龍伯御談合、國中爲堅固申とて、寺社家皆と奇破勘落など候て、御礼役之金銀調候而、龍伯名古やへ御參上也、御礼閉まり國も御抱候而、高麗へ番手之人衆、武庫様を始申、各々目出度御座候也、

一ケ様ニ弥武き御心の花の様成る玉躰ニ、御腦ミ付給ひて、弥増ニまさりけれハ、諸軍兵も驚きて、數之祈療をせしか共力無く、無常の風ニ誘れ給ひぬ、頃ハ文祿二年癸巳九月八日ニかくれさせ給へハ、自國他國人も、泪の雨は降り増り、袖をしほらぬ人ぞなき、御法名者一唯恕參公とぞ申奉りける、其御代續ニハ、家久様を相定め御申之事ハ、 関白様より上意也、角て御

禮儀過ぎけれハ、追付ケ從京都直ニ名護屋之津ニ御下着ニ而、高麗國ニ御渡海を被遊、然者武庫様ニ御番易を被成ニ依て御歸國ましゝて、少シカ程ハ御休息之處也、夫よりまた御渡海ニて、朝鮮國を追討せらる、刻ニ、漢南方爲加勢兵將百萬騎を率て攻來る軍氣を、武庫様・其御子陸奥守様御覽して、無勢とて敵をあなとる事なかれ、多勢を見ても恐るべからず、と御下知ニて、軍兵を打出させ、先き陳衆ニ懸合せ、數か度之太刀打させせつゝ、御太將武庫様・家久様討出させ給へバ、百萬騎之唐人も、軍ニハ仕勞宛、敗北してぞ逃をのゝく、追付攻付討せらる、敵四十萬騎戰死也、御方の軍兵競をなし、はんくわいが忿ニも張良か秘術をも是にハ争かまさるへきと、天竺・震旦・我朝迄見聞人と褒美なり、其後ニ防戰者無行、和睦之一儀申つゝ、大明方人質を相渡す、日本ニ被召烈、京都江參上、事濟て亦漢南ニ被送渡、彼の唐人の悦びハ更ニ限もなかりけり、依其軍忠、六萬石余之拜領をさせらるゝ、兼ハ亦薩州鹿兒島之事、御代々の守護所たるにより、陸奥守様ニ被讓与、隅州之内國分と云へる處ニ、新造を被構、龍伯様御座也、則長生殿とそ申ける、扱又

兵庫頭義弘様ハ、鹿兒島・國分之間とて、加治木と云へる城籠ニ御館を構なされ宛、天長地久、國家太平、萬民快樂ニ御世を治給ふ處也、

1201 「池田右近將監貞安覺書」

一久保様高麗ニ而 御他界ニ付、親六左衛門事も御死骸之御供仕、鹿兒島へ參、其上高野迄御骨之御供申候事、

1202 「御文庫ニ番箱義弘公三卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

爰元爲御見舞罷渡候条、以參可申入内々存候処、又一郎殿御仕合承及候間、中々可爲御取紛と先直ニ罷戻候、御心底之程令察候、先以使者申入候、恐々謹言、

〔朱カキ〕  
〔文祿二年〕

九月十二日

〔増田〕  
長盛(花押)

羽柴薩摩侍從殿  
まいる御陳所

1203 「義弘公御譜中」  
「正文在入佐勝左衛門」

御息又一郎殿御事、御遠行之由傳承令仰天候、扱々不及是非儀候、御周章之段、中々難盡紙上候、尤以參御申

雖可申述儀本意候、萬事取紛候条、可被御分別候、去比

遂面上候条、一入於愚等者愁傷候、餘無沙汰罷成候間、

企使札令弔慰候、恐惶謹言、

「朱力キ」

「文祿二年」

九月十七日

安國寺

惠瓊(花押)

薩摩侍從様

人々御中

1204 「義弘公御譜中」

文祿二年九月、石田治部少輔三成、丁朝鮮國歸朝之時、

艤乗船十艘、送從軍已下於日本也、於此之時、俾安樂伊

豫守・郷田源左衛門尉司十艘進退也、

1205 「御文庫廿二番箱十二卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

定法度

一あき人きんせいの事、

一他所方れうし舟かたく令停止事、

一嶋中へきつて無之もの、むさと罷越間敷候、三人うち

奉行つけをき、きつて無之ものハ、からめきたり候へ

と申付候条、可有其心得之事、

一夜中舟のり出し候儀、一切仕間敷候、但かなわさる用

所於有之者、三人中へ申、可罷通候事、

一不及申候へ共、諸せうふいよくきんせいの事、付兩

三人之者はしり候を、たかいニかくし置候ハ、則せ

いはい可申付候、以來日本ニてきゝたて、せいはい可

申付候間、ちいんのものハ不及申、おやこの者成共か

らめ出し可申候事、

以上

文祿二年九月廿日

生駒雅樂頭

(親正)

戸田民部少輔

(勝隆)

羽柴土佐侍從

(辰宗我部盛親)

1206 「御文庫廿二番箱七卷中」「義久公御譜中ニ在リ写トアリ」

内々態以使者を可申入と存候折節、此仁被參候間一書

申越候、

一我等事、當月廿三日至名護屋着岸候、則明日大坂へ罷

上候事、

一其方御所芳、先被得驗氣御歸國之由、玆重候事、

一又一郎殿被成御果候事、扱と不慮之儀、中々可申様無

之候、御心中迄案入候、其付彼御跡目彼是之事、羽兵

御内存共拙者へ承候、義久又ハ其方御在京たるへく候

間、可申談之由、義弘被仰候間、内々左様ニ存候キ、  
當地にて承候へハ、義久も又其方も御歸國之事候条、  
彼御跡目之儀被加御分別、義久御談合候て、其方御事  
乍御大儀京都へ御上候て、義久御存分ニしたかい、  
御前へも御披露候て、御誼之趣羽兵へも急度被仰越尤  
候、義弘今程ハ可爲御取亂候、嶋津殿御家之究此時ニ  
候間、不可有御油断候、殊更最前熊河にて如申談、御  
國之御仕置も被成御誼候、巨細ハ其方へ御申聞有へき  
と最前 上意候つる条、旁御上洛肝要候、委細此仁申  
含候事、

一 嶋津殿御名跡之儀、定而義久御存分并家老衆被存寄通  
可有之間、申迄無之候へ共、又一郎殿さしつぎの御舍  
弟在之由候条、さやうの所ニ落着候ハ、早々又一郎  
殿御舍弟御同心候而、御上洛あつて被得 上意をも、  
急度可被相濟事専用候条、次先日、石火矢之事ニ以兩  
使を申候、定而可爲參着候、大小ニよらず、以御才覚  
被差上可有候、其元於近邊方々御尋候て、少も數多所  
望候事、

一 南蠻之手火矢御所持候欵、不然者何方にてなりとも御  
尋候て可有候、所望存候、自然だいなと見苦敷候ても

不苦候、臺よく候へハ猶以珍重候、兼又熊河にて切と

申承候、無何事候、可御心安候、菟角此書狀參着次第、

早飛脚ヲ被仰付、京都へ此御報奉待候、

「朱カキ」  
文祿二年秋九月廿五日

三成

1207 今度石治少様へ石火箭五丁進上申候、此内ばうひや壹丁、

右之内幸侃より石火矢式丁、抱節より壹丁、

以上

九月廿六日

鎌田出雲守

政近

伊十院下野入道

抱節

(阿多)  
長壽院

盛淳

1208

金吾歳久公御娘様より

夫人

惟新公江被遣候御文写

(貼紙)

「御夫人

大永四年生ナレハ、文祿元年ハ六十九歳ナリ、

歳久公一是ハ天文六年御生故、文祿元年ハ御年五十六才、

御夫人

歳久公ヨリ十三才御長年ニ當レリ、

慶長七年壬寅十一月廿二日  
御年七十九歳ニテ御逝去

くりかへしおちうこんなからも、けさ菊か事ばんし  
頼あけまいらせ候、此ふみのていミくるしなから、  
せんかたなさのおもひにひかれ候て、なかふミなか  
ら申上申候、た、上さまの御一けんちかい候へハ、  
うき世のなかハなさけなく、しつのめにいたるまで  
ハるくちさまくにて、きよねんよりこ、まて、か  
たならぬおもひ、むさしのへたねをまくとも、せま  
くもやあらんく、

さても、御りやうてんはるく<sup>『道』</sup>の御ざひちんにて、御心  
つかい御しんらうの御事、中と申せはおろかのやうにこ  
そ候へ、さやうなるどころ、まきれさるせんしいより候  
へども、さためてきこしめしもおよび給ひ候らん、こそ  
のなつの暮、おもひよらさるふりよのぎとも候て、めい  
わくともなかく<sup>『悪』</sup>申候するやうなくこそ候へ、それによ  
り、けさ菊身上もめいわくのていにて、るまいらせ候へ  
ハ、つかひを一人さしあけ候すること成かたく候て、こ  
ゝまて存なからの御ふさたをこそ、申上まいらせ候、あ  
まり御ふさた申あけまいらせ候、又けさきく身上も、御

りやうてんニたのみあけ候するかれこれのためニ、しそ  
うをやと<sup>『別』</sup>候て、あげまいらせ候、せいさかねく<sup>『兼』</sup>のふ  
んべつも、また物かたりにも、御りやうてんニたいし奉  
り候てハ、たとへはらをつかまつれと候するも、きよい  
したいニ而候する、一めいをすて御ほうくうとこそ存候  
ところニ、世中ミたれ候て、御りやうてんたひく御し  
やうらくともめしまいらせ候ところニ、ミたれまへより  
ちうふハつらひ、たひく<sup>『中風』</sup>の御さひきやうに、一とも御  
とも申あけす候、くちおしくとこそ、つねのことくさニ  
付ても、ねてもさめても申されしところニ、てんどうに  
もちかひ候や、むめきたはういつきども申され候ニ、せ  
いさかせ物あひそひさしきニ参候て、りよりハひ共申ま  
いらせ候、それにより、れうはくさまもなこやより御き  
たくどもめしまいらせ候、大口より御ししやとして、ひ  
ししまきしう御こしなされ候て、うけたまハハリ事ニも、  
此たひむめきたいつきにより、さつましよへんおきめの  
ため、ほそ川との御とうしんなされ、御くたりにて候、  
さ候へハ、せいさもいぞきかこしま江参、びやうきのてい  
をも御目ニかけ、又此たひいつきのやうもせんしなきよ  
しをも申のへ候やうにと、さまく<sup>『述』</sup>かたしけなくおほせ

にて、日夜「奇ラス」「早「使」使つかひ給ハリまいらせ候、また「町田殿」「教」まちたとのよりもかすくのつかいに、せひ「是非」「急」いぞ「承」承き御参候やうにと、うけたまハリ候つれ共、そのころせ「兼」「兼」いさかねてのひやうきニ、また「又」「又」ふくちうをハつらい、誠「笑止」「笑止」ニしうしのていにて候つれとも、あまりかたしけなきお「仰」「仰」ほせにて候ニ、このたひふくちうけと申、しくう申さす候へハ、かねてぞんし候しんていがいたづらニまかり成候ま、ミちにてむなくまかり成候する事、かくこのまへにてうつたち候すると申、文月十日ニミヤのしやうをうつたち参られし時、ミもしおやこニおほせ事ニ、我ハひやうきと申かやうに参候、またかへり候する事ある間敷「病氣」「病氣」、袈裟「袈裟」「菊身上」菊身上ましく候ま、けさきくしんしやうハ、御りやうてんの御りやうはいニるまいらせ候て、御けちをもつてほどをもおし候やうニ、ふんべつ申候やうニ、我おやこもゆ断「断」「断」たん申候など申をき、うつたち参られ候ま、跡より見おくり候て、さてもくあのでいにても御参候ことと申候て、上下ニよらす、なミたをなかしまいらせ候ところニ、おもひの外ニきやうきと候て、ちうとふにてめしつ「濱」「濱」ふし候と、つけきたるをうちきくより、ゆめうつ、ともハきまへす、こちまといなから、せいさかやうにめし

禿「禿」「禿」つふし候うへハ、あとくのところも、とうせん「同前」の御あつかいにてこそ候する、待「居」候てるまいらせ候ところニ、七月廿日ころニても候つるか、ひし「比志島紀伊殿」「比志島紀伊殿」まてこへなされ、御ししやとしておほせられ事ニ、けさ菊か事ハ、御とりハけなされ候するとのおほせにて、との御へいしニ申ことに、せいさあとのところ御とりハけと候、かたしけなくぞんしまいらせ候、さりながら、せいさかやうニ御なり候上ハ、たすかり候てもいらさるきにて候ま、た、とうせん「只」「只」の御あつかいをねかハしくぞんしまいらせ候と申上候へは、そこよりふくしやうし御まへより、くハしゆんけん「花舞」「花舞」れうこんしをしそうとして、御かけひきにて候へども、さきのごとく御へいし申まいらせ候、そのちふくしやうし、むさし「新納武蔵守事也」「新納武蔵守事也」のとりのやうしよ、ミヤのしやうニさしこしなされ候て、しきりニ御とりハけ候する、たすかり候やうにおほせにて候とて、二人もおほせられ候、そのときこなたより申ことに、御とりハけ候するとうけたまハリ候、誠ニかたしけなくぞんしまいらせ候、せん「千」「千」ねんまんねんめしハけながら候とぞんし候する、さりなからせいさかねてのぞんしふんにも、何篇ニ付御いゑの御ほうくうにハ、一めいをもすて候ず

るとこそ申され候、まして「紀伊頭」「使者」の御ししやとして御「越」候時ハ、そこをこそもつはら「専」ニ申され候つる、せいさ「暗義」一人にて、御いへまたハ御くにもとの御ためニまかりなり候ハ、はらをもつかまつり候するま、すくにおほ「開」せきかせ候やうニとこそ申され候つるころニ、それハ「左」「有間敷」さにてハあるましく候と候て、あまりく御ぬき候て、七月十八日ニちうとニおひてめしつふし候時ハ、御とりハけと候ても、たすかり候ずる事いらさるきニ候、せい「前」さまへよりも、山く、りを一人つかハし候て、我ハ存がけなきところニ、しやういにてぞ候らん、人衆さしかけられ、しやうかひ申候、さてあとのところもさためてどう「前」せん「の」の御あつかひニ而こそ候するま、おんなこハラハへとハ申ながら、きハをかひ分、しつুক候へと申候て、つかハされ候ときハ、あとハなき物ニそんしされたため、かやうにまかりなられ候時ハ、たすかりかたく候、かやうニハ申ながら、せいさ「存命」そんめいのうちに、きやうきさし下り、せいさハしやうかいと候ま、はらをつかまつり候へ、まごのころハ、けん「堅固」御たすけ候するよしを、せいさニおほせられ、とくしん被申、そこより我おやこ「暗義」にもせいさまへより申きかせられ、そこよりしやうかい「親子」

を申され候ハ、おほせまでも入ましく候、たすかり候すると申あげ候へハ、そのときれうはくさまきよひとし「上」て、又うけたまハリ事ニ、まきれさるのきハにおひて、おほせられ候するどめし候へとも、せいさかせ物とも、その御しそうをよせつけ申さす候ま、こなたより申あげ候ところハもつともにて候へとも、御ちからニ御およひなきよしにて候、せいさの事ハ、御いゑまた國もとの御ため、かやうニまかりなられ候ところニ、おんな子とハ申ながら、ぐちなる事を申候、あさましき事ニ而候、あまりさやうニ申候へハ、せいさ御ほうくうも、いたつらニまかり成候ずる、さやうに申ならハ、さつまにてほそ川どの御あつかいぬる候とて、あさのたんしやうとのさしくたり候ハ、りんはうことくく、そのうへさつまの事も一へん申候する事にて候よし、おほせにて候ま、さてハおほせニまかせ候する、せいさハ御ほうくうと候ときは、さてちきやうのところハいか、にて候ずるかど、ふくしやうし・むさしとのへ尋申候へハ、二人よりうけたまハリ事ニ、それハちかひ候ずる、さ候てミヤのしやうハ下城申候やうニとうけ給候、こなたより申こ「承」とに、さてハたすかり候ても、いらさるきにて候、ちき

やう「行」ニもはなれ、その上「其」どころにもはなれ、けさ菊「此所」こ、  
 彼所「彼所」のかたハラニカ、ミ、かせ物一人もめしつかハぬ  
 成ニまかり成候てよりハ、いきかひなきしんしやうにて  
 候するま、こ、ハリうはくさまニひたすら御ハひにて  
 候、御はうおんとしてめしつふし候て給り候へ、上下ニ  
 よらすいのちほどをしき物ハ候ハねとも、なか「長々」く「見苦」ミく  
 数「数」し「辨」てい、いやニそんしまいらせ候と、おつて申上  
 候へハ、又その御へいしニ、まつこ、ハきやう衆かやう  
 ニいさせられ候ま、そのおそれとして、いつせつ下城  
 申候やうに、きやうしゆも御のほり候ハ、もとのすか  
 たとめしたて候ずると、かやうニおほせにて候、そのとき  
 おんなのくちぎにてまだもうたがい、まつこ、を下城御  
 させ候するための御やくそくにて候すると、ふくしやう  
 し・むさしとのへ申候へハ、その時むさしのことハニ、  
 けさ菊しんしやうニ付候てハ、すこしもへつぎあるまし  
 く候、御ハひ申候するミきりハ、我うけとり候ずる、し  
 然「然」御ハひ申た、す候ハ、その日むさしハ御いとま申  
 候するとまで、かたく御やくそくうけ給候て、八月十一  
 日ニ入木のごとく下城申、こ、までかんにん申まいらせ  
 候、きよねん十月、ほぞかハどのより、入木のあんより

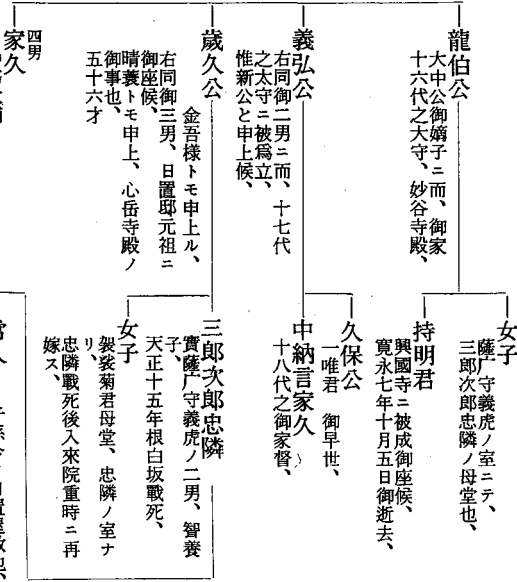
のあげちだうのはらミやうのうちニ、ちぎやうをすこし  
 たまハリ候ずる、御たすけ候かしハ、かんにんの爲ニと  
 おほせ候ま、りうはくさまへきよいうけ候へハ、ちぎ  
 やう申候てよく候するよし、おほせにて候ま、さてハ  
 と申、つほ付ちやうたい申候へとも、なか「中々」く「悪ルイ」ハるい  
 ころにて殊ニすこしのきにて候へは、いまぶんにてハ、  
 かん「勘忍」にん「迷惑」ていめいわくにて候ま、きよ年の御やくそく  
 のすちにて、かこしまへさまく御ハびをこそ申上まい  
 らせ候、とかくけさ菊身しやうのところ、ぶこさま・又  
 一さまをこそ、ゆくくたのミ上候するま、きよねん  
 よりのやうたい、なかふミなからあけまいらせ候、ふこ  
 さま御まへより、又もしさまへ御ひろう、は、かりなが  
 ら頼上まいらせ候、此よしよきやうニ御申頼入候、よめ  
 ましく候、御すもしニ而、此うち事すミ候ハ、やかて  
 なつむし、めて度恐く、かしく、

文祿二年 菊月 日

「けさ菊ハ又吉 常久事也、  
 御りやうてんハ義弘公・久保公御事也、  
 此御状ハ歳久公御夫人ノ文也、正文ハ島津左衛門久通ニアリ、尤惟  
 新公へ被遣候御文ノ由、



せい、歳久入道晴養ノ御事也」



(本文書ハ九四一号文書ト同文ニツキ省略ス)

(本文書ハ九四〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

袈裟菊丸、宮之城江籠城被仕候付、從龍伯様、比志嶋紀伊守殿御使として、七月廿日比欵、大村迄被爲越被仰聞せ候、袈裟菊事、御取分可被成候条、下城可仕旨、上意として被爲仰聞候、袈裟菊母被申候者、晴養跡之儀御取分可被下との 御上意忝候、乍去晴養ケ様ニ御噺候上者、助候而茂無詮事候条、晴養同前之御噺被仰付儀本望に奉存候由、御返事被申上候、其後福昌寺ノ花舜軒龍雲寺御使僧として、同前之趣被仰聞せ候、不相替御返事申上候、就夫、福昌寺・新納武藏守殿爲御使者、宮之城江被爲差越、知行之儀茂袈裟菊身上本之姿ニ御取立可被成通、堅被仰聞せ候ニ付、下城仕、如入來爲被參候由、坂中ノ袈裟菊身上之訴訟被申上候書物ニ相見得、于今有之事、

一今月十八日、池田右近事罷下、書狀并口上之趣具ニ承、本望之至候、先以 公方様被成御上京、則 御目見得相濟候由、目出度存事ニ候、殊又八郎殿茂同前ニ 御目見得候由、誠ニ年少之儀ニ候条、御前如何と從是心遣千万存候処ニ、いかにも乙名數御禮被申上候、就夫奉初 上様、御年寄衆其外御前ニ御座候人衆、いつれも御褒美之跡ニ御座候ひつる由、扱々奇特成儀と老後

之満足不過之存候、此等之御祝儀申入ほと企使札候、

上様御上京之儀候間、不及申候得共、公界可然様彼是

可被人御念事肝要ニ存候、將又我等煩茂于今無相替儀

候、老躰長と病床と弥草臥之躰、御推量之前ニ候、併

養生無油断候条、御心遣有間敷候、猶期後音不能詳候、

恐と、

六月廿四日

御使

東郷長左衛門

薩摩殿

1213 「正文在山田弥九郎有盛」

(本文書ハ一一八一号文書ト同文ニツキ省略ス)

1214 『雜抄』「久保公御譜中正文在海老原吉右衛門トアリ」

(久保) 一唯想參ハ弓馬の道をたしなミ、武士のたけき心をもつ

はらとして、前の殿下秀吉公吳國退治の御下知にしたか

ひ、軍陳いとまなきに、こま・もろこしのさかひ、から

嶋と云所にて、文祿二年九月七日之夜、世をはやうせし

ことを告しらするに、心まとひいへはさら也、其比一首

をも手向まほしく侍りつれと、かなしきのあまり、いと

よせくる老の浪にしつつみ、歌のもとすゑもたよひ、

た、しからねは、人目の隙を忍び、六字の寶号をはしめ

に置、六首をつらね、廻向しけるものならし、

龍伯

なくむしのこゑは霜をもまちやらてあやなく枯る草の原

哉

むらさきの雲にかくれし月影はにしにや晴る行ゑなるら

ん

あめはた、空にしくれぬならひあれや憂折くの袖にか

ゝりて

みし夢の名残はかなきね覚哉枕に鐘の聲はかりして

たつねてもいらまし物を山寺に説をく法のふかき心を

ふてをミきに弓を左りに翫ふ人の心や名に残らまし

(文祿二年) 閏九月廿三日

1215 一唯想參の追善とて、龍伯老人のよみ給へる弥陀の寶号

の詠歌に、感涙双袂をしほりて、一首をつらねけり、

(前必) 龍山

跡とへることはの玉のひかりにもなきかゆくゑのみちハ

まよはし

「此龍山の歌ハ御譜中ニナシ」

1216

「久保公御譜中」

「在清水岡寺」

維文祿二年癸巳初九月初八日、我賢君 一唯恕參大禪定  
門行年廿一歲、而於異國犬牙之地、雖引卒鳥合蟻聚之兵、  
頓染風疾、已終焉矣、同下旬頃、欲其訃音到于此、藤氏  
彰久所悔者、發出軍之奇策、在萬里外之故、不能侍于自  
殯送闈維之場、雖然辱藤家好者人焉度哉、越閏九月初八  
日、諒闇中命十餘員梵侶、備沼沚蘋蘩之薄奠、謹奉祭于  
尊靈前以申文、

嗚呼哀哉 翔天鳳翼・出海龍鱗

奮武勇於關西

其功以韜略

鳴文藝於東魯

其德超孟論

可蕪揚方軍一將明德 况治九夷八狄烟塵

生前意氣猶存 風驚雨鳴迅雷不及掩耳

沒後威名弥仰 月冷霜嚴尊靈如在全身

好管絃數曲之遊 常有風流癖

究書文三昧之法

偏愛雪月新

於戲哀哉尊靈 結夢於蕉鹿 絕筆於獲麟

天何示不祥

泣血吞聲淚雨滴々

世已奈易變

拍手摩胸情波瀾々

群臣拋背後藥 庶民泣架頭巾 吁所獻是什

步鞋於新霜露底之清 于籬折黃菊

寄舟於岩隈澤水之秀

于籃采紫萼

一炷宝香

炉上片々烟篋竹曉

三奠芳茗

哲下颯々風入松辰

伏寄至誠志

願受菲薄裡

嗚呼哀哉尙鑒

「上書有之」(ママ) 波公用之

1217

祭一唯參公文

維文祿二年龍集昭陽大荒落九月初八日己未、

吾宗薩隅日三州太守一唯參公大禪定門唱滅於高麗一邦、

越歷十餘日、屍裹萬里歸于薩州官府、哀悼之餘、世臣幸

侃謹備伊蒲之淨饌、致祭於 靈筵、其文曰、

嗚呼哀哉

興亶父業

緝文王熙

外壯勇武

內含仁慈

入遐荒地

遠航高麗

每舉松扇

三軍指麾

威橫三國

名聞四夷

今年在虵

哲人云萎

嗚乎哀哉尙饗

學孫吳法

下視胡兒

三百六旬

衆樂猶罷

自今以往

念茲在茲

嗚呼哀哉

誰不傷悲

東關西塞

恨來已遲

氣鈍太阿

抗讎淒其

不深斯道

嗚呼哀哉

病床夢脆

人誰不知

胸霧未霽

奈此嗟咨

靈光不昧

敢昭鑒之

1218 「平山氏系圖 歸土作太夫 系圖中」

越後守近久之子

久丘

左衛門太夫

忠續

源六 作右衛門尉

實雖爲久丘妹之子、女子跡所連續當家依無其例、爲其

弟記此座者也、

文祿元年壬辰之春、朝鮮國征伐之時、從于 又市郎久

保主渡彼國、勞軍務之際、 久保主罹瘴癘、翌年九月

八日、卒於唐島、爲死骸之供奉、十月八日、歸朝葬禮

既終矣、法號一唯怨參大禪定門云云、爲尊靈後世頓證

菩提、企回國爲山伏、名一忠房掛尊牌於首、催同行十

二人、文祿三年二月、進發於我國經歷日域六十六州、

奉納一國三部經、同四年乙未、所願成就而歸國、則奉

修供養塔婆於大口小苗代原請于 太守、使牛屎・菱刈

兩院、眞幸院人夫、築十間四方塚建三十三尋之塔婆、

二十餘歲

一黍半炊

病床夢脆

我辱家譜

人誰不知

胸霧未霽

多藝無遺

十歲騎馬

前驅王師

羯鼓聲高

花延舊知

誰不傷悲

南蠻北狄

坐定漢基

有望諸葛

政化已而

又嫌接輿

何憂多岐

二十餘歲

一黍半炊

病床夢脆

我辱家譜

人誰不知

胸霧未霽

奈此嗟咨

靈光不昧

時日過移

遙遙華胄

綿綿葛藟

吁君在日

嘆周孔衰

石弩射虎

半在仙嬋

月迎良朋

念茲在茲

多歲勳勞

穴不見治

手提三尺

方薦越砥

又嫌接輿

何憂多岐

二十餘歲

一黍半炊

病床夢脆

我辱家譜

人誰不知

胸霧未霽

奈此嗟咨

靈光不昧

時日過移

遙遙華胄

綿綿葛藟

1219

『雜抄』

國中貴賤無不嘆美其功德也、  
慶長五年九月十五日、於關ヶ原戰死、

從 又八樣被成御書候、誠以大慶此事候、久四樣弥御無  
爲御座候、御心遣入ましく候、隨而 武庫樣御見續之儀、  
先書を以申上候様ニ、每事無御油断可被仰付事、尤肝心  
候、先刻申入候 又一様御事、さてもく不慮之儀、御  
心中奉察候、我々通まで迷惑は不弁是非候、此等趣御披  
露所希候、恐々謹言、

潤九月廿五日

(川上忠智)  
川三入

肱枕(花押)

大井兵部少輔殿  
御宿所

1220

「御文庫廿二番箱十二卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

如仰未得御意候之處、御使札長存候、仍拙者請取申候御  
上米之儀ニ付、寺澤志广守殿より毛利兵橋殿・早川主馬  
頭殿へ被遣候書狀、慥請取置申候、然者我等名護屋へ遣  
候舟共、いまた着岸不申候、彼舟參着次第、算用相究、  
寺志广さま御狀ニ拙者墨付相添、右御兩所へ渡可申候、

1221

「御文庫二番箱義弘三卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

爲御心得候、兼又御近所ニ罷居儀ニ候之条、涯分可申承  
候、爰元似合之御用等蒙仰候ハ、可爲本望候、猶期後  
音候、恐惶、

「朱カキ」  
「文祿二年」後九月廿六日

義弘

九鬼大隅守殿  
御報

猶以本田源右・休意方も具可被申入候、以上、

去月廿二日之御札本田源右、當月朔日之御狀休意、風  
事ニ去廿七日於京都參着、兩人口上并御一書具ニ承届  
候、則拙者在京仕候条、委治部少申聞候、弥直ニ治部  
少可承由申ニ付、右兩人同道申、治部少面ニ被承候、  
さてもく又一様御事、中々可申様無之候、御心底乍  
憚奉察候、我等式迄一入ニ御咲止、書面難申分候、  
一義久御隱居之段いまた不被申上候、又一様如此之時者、  
于今不被申入事御仕合ニ罷成候事、  
一治部少罷上刻、なこや方薩广へ以書狀、又八郎様御供  
ニて幸侃早々可被罷上由、義久様并幸侃へ申越候間、  
定近日又八郎様可有御上洛候条、御上京次第、又一郎

義弘様

参賀報

秀安

殿御跡目又八郎様へ被仰付候様ニと、いかやう共く  
精を入御取合可申由被申候、別而肝煎被申候間、至治  
部少毛頭不被存疎意候、於其段者聊不可有御氣遣候、

一又一郎様御死去之由、治部少

太閤様へ申上候へハ、

御幼少方御存知之儀ニ候処、一段御不便之旨厚く御懇

ニ被仰候由、本源・休意ニも治部少申聞候、跡目之事

何共不被仰出候、勿論此方申上事も無之由候、又八

郎様御上京次第、可達 上聞由候事、

一疏渡之事其外条く被仰越候、萬事御家續之儀も、又八

郎殿御事相究、隨其候ていか様共可申上由候、時機可

御心安候、

一此表何篇替事無之候、此便宜以外急候間、自是追く可

申入候、本源右・休意、又八郎様御上京迄此方ニ留置、

爰元之御仕合具可被申入由候、但其内ニも急申入度子

細候者、休意を可差下由候、拙者在京仕候、別而精を

入申候、追く可得貴意候、恐惶謹言、

「朱力本」  
「文應二年」閏九月晦日

「安宅三郎兵衛判也」  
秀安(花押)

義弘様

参御報

安宅三郎兵

1222

「清水北辰神社ニアリ」

坪付

大隅國清水之内

宮之前

四反三畝十壺歩

鑄流田

分米五石式斗五升九合四夕

一反四畝

中西川原ノ内

分米一石二斗一升八合

島一反

大豆五斗

合田畠數六反七畝十一歩

合分米大豆六石九斗六升八合九夕四才

潤九月吉日

忠堯

谷口左衛門尉

1223

「全」

北辰御祭禮入目ニ渡申八木之事

合能米七斗八

右之内

- 一御供料 四斗ハ
- 一大ひら 五升ハ
- 一花米 三升ハ
- 一かハラけの代 八升ハ錢ヲ百文
- 一御水祭并四分 壹斗
- 一社家衆賄方ニ 四升ハ

此前ニ而堅固ニ可被相問候、已上、

文ノ五月廿八日 虎加御書判

谷口安房介殿

1224 「御文庫四拾八番箱中」義久公御譜中正文有之トアリ

今度俄上洛之儀、辛勞不及是非候、然者忠辰進退ニ付、我々致最肩様連々諸沙汰共候之哉、覺外候、聊以無其儀候、此等之趣者、向後隱有間敷子細候之条、心安候、萬

一於京都可出合刻者、懇ニ可申分事肝要候、かしこ、  
〔朱カキ〕  
〔文祿二年秋〕拾月二日  
龍伯(義久)(花押)

白濱次郎左衛門尉殿  
(重治)  
(新納長住)  
旅庵

1225 「久保公御譜中」

有平山作右衛門忠續者、久保公幸臣也、是以自朝鮮國爲死骸之供奉、文祿二年癸巳十月八日、至本國歸朝矣、葬送祭祀共以既終、則翌年二月、爲一唯參公大禪定門頓證菩提、改俗體以稱一忠房、負 恕參公位牌已企回國、同行十有二人、而奉納一國三部法華妙經、日域六十六州既修行終、文祿四年乙未、遂爲歸國、則告于 太守築供養大墓於牛屎院小苗代原野、樹三十三尋長牌、

1226 『正文在宮内社司澤氏』

正八幡宮

寄進領

隅州清水之内

一ヶ所 神之御供田門

壹町壹畝二分半

以上

文祿二年拾月廿九日 彰久

1227

『全』

「とめあん」

大隅國清水内 神之御供田門壹町壹畝式步半所者、雖  
爲御勘落地、今度

正八幡宮へ爲御供米、改而彰久様新奇奉進、就夫每年正

月三日仁無懈怠奉備御供、息災延命、御子孫繁昌、御

武運長久、怨敵退散、御家門繁榮、領内豊饒、万民快

樂、一々成就皆令満足、御祈念旨趣無礙所、マア敬

文祿貳年癸巳

十一月吉日

澤永温

1228

「義久公御譜中」

「正文在文庫」

先年於豊州乱妨取之男女事、分領中尋校有次第、歸國之  
儀可申付候、於隱置者可爲越度候、井人之賣買一切可相

止候、先年雖被相定候、重而被仰出候也、

「朱カキ」  
「文祿二年」十一月二日 ○ 「御朱印」

嶋津修理大夫入道とのへ

1229

「永吉邸藏」

其國爲在番相殘、打續令苦勞儀被察候、此比弥其元靜謐  
之由尤候、雖無差事使者被遣候、猶追而可被仰遣候也、

「文祿二年」  
十一月四日 ○ 「御朱印」

嶋津又七郎とのへ

1230

「義弘公御譜中」

加藤清正素欲破和議、且以内藤飛彈守如安之報未至之故、  
以爲明人殺如安也、由是十一月三日、清正率兵攻安康、  
時劉挺在慶州即來救、清正擊破之斬首三百餘級、劉挺逃  
歸于慶州、

1231

「東郷源七郎忠直譜中」

文祿二年癸巳十一月十日、於朝鮮國唐島、依 義弘主之  
命、去東郷氏如元爲嶋津氏、故改重虎稱忠直矣、

1232

「正文在文庫」 「義弘公御譜中ニ正文有之トアリ」

態被仰遣候、其表長く在陣辛勞思食候、然者普請以下丈  
夫ニ可申付候、いやしミ候て諸事油断仕、無越度様ニ可  
致其覚悟候、主人儀者不及申下々迄燒火迄仕、不寒様ニ  
有之而不煩様ニ可仕候、何ニても用之儀可申上候、猶長  
束大藏太輔・木下大膳大夫可申候也、

「朱カキ」  
「文祿二年」十一月十日 ○ 「御朱印」



羽柴薩門侍従とのへ

1233

「御文庫四拾八番箱義久公卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶くくめしつかひ候者共上下、御酒など過候ハぬや

うニ可被仰付候、其外見物已下一切停止肝要に候、

少も油断ニ候ハ、我等迄迷惑可申候間、よくくた

しなミ第一候、已上、

好便之条令啓候、仍貴所可有上洛之由、名護屋方治部少

輔殿被仰下之由、安三兵注進之狀昨日爰元へ到來候、然

間、此比者可爲在京と存候、始而之儀候条、諸事無案内

にて可爲窮屈と存候、勿論治少様御指南次第、可令分別

候、幸侃定可爲在京候之条、内外共得吳見候て肝要に候、

於京都知人おほく出來候事、後日之あさけりニなり候間、

よく用捨入へき儀共ニ候、我等知人中ニ定御見廻も可在

之候、遮而たつね來り候ハん人をさしのけ候てもあしか

るへく候、幸侃へたつね候て、時儀よく分別專一候、な

を期來信之時候、恐々謹言、

「朱カキ」  
「文獻二年十一月十一日」

義弘(花押)

又八郎殿

「此御書、朝鮮へ遣ハレシ御書也、忠恒公十八歳ノ御時ニ當レリ、久

保公此年九月八日廿一歳ニテ御逝去後ノ事故、御教諭旁察セラル」

1234

「義久公御譜中」

「正文在伊地知淨真房」

覺

一九州・中國衆朝鮮國へ在番之儀、堅被仰付候、就夫今

度猶く貴邦御軍役調儀之事、

一高麗人之御軍役并名護屋御普請ニ付而、從貴國大略調

之儀、新納伊勢守渡船之刻、慥相届候事、

一於京都借銀之爲返弁、龍泉寺渡海之砌、種く到來候、

雖然唐目日本目之分量、殊更五藤判之錘目ニ付而入組

之儀、彼是右兩条之旨、追而委曲可申渡候事、

已上

文祿貳年拾一月十五日

町田出羽守

久倍(花押)

1235

「義弘公御譜中」

「正文在留主右衛門」

傳書并御祈禱御札、寔欣悅不少候、然者其地之寺社令勸  
落、諸事不如意之躰尤存候、併正八幡御事ハ不輕儀候間、

來春者必可爲歸朝候条、其刻巨細可申達候、事々、恐々  
謹言、

「朱カキ」  
「文祿二年」十一月十八日

義弘(花押)

留守殿

桑幡殿

澤殿

1236 「正文在桑幡左馬」

傳書并御祈禱之札、寔祝着不少候、然者其地之寺社令勤  
落、諸事不如意之由尤存候、併正八幡御事不輕儀共候、  
來春者必可爲歸朝之由候条、其刻巨細可申達候、恐々謹  
言、

「朱カキ」  
「文祿二年」十一月十八日

義弘(花押)

桑幡左馬頭殿

1237 「喜入氏藏」

昨日者被成御出、御はなし悦着ニ存候、晚方伊源へ御出  
候ハ、同心仕、罷出度存事候、恐々謹言、

「文祿二年」  
十一月十八日

忠恆(花押)

「上書」(喜入忠統)  
喜攝様  
人々申給へ

又八

1238 『嶋津氏藏書』

態被仰出候、朝鮮人捕置候内細工仕者、并ぬいくハん。  
手のき、候女於在之者、可有進上候、可被召仕御用候、  
家中相改可相越候也、

「朱カキ」  
「文祿二年」十一月廿九日

薩广侍従とのへ

「義弘公御譜中ニ在リ」

1239 「御文庫二番箱義弘公三卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

態申入候、朝鮮人被取置候内ニ、ぬいくはん・手のき、  
候女・細工仕者於有之者、可有進上旨、被成 御朱印候、  
御家中をも御改て於有之者、早々御進上尤候、恐惶謹言、

「朱カキ」  
「文祿二年」十一月廿九日

長束大藏大輔  
正家(花押)

羽柴薩广侍従殿  
人々御中

「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

嶋津兵庫頭様

人々御中

相房

はしはミまさか内  
田野部彦兵衛

「御文庫二番箱義弘公三卷中」「義弘公御譜中ニアリ」

其後久不申上、朝暮御床敷奉存候、誠長く御在國之儀、御退屈奉察存候、爰元殊御本國之儀無吳儀候、京都貴殿様御屋形別而御作事以下、きらひやかに出来候、於様子ハ可御心易候、太閤様伏見御屋形作被仰付、大形出来仕候て、去月廿一日御ひろい様被成御移徙候御悦、天下御靜謐此節候、可被成御賢察候、自然於此邊相應之儀御座候者、可被仰聞候、朝夕友杖・北刑少・近織部何も御噂申出計候、少もはやく被成御歸朝候様ニと存計候、御祝言申納候間、御息様不慮之儀中く不及是非次第候、雖然 上様方種と御懇之儀候て、則御舍弟様御出頭之事尤無余儀奉存候、委可申上候へとも、させる儀無御座候間、不能審候、恐惶謹言、

「宋カキ」  
「文殿二年秋」十二月朔日

相房(花押)

以先書如申候、上洛之由其聞候之条、此比者定可爲在京と存候、國元よりもかく到來無之、無心元存候間、飛脚差上候、

一さきにも申候様、何事も石治少様并安三兵之御指南次第可被分別儀肝要候、

一竜伯様も御上洛之由、一兩日已前なこや方傳説候、於事实者、誠幸之儀候条、よろつ得御意候て可然候、幸侃も在京候哉、内外共相尋候て、吳見ニまかせられ候て可然候、すこしも私之儀於在之者、無曲次第たるへく候、食列候供衆已下、たれくにて候哉無心元候、客來などのとき、無衣裳にてさし出かましましきふるまいもあしかるへく候、さやうに候ても、又無人にて客人取次なども置たるも不可然候、たとい無衣裳にても無余儀ときは罷出、目くらへなど仕候ハぬ様に、見合奉公申候へと、念を入可被仰付候、

一貴所事、酒ハのまれす候之条、きつかいなく候、然共取持候へハ、酒のけいこあかり候物にて候間、何たる人の申候共、酒ハすこしも呑候ましく候、客來などの會尺とて一度のミ候ハ、其假くせ与なり候て、たれもく被取持、一盃ハ是非にと可申人も可在之候、心

よはくさやうニ申人の催促ニまかせられ候ハ、、悴家のめつきやくまでに候、相構と酒においては、すこしも口ニ付候ましく候、

一以先札申候様ニ、墨付之儀者大事之物に候条、いかやうニ人の申候共、起請文已下墨付停止たるへく候、但治少様など公儀むきニ付て被仰聞候者勿論、治少之御指南ニまかせ候へく候、其外私之儀ニ付て墨付などさせられ候ハん儀者、一切可被相止候、

一見物など、候ても、切と可被差出儀無用に候、無余儀ときハ、竜伯様へも得御意、又者幸侃へ相尋候て、供衆など見くるしく候ハぬ様ニ、吳相かたきの者をハきしをき、よく念を入候て可然候、如此のみきりハ、一段心持之用心も在之事情、不可有油断候、萬事ニ付て取亂候てハ、くせ事までに候、めしつれ候者已下、狼之儀無之様ニ、よく可被仰付候、なを追と可申候、恐と謹言、

十二月十三日

義弘(花押)

又八郎殿

「此御書、先年写載置といへども、傳写之誤多し、正文を以更ニ写し考証ニ供ス」

1242 『島津家文書』

(本文書ハ二四一号文書ト同文ニツキ省略ス)

1243 此狀相認候処、昨日ハ釜山浦へ遣候使只今參候、釜山浦江者、今朝番船をしよせ、たかひにてつほう取合ニ而候へる由申來候、定此ちん手ほそく候間、とりかけ候かしと相待申候、今度の番船者百餘艘ほとにて候、から嶋へ數百艘在之由候、跡方大勢可參候間、早く日本衆引取申候ハ、とをし可申など、申候間、一行可仕儀治定候、

手前之儀油断を存ましく候、來月治定御渡海にて候ハ、時分相計候て、むかひ船進上可申候間、うかくと御渡海あるましく候、乍重言外成共御在國候て可被仰調候、不可有油断候、

1244 「家久公御譜中」

十二月十三日、海路無事上著于攝州大坂岸、同十五日、參會于石田治部少輔三成、則三成曰、年内途謁見于太閤秀吉公、未圖知之、先越年於泉州堺者可乎、依此之言、即往泉堺、主稱臨也者家、俟佳期矣、

1245

「又七郎豊久譜中」

ぬいくわん壹人進上、悦思召候、入精差越候儀神妙候、

猶長束大藏大輔可申候也、

「朱カキ」

「文敷二年」十二月廿六日

○「御朱印」

嶋津又七郎とのへ

1246

「雜抄」

爲歳暮之祝儀、吳服一重并北政所へ吳服一重到來、悦思

食候、猶長束大藏大輔可申候也、

「文敷二年」

十二月廿七日

○「御朱印」

嶋津又七郎とのへ

「此一通ハ豊久ノ譜中ニ無之」

1247

「御文庫ニ番箱義弘公三卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

尙く先年於名護屋得御意候處、御懇候て于今忝存

候、何様春ハ參候て積御礼可申上候、

昨日者御使札、殊見事之鉄炮□被下候、誠く被懸御心

御尋之儀、忝奉存候、尤歳暮旁以參御礼可申上候へ共、

遊撃被罷□取紛候条、來春ハ必早く罷越、重而可申上候、

恐惶謹言、

十二月廿八日

（花押）

（北郷カ）  
尖右衛門八

「朱カキ」  
「文敷二年」

十二月廿八日

小西主殿助

行□（花押）

進上 羽柴兵庫頭様

まいる人と御中

1248

「義弘公御譜中」

「正文」

さてもく被入御精、忝さ申計なく候、弥白鳥之儀

奉頼候、以上、

返く被入御精もたま忝存候、日本への狀之儀、明日

早く可被下候、但御用も有之也、

態御使札過分存候、殊更御約束兩種御書付之ことく請取

申候、寔様く御懇情之儀共、忝奉存候、將又自是可申入

と存候刻、御使者被下候間即申入候、熊川へ遊撃罷出申

候、様子之儀者乍勿論不存候、將又明後日、日本便宜御

座候、治少御用之儀候者、御狀可被遣候、慥相届可申候、

寔様く御懇被成候通、三郎兵衛かたへ申遣候、忝奉存候、

恐惶謹言、

羽兵

參御報

(ヨメズ)

1249 一眞言宗光明院及瑜弟子成就院性隆法印  
龍伯様爲御使僧琉球國江渡海之時御狀之写

『高城勅詔院藏』

爲高麗退治、日域之孟士悉令渡海、因茲貴邦軍役之事、  
任天下之命、去々歲以使札致演說處、過半調達珍重々々、  
抑彼干戈之儀、從大明國和睦之媒介依懇望、諸兵雖及歸  
朝、於九州衆者可爲在番旨、堅被儀定訖、然則者薩隅琉  
球以一致、陳中之用意專要之段、重疊下知之趣不輕間、  
今一廉之以御賢慮、永々連綿和通之儀、遮幾者也、仍雖  
微少之至具備之、寔補陋書而已、恐惶不宣、

文祿貳年十二月 日 修理太夫入道竜伯

進献 中山王

『義久公御譜中ニハ案文在伊地知浄真房トアリ』

『全』

(本文書ハ一三二五号文書ト同文ニツキ省略ス)

1251

『島津家藏書』

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」二二三号文書ト同文ニツキ省略ス)

「慶長二年比ニ写入ベシ」

1252

『新納忠元勲功記』

一文祿二已八月、去年以來御國中寺社勸落ニ而、御藏入  
被仰付旨 太閤より被仰出候処、諸士之配當ニ相成、  
一唯様御附之面々、知行茂同様上地相成哉ニ被聞召候  
由ニ而、一唯様思召ニ不被爲叶、山田利安ニ歸朝被  
仰付、此月三日、忠元江御書被成下、利安と申談、諸  
縣之内ニも大躰配分於有之者令没收之、去年并當毛堅  
固ニ可納置旨、御頼思召旨被仰付、左候而無間も同九  
月八日、於唐嶋 一唯様御逝去爲被遊由、右之御左右  
同廿七日、栗野江御到來有之、忠元并嶋津右馬頭以久  
・伊集院幸侃・川上上野介久隅・鎌田出雲守政近・喜  
入大炊介久正・新納旅庵・伊勢弥九郎貞昌・吉田美作  
守清存等申談、此上者 琴月様御相續被遊も御當然と  
御談合被爲在候処、幸侃何欵入組爲被申由、然共忠元  
并鎌田政近宜向ニ爲申分由、左候而新納旅庵・吉田清  
存兩人を以、右之趣 貫明様江奉伺之、御内意も相濟

居候処、石田三成より 琴月様早々御上洛被遊候様、  
義岡藏人久延被差下、就夫閏九月九日、旅庵京都御使  
被仰付、同十一日、栗野打立上洛、左候而此月弥御相  
續ニ被爲定候由、依之同十一月、 琴月様茂栗野御發  
駕、同十二月十三日、大坂江御着爲被遊由、但旅庵自  
記ニ、右通幸侃入組被申候と計被書置候事、不分明義  
ニハ御座候得共、 琴月様御家督ニ被爲立候御談合央  
ニ、幸侃逆心之内存ニて、何と欵爲相妨ニ者有別儀間  
敷、然者右之御砌ニも忠元・政近抽忠勳候事有之哉ニ  
推考被仕事御座候、此年忠元弟五郎左衛門忠佐人質と  
して上洛仕、忠元事ハ御暇被下爲罷下由御座候、

(本文ハ底本ニ欠ク、鹿兒島県立図書館本ニヨリ補フ)

義久公  
義弘公  
義久公  
文祿三年 至七月

後  
編 舊記雜錄 卷三十二

1253 文祿三年甲午

正月廿二日、伊地知左近將監重治朝鮮にて戰死、或將監なし、

二月十六日、佐藤太郎五郎家元朝鮮戰死とあり、

四月廿二日、土持三九郎清綱朝鮮戰死、小者二人同時死之、

七月、津曲小左衛門兼祐戰死ノ地詳かならず、

十一月四日、村田三吉朝鮮戰死とあり、戰地詳かならず、

十二月十四日、北郷讚岐守忠虎朝鮮の唐嶋に病死、年三十九、此役の病死は戦亡板に載られし例あれば、此に採て補ふ也、

文祿三年甲午正月三日、秀吉公欲讓天下於秀賴、而秀次無遜退之色、秀吉公爲使秀賴居大坂、故欲築隱居室於大和多門、然依其地之僻而京都大坂之往來不便、乃築城于城州木幡伏見、秀吉公命增田・石田曰、可定修造

監檢者、增田・石田奉命、書十三人之姓名而捧焉、秀吉公選擇之爲六人、曰、佐久間河內守政實・瀧川豊前守・佐藤駿河守・水野龜助・石尾與兵衛・竹中貞右衛門也、

即馳檄于郡國而聚役吏、凡二十五萬人之費也、乃分步步、以築垣塹、以築垣壁、轉石于醍醐・山科・比叡山・雲母坂、又伐木于岐岨・土佐山中、而後經營事成矣、又於河邊築小山柴木列植、建堂於其間號學問所、又以沈香木構

茶店、招喜茶者、時時賜茶而自慰、

覺 (花押)

一御朱印ニ 竜伯様我等書狀於不相添者、許容有ましき

事、

一御神名誰人にも取かハされましき事、

一連々雜談用捨之事、

一眞実之様ニ申成、いかやう之儀申仁雖有之、我等不承



『嶋津家文書』「義弘公御譜中正文在卷本トアリ」

「家久公御譜中」

(本文書ハ一二五五号文書ト同文ニツキ省略ス)

「此一書、正月十二日ノ御書次ニ在リ」

「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

「此御書ハ忠恒公へ御教戒ノ書ナリ」

「文祿三年ト張紙、日付ナシ」

- 間ハ、努々不可有同心事、
- 一生得下戸にて候処、酒一口キ可爲無用事、
- 一徒なるもの、側にめし置れましき事、
- 一不入処ニ他行無用事、付餘無人にてありかれましき事、
- 一此時分うたい・古礼停止候事、

改年之吉兆不易、猶更不可有休期多幸々々、抑從今年者  
 弥御満足之由珍重候、此方以同前之儀候、猶巨細野添帶  
 刀長可申候、佳事、恐々謹言、  
「朱カキ」  
「文祿三年」正月十二日  
「御年十九才ニ當レリ」  
 又八郎殿

義弘(花押) 「公御年六拾才ノ御改年也」

態被仰遣候、

- 一當年動之儀、可被仰付与思召候處、寺澤志广守參上仕、先當年之動無用之由、各言上之通、被聞召届候事、
- 一來年関白殿有出馬、諸勢渡海之儀被仰付、城と并傳之城迄、此方御人數被入置、各動之儀、丈夫ニ被仰付候条、成其意可令用意候事、
- 一兵糧之儀、最前被遣候分、何も入替置之由、尤被思食候、猶以、只今三万石余被遣候之条、各令割符、釜山浦ニ藏を作可入置候、動之時兵糧ニ可被下候事、
- 一從大明佯言之筋目、兼而より実儀とハ不被思召候之条、城々丈夫ニ爲被仰付儀ニ候、然者朝鮮之儀、九州同前ニ思召候間、行々ハ何も内輪替ニ被仰付、面々も歸朝仕、致御目見候而より可被遣候、此通下々にも申聞、無退屈之様ニ可令覚悟候、関東北國出羽奥州果迄不殘令在京、普請等被仰付候、其ニたくらへ候へは、各在陳不數候事、
- 一城廻田島令開作、弥有付可申候、猶寺澤志广守ニ被仰合候、并御目付として重而別人可被遣候也、

「朱カキ」文祿三年正月十六日  
「御朱印」

羽柴薩广侍従とのへ

「又七郎豊久譜中」  
「正文在伊作兼河邊佐左衛門」

其表長くと在番、辛勞不被及是非候、仍小袖一被下候、尙  
毛利豊前守・平野新八可申候也、

「朱カキ」  
「文祿三年」正月十六日 ○ 「御朱印」

嶋津又七郎とのへ

「義弘公御譜中」

「正文在加治木兼白坂與一左衛門」

追而御慶重疊、仍今度上井神五郎にて、銀之ひうたん一  
ツ・さうき之くりく・香箱被送下候、忝拜領仕候、誠  
と無比類候、何様秘藏可申候、次種子嶋方々、銀之さけ  
さや預送候、祝着之段以愚札申通候、可得尊意候、恐惶  
謹言、

「朱カキ」

「文祿三年」

正月十九日

久四郎

忠清(花押)

義弘様參

人々御中

「久四郎忠清ハ義弘公ノ五男、天正十年生ニテ、文祿四年七月四日、  
十四歳早世、栗野徳元寺殿也」

「正文在文庫」  
「義久御譜中ニアリ」

其方被作候五百石舟五艘、青木紀伊守ニ可相渡候、三百  
石舟五艘ハ、寺澤志摩守ニ可相渡候、加子之儀ハ、右兩  
人より可申付候間、諸道具取揃、入念可相渡候、猶兩人  
可申候也、

「朱カキ」  
「文祿三年」正月廿五日 ○ 「御朱印」

嶋津修理大夫入道とのへ

『全』

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」三六九号文書ト同文ニツキ省略ス)

「正文在文庫卷本」  
「義弘公御譜中ニ在リ」

其表爲見廻、美濃部四郎三郎・山城小才次被差遣候、長  
くと在番辛勞不被及是非候、殊普請以下丈夫ニ申付、番等  
無由断趣、被聞召届候、就其人數兵糧等相改、可申越候、  
猶以兵糧當春舟數相揃、追と渡海之儀被 仰出候条、可  
成其意候、將又小袖一重被遣候、猶兩人可申候也、

「朱カキ」  
「文祿三年」正月廿八日 ○ 「御朱印」

羽柴薩摩侍從とのへ

「義弘公御譜中」

「正文」

猶々乍些少、五明五本致進上候、誠表御祝言計候、  
以上、

年甫之御吉慶重疊、猶以不可有際限候、抑今歲者勝例年、  
御方御繁榮之段、目出度奉存候、尤此等之御祝儀、一人  
以雖可申上候、遠邦之故乍存御無沙汰慮外至極候、仍來  
三月之御歸朝、誠待久敷奉存候、兼又自京都頃到來候

又八郎殿様、旧冬十二月十三日ニ大坂へ御着船候て、同  
十五日 治少様へ被成御參會、御仕合一段事能相聞得候、  
御目見得日限之事者、未定之由候、殊 久四郎殿様御勇  
健之由候、 又八様御目見得事成次第、久四様可爲御下  
向之由候、此等之旨可然様御取申所仰候、恐々謹言、

「朱カキ」  
「文祿三年」

正月廿八日

町田出羽入道

存松(花押)

川上四郎兵衛尉殿

大田吉兵衛尉殿

御宿所

「御文庫四拾八番箱中」

「義弘公御譜中正文在加治木柴白尾傳右衛門  
トアリ」

新年之吉兆、尤珍重候、抑拙者事、未 御目見得不相濟

候、石田殿被入御精候条、 御前於御仕合者、別儀有間  
敷之由候間、満足申候、御礼申上候者、追付高麗可致渡  
海候由、治部少輔殿被仰候条、其覚悟候、從是直ニ罷渡  
ニ付、諸事調之ため、旅庵差下候、以相談、急度可被申  
付事頼入候、就中武庫様御留守候、殊以我等入唐之儀候  
条、くり野上下共ニ、無緩可被入念候、別而御城之儀、  
女房衆迄□よくく無油断可被心懸候、猶旅庵令口達  
候、恐々謹言、

「朱カキ」

「文祿三年」

正月廿八日

又八郎

忠恆(花押)

「冠切ル」  
「御譜ノ朱カキ」  
川上三河入道殿

「樺山兵部太輔忠助譜中」

文祿三年甲午、以 將軍家秀吉公之命、薩隅日三州吾之  
太守之所領知改舊田數、將更經界、于時石田治部少輔之  
家臣數輩、爲其役已下向、薩摩一州之竿頭者稱黒川右近  
者也、忠助爲指南、日州一郡者伊地知某、大隅一州者吉  
利某爲指南者也、雖然薩州之高城・出水者、以爲公領不  
爲檢地也、

『枕山紹胤日記』

一文祿三年甲午、從京都爲下知、石田之人衆下着候而、

國中竿打也、薩广者愚老案内者仕候、竿次黒川右近と

云人也、日向ハ伊地知名字、大隅者吉利殿案内者也、

薩摩拾貳郡に竿罷成候、但泉・高城郡より山北ハ竿之

外也、

六拾八石七斗八升八合宛

竹嶋

高之内不足分古荒作道藩代うせ人引殘而

一千伍拾石八斗六升三合五夕

當納分七佰參拾四石九斗三升三合五夕

百石ニ付

此わり

六拾九石九斗三升六合宛

連城寺村

高之内不足分引殘而

一四佰九拾貳石八斗六升

當納分貳佰九拾五石七斗壹升六合也、

百石ニ付

此わり

六拾石宛

坂の上村

高之内不足分引殘而

一百七拾壹石貳斗七升

當納分八拾五石六斗三升五合也、

百石ニ付

此わり

五拾石宛

福地村

「御文庫ニ番箱中」「義久公御譜中正文有之トアリ」

幡州御知行參千九拾七石伍斗之當納分目祿事

一乃保村

高之内不足分引殘而

一參佰拾九石貳斗四升

當納分百五拾石也、

此わり

百石ニ付

四拾六石九斗五升宛

且の上村

高

一參佰參拾石

當納分貳佰貳拾七石也、此わり

百石ニ付

高之内不足引殘而

一伍佰六拾八石七斗貳合

當納分參佰四拾壹石貳斗貳升三合也、

百石ニ付

此わり

六拾石宛

但荒川成失人作道溝代引殘而

右高

合貳千九佰參拾貳石之内

當納分

合千八佰參拾四石伍斗七合五夕

百石ニ付

六拾貳石伍斗六升八合四夕宛

惣高

參千九拾七石伍斗但荒川成溝代いや付  
作道失人籠申候也、

當納のわり

百石ニ付

伍拾九石貳斗貳升五合三夕宛

天正拾六年拾月吉日

此目祿初入部之時、安宅三郎兵衛尉殿・麻植吉左衛門尉殿御兩人免相ニ候、

文祿三年  
二月吉日

松本和泉介

武辰(花押)

1269

『入來家臣東郷善兵衛藏』

文祿三年甲午二月ノ檢地に

東郷助左衛門尉 田方分

下赤 一斗五合蒔 一反三畝四口 墨尾追

下赤 一斗蒔 一反二畝十五口 牟田

下赤 七舛五合蒔 九畝十二口 同所

下赤 七舛蒔 八畝廿三口 同所おまかり

下赤 八舛蒔 一反 藤邊

下赤 一斗蒔 一反二畝十五口 同所

下赤 五舛蒔 六畝七口 ほくゑ

中 六舛蒔 七畝十五口 中つる

中 八舛蒔 一反 にう田

白下 九舛蒔 一反一畝七口 同所

下 七舛五合蒔 九畝十二口 橋口

下赤 一斗蒔 一反二畝十五口 菟田

白下 一斗一舛蒔 一反三畝廿三口 小長山

合而一町三反六畝廿三口

おは上分三反五畝

市弥太分八反四畝三戸

畠方之分

野畑

一 舛蒔 廿五戸

いんの口

野畑

八 舛蒔 六畝廿戸

小牟礼

野畑

一 舛五合蒔 一畝十戸

近原

野畑

一 舛蒔 廿五戸

居屋敷

野畑

五 舛蒔 四畝五戸

近の、原

合而一反三畝廿五戸

「御文庫二番箱義弘公三卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

追而申上候、長壽院被罷上、色々申談候、さりとてハ御家之儀ニ付、別而被入精候様子、書面ニ難申入候、治部少も幸侃・長壽院へ、京都御作事彼是被申談候、色々さまく候へ共、書中ニ難申盡候間、無是非候、定幸侃・長壽院方可被申入候、とニかくニ又八郎様御礼相濟候者、此跡ニ悉ふりを被相替、國家之御役儀專一ニ不被仰付候者、何と候てもく、つき申間敷候、此上者、治部少事者御取次申間敷候間、縦治部少・幽齋御取次無之候共、諸大名衆之こたく、國家之役儀よく被仰付候者、御國者

つき可申候、幽齋・治部少御取次申候て、此中之こと

く御役儀御無沙汰候者、相つき間敷事者眼前ニ候く、

高麗へ御出陣之刻、御小姓迄にてちん船にて御渡海、な

こや之替米、其上高麗御在陣中御無人にて、被及御難儀

候事、思召被忘候哉、此善惡を思めし不被詰候ハ、何

を申付候も不入事候、御一身之御覚悟にてつき可申候、

此二通之書狀、則火中可被成候、爲御心得乍憚申入候、

可得御意候、恐惶謹言、

「朱カキ」  
「文殿三年秋」二月七日

(安宅秀安)  
安二三

義弘様

参人々御中

カ

義弘様

参人々御中

安三

「義久公御譜中」

「在大開記」

八 攝家の

六 亥実に

九 一跡も

七 をきてハ

一 近衛前

二 左府高麗

断絶の

三 下向のよし

四 きこしめし

參段貳畝

三杖田

十一 やうにてハ

五 及はれ候

六段五狭

同所

十二 如何と

壹町壹反

道上

おほしめし候

七段八狭

楠木か丸

申なへ留

七段九狭

山の口

られ候ハ、

七狭五分

山神の前

可然候はんや

合參町貳段八畝五歩

新山

おとろき入せられ

島方

筆をぞめ

四段三狭

大園

まいらせ候

六段貳狭

岩下

あなかしく

三段七畝

居屋敷

「朱カキ」  
「文政三年」二月十日

九狭

紺屋敷

大閣とのへ

合壹町五段壹畝

依件之事、蒙

浮免

勅勘迄配流云云、

那答院塔之原之内

東郷權先

三段貳畝

替地田

『雜抄』

同名 式段

三嶋領

薩州伊作之内領知目錄

同名 式段四畝

養春院先

田尻名  
一田代野の門

同名 式段四畝

為の木田

合七段六狹

島方

壹段八畝

うるし島

壹段二狹

黒井堀

田島合五町八反五畝五分

分米四拾五斛八斗四升六合

文祿三年式月十三日

町田出羽入道

存松(花押)

蒲地孫四郎殿

1273 「養弘公御譜中」

文祿三年二月廿五日、秀吉公率公武發大坂赴吉野見櫻  
花、欲與衆俱慰心意也、

朝鮮國在陣之諸將、困勞於軍旅之久、而致死者丹波少將

秀勝・東郷侍從・長谷川藤五郎秀一・加藤遠江守也、中

川右衛門大夫秀政者、〔平政、本、〕率遠縮戰、被朝鮮人欺誘〔キユウ〕而戰死、

其餘戰死病死者尤多矣、

秀吉公遙聞而憐之、飛羽翰曰、釜山浦諸城警守之將士者  
先勿歸矣、其餘者悉可歸朝、因是名護屋在陣・釜山浦在  
陣之諸將、開眉含歡、相共會聚于伏見、

1274 「家久公御譜中」

我自舊冬宿泉塚之市中、待拜謁于大閣之際、不計忽罹  
痘瘡之不輕易、由是臥牀褥者久焉、然而療養不慢、仍幸  
而免死矣、

1275 「正文在島津安藝守久雄」

猶く爲見廻、差下使者候、可然様可被申事、可爲本  
望候、

態及使札候、抑又八郎痘瘡被煩候之由、千万くと無御心  
元候、乍勿論無油斷養生肝要候、猶嶋田与兵衛尉可申候  
也、

〔朱力キ〕  
「文祿三年二月廿日」  
(前久)  
(花押)

川上三河入道とのへ

1276 「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶くのろ塩つけ桶式進之候、已上、

好便之条令啓候、仍十二月中旬比上着之由、幸侃所よ  
り去月五日書狀、此五日已前到來候、先以目出候、  
一大閣様御前之仕合等、如何可在之状と、一左右まちか  
ね候事に候、



「新納旅庵譜中」

一 貴所上着とハ、幸侃書中ニ見え候へ共、當分何方へ滞留候共不知候、無心元存候、定進退之儀共、大方頃者可相聞と存候、諸事ニ付而、幸侃指南ニまかせられ肝要に候、其外諸人も思寄候て、吳見可申儀者不相叶、存分候共よく思唯候て可然候、何篇氣まかせの儀候者、其曲有間敷候、

一 野副帶刀長はや上京候哉、巨細之儀共相合候つる、定可相達候、

一 久四郎事、在京候哉、又下向も候哉、何方へ滞留候共不聞候、是又無心元候事、

一 此表當分無吳儀候、可御心安候、供菜いつれもめいくに可申候へ共、急便候条、無其儀候、いつれも無狼様に可分別之由申度候、相心得候て可申聞候、恐と謹言、

「朱力キ」  
「文祿三年秋」二月廿一日 義弘(花押)

(家久)  
又八郎殿

「御文庫廿二番箱十二卷中写也」 「義弘公御譜中正文在卷本トアリ」

(本文書ハ八二〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

文祿三年甲午之春、有可使薩摩之命、仍二月廿八日、解纜大坂而赴薩摩、是亦 忠恆主就來秋朝鮮國渡楫、爲細大用意也、 龍伯君賜寶刀於旅庵也、  
同年四月、 忠恆主從泉州堺上京師、以謁見 殿下秀吉公矣、

「義弘公御譜中」

三月三日、 秀吉公登高野山、定旅館於青岩寺、爲父母冥福、故有燒香之禮、又召一山僧徒八千人賜糧米、以爲大政所之資福也、

秀吉公到輿院、經過金堂大塔、見金堂之額側曰、我今登山何不改築之乎、即施穀一萬石、木食與山上人掌之、

「御文庫拾六番箱六卷中」 「義弘公御譜中ニ在リ」

猶と永と被成御在陣候処、御見廻も不申上候儀、誠と不任心底、失本意口惜奉存候、 久四様へ似相申御奉公不存油断候、自然之節も、諸事御心易可被思召候、

去正月十四日尊書相届、拜見仕候、改年之御祝儀、重と申納申候、

一聖門様へ年頭之爲御礼、縮毛端御進上候、御書中之趣、具披露仕候、被成 御書候、御祈禱之儀、日々無御油断之由御意候、猶以不可有御疎略由、能く可申入之由候、

一久四様永く被成御在京候、定御氣遣推量仕候、此比ハ一段御無痛候間、可御心易候、連く御灸治御藥など參、御養性之儀共候、旧冬 聖門様へ御申之儀御座候間、其段者、上甚五具可被申上候、  
一其表事、當時御無事之由、珍重存候、去年敵船參候刻、御手柄共候由、無其隱候、

一是庵安富御言傳度く申届申候、被思召寄忝由申事、石田弥介ニも申聞候、御歸朝之刻、罷出可申上候由申事候、

一近日可被成御歸朝之由、執く御沙汰共御座候、目出度奉存候、於此方御用等被仰付者可忝候、猶追而可申上候旨、可被仰入候、恐く謹言、

「朱力キ」  
「文獻三年」三月五日

（伊勢貞知）  
如貴（花押）

友枕齋  
相良五郎左衛門尉殿 如貴

1281

「義弘公御譜中」  
「正文在野田久右衛門」

猶く毎度御近意之段難申謝候、先日好使之由候間、以一書申候、漸相達候哉、爰許無玆儀候、猶追而可得賢意候矣、

對友枕齋御懇札趣具披閱、感悅無極存候、仍爲新春之祝儀、縮一端送給候、毎々芳情之至難申盡候、其表之儀、少く番船等雖相催候、早速引退無事之旨、尤珍重く、併御手柄之故候、抑御祈禱之事承候、日々聊以無油断候、猶以不可存疎意候、相應之儀無御隔心候者、可爲本望候、委曲友枕齋可有演說候間、不能詳候也、穴賢々々、

「朱力キ」  
「文獻三年」三月五日

（昭高院進意）  
（花押）

羽柴侍從殿

如雪

1282

「御文庫四拾八番箱中」

猶く源次郎一段勇健ニ候、小座共被構候て、切く罷出なくさミ申候、又本陣へもけふ篇出仕之儀共、いかにいんきんニつとめられ候、可然と存計候、宗

次郎同前に候、已上、

正月廿七日之書狀、今月四日小攝より被届候、則披見候、

一又八郎 御目見得未相濟候哉、乍去治少様被添御心之儀候条、此比者とかく可相濟と、一左右まぢかね申計候、

一又八郎事 御目見得相濟候者、すくニ高麗へ可罷渡之間、治少様より被仰聞之由候、先以珍重存候、ことに鎌雲・抱節・比紀なども、又八郎可爲供之由、國へ被仰下之旨候、是又治少様被入御念、忝次第候、左様ニ候者若輩之在陳も氣遣あるましく候、弥可然候様ニ才覚候て肝要ニ候、

一先度以書狀申候様ニ、又八郎生得下戸にて候、然共人と取持候者、酒之けいこあかり候て、正跡有ましく候、當座之興をも破候て、酒の儀においてハ、一切口ニ付候ハぬ様にと吳見候て、肝要に候、萬ಂತのミ入候、一此表今程無替儀候、念比ニ可申候へ共、急便候条申あへす候、追々可申候、恐々謹言、

「文三」

三月十日

義弘(花押)

伊集院右衛門太夫入道殿

1283

「御文庫四拾八番箱中」「義弘公御譜中ニ在リ」

其表弥靜謐御座候由、尤目出候、仍爰許之様子、先度休意を以細々申入候、其後相易篇無之候、然者 大閤様來十八日ニ可爲御上洛候、就夫我等事、於伏見御目見得可仕之由、治少様被仰聞候之条、急度可致上洛候、兼又拙子渡海之儀、弥必定候条、追付其國へ可罷渡覚悟候、猶赤三右渡舟之砌、委細可申入候、此等之趣、宜預御披露候、恐々謹言、

「朱力キ」

「文祿三年」

三月十日

又八郎

忠恆(花押)

圖書頭殿

1284

『雜抄』「正文在御文庫拾六番箱四卷中」「義久公御譜中ニ在リ」

起請文

一就 御家、深甚可抽御奉公候、乍勿論奉對 龍伯様、毛頭無別心可致忠貞候事、

一爰元置目等被仰付上者、縱雖爲縁者親類、無蟲履憲法之扱可仕候事、

一諸侍已下可被行賞罰時者、伺上意以御談合之上、可相定事、

右之旨若於僞申上者、

奉始上〔牛主〕梵天帝釋四大天王、下堅牢地神、惣日本六十餘

州大小神祇、別當國鎮守新田八幡大菩薩并開闢正一位、

取分覺嶋擁護諏方上下大明神 稻荷 祇園 春日 若

宮勸請諸神 九州鎮守彦山三所大權現 阿蘇十二宮

鶴戸 霧嶋兩大權現 關東鎮護伊豆 箱根兩所權現

天滿大自在天神御部類眷屬等、神討冥討可罷蒙者也、

仍起請如件、△

文祿三年三月十八日

白濱次郎左衛門尉殿

長壽院

盛淳(花押)

1285 『年代記』

甲午 文祿三年三月〔或記ニ三月五日トアリ〕、義久上洛、

御家門坊津ニ下向、同

十月、京衆下向、三ヶ國竿打、

1286 『義久公譜中』

一文祿三年甲午三月、龍伯爲參觀赴京師之時、詣法華嶽

藥師詠焉、

〔御文書方有之〕

旅たちし行急をたのむ御佛の

なひくこ、ろに身をやまかせん

ちらぬほと花に南の風もかな

1287 『義弘公御譜中』

〔正文〕

猶く御使札忝存候、以上、

御使札忝拜見申候、御上使衆之儀、今日對州へ御越候、

明日四國衆へ御通之由候、我等儀參上可申候へ共、四國

衆之御陣所ニ、二三日も深入可申候間、時分からの衆、

參上申ましく候、但承候者、不計參て可申上候、誠慮外

之様ニ可被思食と、令迷惑候、返く明日者其地へ可參候、

乍去御陳所へハ明日にて候ましきと存事候、小攝方如此

返事候て、御報返候へく候、返く其方へ御次之刻、存候

者參候て御取爲可申、恐惶謹言、

〔朱カキ〕  
〔文祿三年秋〕三月廿一日

〔花押〕

〔北郷カ〕  
尖右衛門八

羽兵□様

人と御中

「此一書、讀かね候所多し」

「義弘公御譜中」

「正文」

追而申候、又八様頃者可爲御渡海御用意候處ニ、治少様御内意ニ、竜伯様頃可爲御上洛候之条、御縁中之儀共被仰定、同者御祝儀をも被相濟、其後御渡海可然由、被思召候て被仰留候、殊之外御陰蜜にて候、於其元も御他言有間敷候、何篇一着之後ハ不苦由、治少様被仰候、爲御存知候、

一御國元檢地之事相定候時分ハ、早晚比共不究候、相知候者、追而可申越候、安宅殿煩于今無然候、無快氣候ハ、檢地にハ難成由被仰候、何共咲止まて候、當時も養性最中ニ候之条、治少様御前も、駒井殿被取次候、爲御存知候、

一又八様當時京都へ御逗留候、切々外方之御人衆ニ被打合せ候、一段御仕合能御入候、少も御心遣入間敷候、宗与被申請亂舞共候、宗固も近日中ニ備中屋一噌・くわんせ又次郎など召寄、はやし馳走可仕由被申候、其外各御ふる舞共被申候之間、無御障候透ニハ御鞠被遊

候、飛鳥井殿へ杏くす袴御免御申可有由候、拙子も可然存由申上候、爰元之儀共何篇可御心安候、伊勢向庵も一段被添御心候、惣別 武庫様へ御懇の方ハ、不相替馳走被申候、奥山左近方・堀池左近方など、切々見舞にて候、御家門様 龍山様 聖門様などへも、御札相濟候、愛岩山・鞍馬へハ、未無御參詣候、吉日次第、是も御參可有にて候、

一高麗當番衆惣替可有儀之由、其元申候之哉、曾而無其儀候、但四國衆并舟手番手之衆、此等者替可被罷立由候、中國衆・九州衆ハ、一圓ニ替有間敷由候、何方方誰人申來候共、此分たるへく候、

一唐國之儀共、節々小西殿方ハ注進候へ共、爰元御法度にて、唐之儀吉凶共ニ取沙汰不可有由候条、勿論我々つれ承儀無之候、其御心得肝要候、

一度々之御書面ニ、又八様御酒參候ハぬ様ニと御意候、夫迄も無御座候、一圓ニ不參候、可御心安候、後日其險有間敷候、此旨可然様ニ御披露所仰候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕  
〔文祿三年〕

卯月七日

伊右衛門入道

幸侃(花押)

相良五郎左衛門尉殿

1289

「案文」

(本文書ハ一三〇一号文書ト同文ニツキ省略ス)

1290

「家久公御譜中」

三月、我之痘瘡粗迄平癒、則有可上京之令、故十九日、發於泉塚著於京都、同廿日、下於伏見、以石田三成指南登城、拜謁 大閣秀吉公、所以遂謝禮也、同廿六日、登聚樂城、見于 殿下秀次公也、

1291

「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

御慶萬歲々々、仍同名又七之者、二月十三日堺を罷出、頃當國へ越着候、然者貴所もかさ被煩由申候とて、又七所より注進候、如何心もとなく候、乍去たやすく見え候よし申候、さやうニ候へハ、めてたく候、可承ため態ひきやく申付候、御目見えの儀共、定煩故延引候つらんと存候、其元様式とにかくニはやく承たく候、去年已來、たひくひきやくをのほせをき候、いまニ一人も無下着候、御左右まち遠ニこそ候へ、就中貴所御目見え相濟候

1292

「家久公御譜中」

「案文有之」

御案文

一竜伯様 武庫様御事、聊分を不奉存可抽忠孝儀、尤不新雖順儀候、平生之存置も我等就進退、 御兩殿様より、縦無理非道之雖蒙御愛候、不違孝儀、爲拙者毛頭不可成鋒楯之企心底、當時世上無心許時節之間、弥此憤甚重候、いかやうの忠節之仁たり共、於逆儀之諫者、曾以不可致同心候事、

者、追付當國へ可有渡海有増共、于今其分に候哉、隨而久四郎事在京候哉、大坂ニ候哉、有所さへも無其聞候、去年已來貴所よりも、幸侃井いせ弥九などよりも、たひく書狀到來候へ共、久四郎事ハとかく無書載候、心もとなく候、肱枕下國已後、追付頭立とをりの者も罷下候由候、何たる者を側ニめしをき候哉と、心遣千万ニ候、是又承たく存計候、以先書たひく申候やうニ、諸事無由断候者可然候、恐々謹言、  
「文三カ」  
卯月三日 義弘(花押)

又八郎殿

一 御家相續之儀、御兩殿以御分別被仰付候、寔一世ならぬ面目、此等之御高恩以何事可奉報候哉、内と對御家惡逆之仁在之而、御兩殿別而御心遣之段、連とふかくと被仰聞候、片時も無忘却候条、如何様以時節令誅罰、御家安泰之可勤忠貞候、然者彼輩へ入魂之衆、向後糺輕重、銘と可處嚴科事、

一 惣御家中定、御兩殿被召仕人數、又我等可召仕衆、當分ハ可相分候、因茲人々心持可入事候、拙者事者、いつれをわかす諸侍同前ニ可相守候、勿論奉公之淺深ニより、其賞罰者可在之事、

右條と、各以同心士卒皆令歸腹、御家繁榮之調儀可爲本望候、此旨於僞者、

〔朱カキ〕  
〔文祿三年秋〕

〔義弘公御譜中〕

〔正文〕

猶と御歸朝之段、一日もいそぎく申度候、此方之儀、又八様御仕合萬ほめ申候、我等一人之満足不  
過之候、申度事多山御座候へ共、先と筆を留申候、  
又拙者内義のとりあい、此程少しつまり申候、乍去

又何時てき人數をつかひ申候はんや、きつかひのミにて候、おかしく候く、以上、

式月五日之御書、慥ニ致拜見候、如仰其地三ヶ年之御辛勞、誠ニく御かしらの雪、さこそと推察仕候、京中出入之人數江御書立、則不殘見せ申候、何も忝由心得可申上旨ニ候、

一 又八様於堺ノ津ニ御公事被成候へ共、早と敷御仕直被成、則御上洛候て、三月廿日於伏見御目見得被成候、御仕合能事大方ニ不在候、近年めつらしき事と風聞ニ候、

一同廿六日、於集樂 関白様へ御目見得被成候、是又御仕合不及是非候、御盃など出申之由候、乍不申治少様御念入候故ニ候、萬可御心安候、

一 又八様當時宗固所ニ御宿被成候、御家門様早と敷御光儀被成候、龍山様・聖門様よりも、種と御音信共にて候、則又八様御札共なされ候、其外武庫様へ出入之衆、不殘御見舞共被申候、安志などとはやく敷御見舞にて候、御噂のミ御申候、

一 久四様御屋形之内ニ御座候へ共、夜白又八様之御宿本ニ御詰被成候、御一人之御満足御察之外にて候、

一幸侃老室町ノ宗与家ニ御宿にて候、女中も同前ニ候間、家をあげ渡し置申候、公儀之事、治少様節々御内談共被成候間、何事もく御機遣有間敷候、

一去三日、宗与所へ 又八様・久四様申請候て、終日御遊覽共ニ候、堀左近入・奥左・是庵・桑名など罷出、

乱舞七八番御座候間、同七日ニ向庵へ御申請候て、是

も終日之御亂舞、御遊山共不及是非候、拙者も來十一日ニ、いかにもせはき所へ申請候、此間之様子ニ相か

ハリ、いかにも侘敷寄ニと存事候、

一此方之様躰如此書立申候へ共、宗与・拙者ゐん氣ニ罷

成候、其ゆへハ御酒之法度之事、いかにもくきぶく御書ニ相見得申候、おそろしく存、何方にても御茶計

にて、御咄にて候、ちとくしミかね申候、御察之外にて候、宗与・我等夜白御宿本ニ請申候て、御客來萬

肝煎申候間、可御心安候、馳而其地御かハリ候由承候間目出度、貴面之刻可申上候、一日もはやく懸御目ニ

度念願計候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕

〔文祿三年〕

卯月八日

船木宗兵衛

重勝(花押)

徳岡

宗与(花押)

1294

〔義弘公御譜中〕

去正月廿八日之尊書拜見仕候、其表無何事旨、尤以珍重ニ奉存候、

一又八様痲瘡被成御本腹、去月十九日ニ從堺被成御上洛候、則翌日於伏見御礼相濟申候、大闇様一段御□之

御説□先以目出□仕候、

一龍山様・御所様□中之旨、度々申入候、被成御祝着候、只今被成御書候、能く可申入之由御意候、朝夕御

上左□被仰事候、

一野添歸朝之刻、聖門様へ以御狀被仰上、銀子三十兩御進上候、其刻御祈念之儀共被仰入候旨、具ニ披露仕

候、從前々無御疎略儀候間、不可有御油断由被成御意候、御家無恙様之御祈禱、日々無御懈怠由被仰候、帶

刀方口上之旨、一々申上被成御納得候、可御心易候、

一百石ツ、三ヶ年之間、可被成御進上之由、先年被仰上候、□年<sup>(久カ)</sup>様へ去五日ニ相濟申候、被成御請取間敷由

て、達而御斟酌にて御座候を、又八様より色々被仰、



被成御納候、去年までにて相濟申候、當年之儀者、菟角不申上候、七月ニ者御入峯之由候、

一愛岩へ御百味之事、長床坊へ申候、月々調進被申由候、此銀子之儀未上申候由候、

一又八様御在京ニ付、御奉公可仕候由被仰聞候、涯分無油断日と御見廻仕候、龍山様・聖門様其外何方へ御出

之時も御供仕候、就其御酒之事被仰上候、一雫きこしめされす候、其段者御心安可思召候、惣別御下戸と皆

と存知候間、申入者も無御座候、諸篇存知より申儀者、推参ながら御供衆まで不願憚申上候、年寄申候人も無

御座、笑止ニ存候、乍去下とまで猥儀者少も無御座候、一久四様御無事候、一段被成御成人候、一兩日以前、又

八様・久四様私宅へ被成御光儀、終日御座候、外聞忝との申事候、

一又八様爲御替番、可被成御渡海之由候、然者可爲御歸朝候、奉待候、

一拙者ニ御扶持方之事、從御國本上申候、然者弥八かたより銀子上申候、さてく御用多内、御心に被入被仰

付段、多山く、忝次第共候、くハしく弥八かたへ申越候間、可申入候、

一申入度儀千萬御座候へ共、無其儀候、爰元へ様子、三右衛門尉方可申上候間、不能詳候、

一北刑少・倉主・安齋・是庵其外皆とへ御言傳度と申届、一段く忝由被申候、北刑少ハ只今以書狀被申候、い

つれも以書狀可申入由被申候へ共、便宜之刻者急無其儀候、

一帯一筋進上仕候、誠と微少之儀候へ共、遠路故如此、聊御祝儀計候、猶吉事追と可申入旨、可被仰入候、恐

と謹言、  
〔朱力キ〕  
〔文祿三年〕卯月十日  
〔伊勢貞知〕  
如貴〔花押〕

伊勢弥八殿

1295

「御文庫拾六番箱七卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

尙く乍恐御取合奉頼候、書中憚多候、以上、  
追而令啓上候、

一京都弥以目出度御座候、御能御茶湯までにて御座候、一當月八日ニ羽筑殿へ御成にて、四座大夫御能仕候、金

春之能出來申候、一段出來申候、大閣様被成御覽、向後御能をとまらせられ候、西向にて御能させられ間

敷由、御詫にて候由候、

一同十日ニ、禁中にて四座ニさせられ候、大間様午刻

より伏見ニ御成にて候由候、

一京之御座所未落着申候、

一小寺休無老高安去三月ニ死去候、

一京中ニ被懸御目候衆、何も堅固ニ御座候、皆々又八

様へ御礼に祇候被申候、安志公 関白様御意之能御座

事、無極儀共候、

一石治少様御覚、猶以つゝくかたも無御座候、

一弥以 太閤様御心しひにならせられ候て、目出度存事

にて御座候、萬御心安可被思召候事、

一高麗にて御國之各御手柄之事、所々にて各被仰、一段

御覚目出度御座候事、

一度々皆々京之者共ニ忝 御書之趣、拜見難有存申候事、

一右之言上可然様奉頼候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕  
〔文曆三年秋〕

宗固(花押)

道正

(上書)  
伊弥八様

參人々御中

宗固

1296 「北郷一雲譜中」

近衛左大臣信輔公 初信基、後信尹、 被勅勘配流于薩摩州、依茲

殿下秀次公賜御朱印内書於一雲、有正文、左記之、時 近衛氏稽留

于都城、一雲催和歌會、從是至坊津、後移鹿兒島、嚴閣

龍山公賜御書於一雲、有正文、左記之、

1297

近衛事、嶋津分領之内へ被遣候、然者日向之内あやより、

人足百人・乘懸馬拾三疋、則奉行已下申付、嶋津修理入

道居城迄可送届候、嶋津又四郎かたへも被仰遣候、可成

其意候、猶幽齋可申候也、  
卯月十三日 ○ 「朱印」

北郷左衛門入道 (時久)

〔上包〕  
北郷左衛門入道

1298 「正文在垂水邸」

近衛事、嶋津分領之内へ被遣候、然者日向之内あやより、

人足百人・乘懸馬拾三疋、則奉行以下申付、嶋津修理入

道居城迄可送届候、北郷左衛門入道かたへも被仰遣候、

猶長岡幽齋可申候也、

卯月十三日 御朱印

嶋津又四郎とのへ  
「忠仍ナルヘシ」

「義弘公御譜中」

「正文」

貴劄令拜披候、如仰侍従事御見廻可申之処、依御所勞、任御理用捨仕候、就夫御同名攝州被指進之候、御引合申候、直御報可被申達候、愚老事茂彼方此方仕相煩、散々義候、歸朝可申之由、御説候間、近日可罷渡存候、相應之御用候者、可被仰聞候、長々御軍勞由、御保養簡要存候、猶攝州任御演説候、恐惶謹言、

「失力キ」  
「文祿三年秋」

卯月十四日

安國寺

惠慶(花押)

薩侍様

貴報

「御文庫四拾八番箱中」「義弘公御譜中ニ在リ」

追而申候、先日赤塚三右罷渡候砌、御家門様之御事可申処ニ、早々出船仕候間無其儀候、已上、

鳥丸兵部少輔事、御用候て被召寄候、早々進上可申処、先書ニ如申候、船便就無御座延引、聊非油断候、我等渡

「御文庫四拾八番箱中」

海も近日たるへく候条、可召烈覚悟候へ共、御用之由候間、一刻も早々差渡候、龍伯様も急度御上着之由、舟着船候、無程罷渡万々可申上候、抑御家門様御事、大閤様御意ニ御違候て、被成左遷候、寔御哀なる儀共難申盡候、然者薩厂坊之津へ御堪忍可有之由被仰出、去十五日御下向候、彼御案内者、我等家中之者可申付之旨、公儀御意ニ候之間、誰かれと見被申候へ共、一向之若輩迄にて難成候て、幸侃へ色々談合申候へハ、爲御使被差渡候へ共、本田源右衛門尉ニ申付候て可然之旨、幸侃被申候、我等ハ合點不申候由、數度申理候へ共、路次等別而可入念仁申付候ハてハと、公儀之御意ニ候、別ニハ誰も無御座候、武庫様へハ幸侃可申分候間、先々源右衛門尉可差下之旨就被申、鹿嶋右衛門佑相添御案内者申させ候、定而くハしくハ伊右入可被申候、此等之趣可然之様ニ御披露有へく候、恐々謹言、

「文三」

卯月廿九日

又八郎

忠恆(花押)

圖書頭殿

『新納忠元日記』

野添帶刀令歸朝刻、聖門様へ御祈禱之儀被成御申候通、友枕齋被遂言上候處、一段輒御領掌目出度候、種々御入魂之儀共、參陣之刻細く可申上候、向庵へ聖門様より御書、爲可懸御目進上申候、恐々謹言、

「文三」

卯月

又八郎

忠恆(花押)

本田六右衛門尉殿

一文祿三年甲午三月廿三日ニ首途申侍る、同卯月の十二日ニ大口を打立、飯野へ罷とまり、明十三日ニハ野尻迄まいり、十四日ニ阿屋ニ泊り、十五日佐土原天神町迄参り、着船よそひなど申侍けれハ、其日も暮にけり、龍伯様はくがをほそ嶋のごとく此日御立となり、同十六日ニ徳洲へ罷下、出船いたすへきよふす、め侍れとも、船子共順風あしき申候へハ、力およハす彼湊へ逗留し侍りて、あまりの事ニ、住吉明神ハ此日向橋のおとのとやらん申所よりあらはれさせ給ふよしを聞て、法樂ニ、行船に櫂とりくの手向哉と申侍り、寄特にや、同廿五日ニやうく船を乗出し、其夜ミ、の湊

口よりに、あとかめと云ふ沖にかゝり、其夜をあかし、明れハ細嶋のごとく心さしけれと、雨ふり風もあしきよし、舟人共いひけれハ、ミ、の湊へおし入、其日ハ終日雨あられなくふりけれハ、苦の雫ニぬれたへかたかりけれハ、願應寺と申一向宗の寺へ笠やとりし侍りて其夜ハ泊り、明れは細島へ船を廻すへしと申けれ共、浪高く風も何とかと申によつて、碇を取上こきうき侍れとも、水主の心にまかせ、又本の寺へ参り、其日ハミ、へ泊り侍る也、同廿七日龍伯様へあまりおくれ奉り然るへからさる由申侍りて、無理に船をみるの前の沖ニまでこかせ侍れハ、舟子共申たるやうニたかわず、風むかひ浪あらしくして、又み、江船をこかせ侍ル也、同廿八日ハ朝なきのよし聞侍り候て、押舟ニて細島へ着侍る、此日近衛殿様さつま坊の津のごとく、御船三艘にて御下向候、細嶋へ御着岸と見侍りぬ、爰ニ雨ふり風などむかひけれハ、二三日船をとめけるに、船子共今日日なをり順風など、申を聞侍りて、五月三日ニ船を出し侍る、

別行今ハの心細嶋を漕出る舟の行ゑしらねハ

五月三日の夜は、豊後の内よのつと申所迄來り、船を

と、め侍る也、同四日ニよのつを出し、嵯峨の関まで十八里とやらん申を、誠ニ鳥の飛やうニて着侍る、其夜雨のふりけるに泊りて、

旅寝する憂世のさかの関屋にてもりあかす雨に袖しほりつ、

明れハ五月五日なれハ、故郷をおもひやりて、

はるかなる旅にしあれば妹こよひひとりあやめをしき忍ふらん

さかの関ニは三夜泊りて、七日の日舟出し侍りて、難渡と聞へたる豊後と四國との海を渡し、其日ハ伊与國の内ミつくれと云湊に舟をと、め、宿をかりて見侍れハ、磯屋のせはしく、塵あくたをほはせず、打ふきたる軒はもこゝかしこに散たるまで、みなわら筵ニふせりけれハ、まどろミかたきニ、蚊とのミとにせゝられて、やう／＼明はてぬ、時しも夏の夜ながら、なか／＼しく覚へ侍ること、みしかき筆にハ盡しかたし、同十日ニみつくれの泊りをいたし、野島とやらん、昔ハ盗船を有ける所なれ共、殿下様の御徳にて、今ハ上下の船心安く侍りながら、沖中にいかりをおろして、舟に明し侍りてよミ侍る、

夏ながら船の綱手のなかき夜も夢はみしかきうきね也けり

明れは、夜を籠て備後の國の内、ともと云湊江十里の浪路をしきて舟をよせ侍て、其夜ハまた船にて明し、雨のしきりなれハ、雨やとりを求め、あけにあがりて一夜明し侍る、

舟留る此さとの名のともすれば故郷人のいともこひしき

さて、同十二日とまりをいたして侍りて、やかて此日室の津迄と心さし侍つれ共、順風心に任す、雨など、舟子申けれハ、備前の内とかや、しもついと云泊りに塩かゝりし侍、船ながらあかし、またまどろまれぬまゝ、神仏を憑たてまつる外はあらぬうき身の行ゑなれば、

かくてしもつゐの頼をかけていのる神のたすけの有世と思へハ

同十三日之夜舟にて下津ゐをいたし、是も備前の内うしまと、云所にゆふつけ鳥の啼し時分、十里の間を漕たる舟やう／＼着侍る、それより塩時を待て船をいたさんと、友舟共いづれも申あひ侍る、折節又雨ふり、

其ま、つなきをき、船にて日を暮シ侍て、

五月雨の空なつかしく明置□影せぬ夜半やうし窓の  
月

同十四日に昼の塩に、うし窓を遙に三四艘の類舟こき  
いたしつれとも、又雨ふりてもとの牛まとへ漕もとり  
てあかし侍、夜かくし題にて一首、

旅はうしまとひもて行舟路をもあわれとたれかいふ  
浪のうへ

同十五日ハ牛まと、いふ湊江舟をよせ侍りて、やかて  
室の津江十里の程をこかせ□あひたに、おもしろき  
漕のおつる所へ船よりおり、塩をまつ間納涼し侍りて  
漕いたして、室の津へ鳥の時と申ころ舟着て、其夜は  
舟にてあかし、明れは十七日ニハあげにあかり、宿を  
「是までニ而、未きて無之」

『清水北辰社ニアリ』

北辰領

坪付

大隅清水之内  
宮田 此内一反三畦廿五分  
上田式段三畝廿五分

上田一反四畦六分  
しときでん

下田一反四畝  
おと九かでん  
下田五畝十分

皇方

もさし野  
下一段十四分

谷嶺  
下五畝

同所  
芝四畝廿分

合田畠數七反七畝十五分

合米大豆七石九斗七升四合

文祿三年五月吉日

忠堯

谷口安房介

「殿ノ字落款」

『永吉邸藏』

(本文書ハ一一〇八号文書ト同文ニツキ省略ス)

『雜抄』

文祿三年五月五日

一寺沢志摩守正成、龍伯様へたいし入魂之儀、御直之御  
誓紙有之事、

「義久公御譜中」

「正文」

爲端午之祝儀、帷子五此内、到來、悦思食候、猶石田木

工頭可申候也、

「朱カキ」  
「文祿三年」五月二日 ○ 「朱印」

嶋津修理太夫入道とのへ

「義弘公御譜中」

「正文」

以上

幸便之条、令啓上候、

一又八様 竜伯様待着御申候て、御渡海と候へ共、未無

御上着候之条御延引候、何共咲止千萬候、 又八様御

目見得方京都へ御逗留候て、今明日之間ニ此津ニ可爲

御下向候、拙子事も一昨日京方罷下候、 竜伯様此比

可爲御着船由候之条、治少様方 竜伯様へ被仰儀共候

ニ付、早速大坂へ罷下候て奉待、御用之儀申、閉目候

へと治少様被仰候之条、任其旨候之事、

一爰元之儀共、治少様御一人之御肝煎までにて、御國元  
之様子御家之儀共、今日迄無吳儀御座候事、治少様御

一人之御分別、弥々歴然仕候、頼敷被思召候方も、一

圖ニ相違ニ罷成候、さりとてハ大事之始末にて候、御

面ならてハ難申盡候事、

一治少様御一人を弥々おし立られ、京儀を無別儀可被入

御念事尤候、別ニ一人も御頼可有人無之候、此等之旨

子細有事ニ候、後日可申達候、

一其表之儀、吉凶共ニ會而知不申候、惣別高麗之取沙汰

申間敷由、御法度ニ候之条、爰元にて會而不存候、

ゆうけき罷出候哉、定而其元ニハ隱有間敷候条、幸便

之時承度候、

一彼鳥丸方早と渡海候へと被仰付候哉、度と可參由被企

候へ共、舟無之候て于今遅候、少も無私曲候、此等

之旨御次之時者、御披露肝要候、猶申入度儀候へ共、

急便之条、閣筆ニ候、恐惶謹言、

「朱カキ」  
「文祿三年」

五月二日

伊右衛門入道

幸侃(花押)

相良五郎左衛門尉殿

川上四郎兵衛尉殿

「義久公御譜中」

在洛之際、寺澤志摩守正成對當家無異意、遠期後年可抽  
懇志之旨、鵜牛王寶印裏、封誓書以贈吾、吾亦裁返書矣、  
共記左、

「起請文此次ニアリ」

1309 「御文庫廿二番箱八卷中」「義久公御譜中ニ在リ」

起請文前書之事

一 義久江たいし入魂申上者、我々名字つゝき候之間ハい  
へん有間敷旨、すゑくまでも可申究事、

一 嶋津殿家ニたいし、公儀馳走之事、しんそを不殘馳走  
可仕候事、

一 御代之すえ、九州衆めんくになられ候とも、嶋津殿  
家つゝき申内、我々名字有之内申合、互如在有之間敷  
事、

右旨若於偽申者、

神名寶印之裏ニ有、如常、

文祿三年五月五日

嶋津龍伯公

參

寺澤志廣守

正成

1310 「御文庫廿二番箱八卷中」「義久公御譜中ニ在リ」

起請文之事

一 此方にたいし御入魂之由、以神職承候、令満足候、勿  
論これよりも、向後別儀あるましき事、

一 於 公儀愚老家之事、可預御馳走之旨うけ給、実祝着  
不少候、弥可被添御心處憑存候事、

一 世上いか躰に雖有傳變之子細、貴家我等申あはせ、隨  
分可抽忠貞心底不淺事、付自然讒言之儀可有之時ハ、

無御等閑可被仰聞候、愚意も又可申明事、

竜伯より寺澤殿への返案

「朱カキ」  
「文祿三年トアリ」

1311 「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶く御前之仕合可然之由、大慶不過之候、其元供衆

いつれも満足可仕と存候、相心得可被申聞候、已上、

赤塚三右衛門尉昨日六日下着候、然者貴所 御目見得之

儀、仕合よく相濟之由候、千々萬々目出候、先以書狀な

り共、治少へ御礼可申入と存、ひきやく差上候、御目見

得相濟ニ付ても、弥進退之たしなミゆたん候ましく候、

次 竜伯様御上洛まちたてまつり、此表へ渡海延引之由



候、とも角も治少様御指南次第、可有分別儀勿論ニ候、

伊勢弥九郎を始め、供衆いづれもく奉公心遣之苦勞、

さこそとをしはかり存候、無由断様にと可被申聞候、た  
、今便船在之由申來候間、不取敢候、追而可申候、恐く  
謹言、

「朱カキ」

「文獻三年」五月七日

義弘(花押)

又八郎殿

1312

「御文庫二番箱義弘公三卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

猶以拙者歸朝少承合儀候て延引候、自是可得御意候、

以上、

侍從様より石田殿へ飛脚一人可被差登之旨承候、安間之  
御事候、今夕出候舟候、早く御飛脚被仰付様ニ可有御申  
候、船中まかない等之儀可申付候、自其方及御氣遣間敷  
候、大坂へ直ニ乗登候舟候、幸候条、堅固ニ送付可申候、  
蒙仰段無御隔心驗と満足候、恐く謹言、

「朱カキ」

「文獻三年秋」

五月七日

土侍

元親(花押)

羽兵様

尊報

1313

「雜抄」

尙く原口大藏あたらし事ニ候、いたハしくこそ候へ、  
普左衛門へ此分可被仰候、

寔上洛已來遙久申隔候、且暮御床敷令存候之刻、御書狀  
珎重候、就中鹿皮三枚御音信祝着不少候、仍坂上紀州先  
知行二毛之納如何問候哉、以日記可承子細候、無心元候、  
老中以御下知何方へ雖被遣候、御墨付慥被請取專一候、  
惣而者某前ニ承候者申下、閉目させ候する事順路ニ候、  
菟角我等不承候事慮外候、恐く謹言、

「文獻三年」

五月廿六日

新武入

拙齋(花押)

「宛書スル」

1314

「征韓偉略」

一三年甲午

六月、先是、秀吉令義弘贈書于明、義弘遣使人張昂于  
明、至是提督務許孚遣巡海守備劉可賢等、持回翰及檄  
秀吉文來、回翰曰、武生許豫還、接得日本薩摩州修理  
大夫藤原義久來文、文中意趣甚好、且見爾國君臣、思  
與我天朝款好情通、良是美意、但聞、關白秀吉屢聲言、

內犯動兵興師、此豈成款好之道、要得款好、必須休兵  
 息民、輸誠效順、表請納款、方是華夷正理、若只造船  
 徵兵、東侵西削、耗財殘命、有挾而求、必神怒人怨、  
 如之何能成款好、堂々天朝、主聖臣良、如日中天正當  
 全盛世界、國富兵強、軍雄馬壯、安若盤石、爾國君臣  
 豈不聞知乎、吾知爾義久及幸侃并左右用事諸臣、俱有  
 英烈正氣忠愛、關白又知崇重我中國、且各有智謀、諳  
 曉時勢、可以忠言婉勸關白、享福傳位、世守陸拾陸州、  
 養賢安國、揚名萬世、最是長策、而關白亦素是剛直之  
 主、必將爾聽爾、又得直心報主之道也、茲因爾有文來、  
 我當有文答、乃彼此講好之禮、不敢疎失、爲此不憚萬  
 里跋涉、特遣巡海守備劉可賢等、及原在薩摩州差使人  
 張昂、同往敬復、檄文曰、檄告大閣先生關白知道、我  
 久聞、先生掌握兵柄、大名若雷、大福若山、儘海外無  
 雙之品也、統率陸拾陸州山河赤子、豈非英雄豪傑者所  
 爲、我天朝、自洪武皇帝開國以來、計貳百餘年、實倦  
 々慙々無一日息也、茲者舊年有爾薩摩州修理大夫藤原  
 義久、將文書壹通、付我武生許豫、且稱、爾國君臣、  
 思與我天朝款好、我思此樣、文意必出于先生高妙、則  
 知平昔謠傳、爾國屢欲興兵內犯、率奸徒勾誘邀利者、

倡爲此說、以汚先生美名、遺累盛德、今當不辨而破矣、  
 似安享天年、靜回造化、而天地神明必保佑、先生積善  
 之報、理當天賜貴子貴孫、世濟大位而揚名萬禩也、吾  
 今特遣守備劉可賢等、及原在薩摩州差使人張昂、賈文  
 前來回答、義久因思先生在主 日本、且久瞻仰風采、  
 乃謹具檄文壹通、附候鈞座、幸惟照諒是禱、  
征韓錄

1315

「御文庫二番箱中」「義弘公御譜中ニ在リ」

最前被成遣候御朱印ニ相見え候石火矢・同玉藥、夜前到  
 釜山浦相着候處、御請狀持せ、早々請取ニ給候、恐惶謹  
 言、

「朱力寺」

「文祿三年秋」

六月一日

寺志

正成(花押)

薩厂侍從殿

人々御中

1316

「正文在文庫」「義弘公御譜中ニアリ」

永々在陣辛勞候、此時候之間、尙以可抽粉骨事肝要候、  
 隨而御馬一疋 鹿毛 被遣之候、猶石田・大谷・増田可申候  
 也、

「朱力寺」

「文祿三年」六月二日

○「御朱印」

羽柴(義弘)薩摩侍従とのへ

1317 「又七郎豊久譜中」

「正文在島津安藝守久雄」

永く在陣辛勞候、此時候之間、尙以可抽粉骨事肝要候、

隨而御道服・帷子被下候、委細石田・増田・大谷可申候

也、

「朱カキ」  
「文獻三年款」六月二日

嶋津(豊久)又七郎とのへ

1318 「正文在文庫卷本」「義弘公御譜中ニ在リ」

蚊帳一釣・同銀之釣四緒・薰衣香甘附之到來、入念別而

見事候、遠路旁懇志悦思召候、猶石田治部少輔可申候也、

「朱カキ」  
「文獻三年款」六月八日

羽柴嶋津侍従とのへ

1319 「新納忠元譜中」

「正文在新納次郎四郎忠饒」

猶く手柄之儀者、たれ人にもおとるましき事に候へ

ハ、無人之事者不及了簡、少身之人にも替をされ候

事無念に候、左京事、いまは弥太右衛門尉になり候、

いよく奉公無懈怠候、可心安候、弥太右母へも、

意得候てあつかるへく候、以上、

好便之条令啓候、大閣様御前へ出頭候て、仕合可然之

由相聞候、於身満足存候、此表之立柄無吳儀候、くれく

無人にて令迷惑候段、伊下野入・比紀迄申越候、書狀所

望候て、可被見候、兼又一首をくりたまはり候、則見參

之心ち他念なく候、返歌などいひ候事者不似合候、つ、

き候はんもしらす候へとも、

たくへやる君かあたりの言葉をあひみるハかりなかめこ

ぞすれ 一笑くく、なお來信をこし入候、恐く謹言、

「朱カキ」  
「文獻三年款」六月八日

新納(忠元)武藏入道殿

義弘(花押)

1320 『新納氏藏書』

(本文書ハ一三一九号文書ト同文ニツキテ省略ス)

1321 『全』

先度用一書候、定可相届候、仍此一局恥入候へ共、無隔

心ま、遣之候、爰元にて談合申候人も無之、まことの自

分に候条、手の付所も候ましけれ共、相應に墨書付候て給候者、連日之窮屈散度心底候、くれく見參之儀まぢかねたる計候、なを期後晉候、恐く謹言、

「文祿三年」  
六月十日

(新納忠元)  
新武入

義弘(花押)

1322 「御文庫拾六番箱七卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

おほへ

一 御在京御辛勞之事、

一 大明御左右ニ付而、態使者上せ申候事、付条書并當陣

人數付、進上申候事、

一 不及申上候へ共、大明へ御左右、もし京都者御隱蜜之

儀も可有御座候哉被聞食、石治少へ諸事可有御熟談事、

一 國家之始末如何様ニ御承候哉と、夜白奉存候事、

一 又八郎・久四郎進退之儀、奉頼候事、

一 又八郎渡海之事、

一 大閤様御説之趣ニ應し、人數并兵糧船以下之儀、從

龍伯様御前、能く國へ被仰下候へてハ、相調間敷候事、

一 唐人にても、朝鮮國又く御追討にても、大將役之事、

某長陣之故に候哉、萬とくたひれ入候之事、

一 國元軍役之儀、百石ニ付而五人ツ、被仰付、皆同致渡海之由、去春已來其聞候へ共、于今一人も不罷渡候事、付軍役之首尾も無之事、

一 抱節・比紀なこや迄罷上、又八郎渡海相待之由承付候

間、先罷渡候へと申候て、食寄候事、

「末切レテナシ」  
「御譜中ノ朱カキ」  
「文祿三年六月款」

1323 「日新公御譜中在卷」  
「日新記ニ有之」

文祿三年甲午之夏、近衛從一位左大臣信輔公蒙 勅勘暨

左遷、定配所於薩州坊津、下向而屈居之際、謂老翁之候

席末者曰、欲見日新遺跡、聰明睿知、而文武諸道無不盡

緼輿、其聲既溢于天下、見其政行者、吾接之、則不學墻

面、是以為流人矣、汝等思無道之所以致云云、雖為戲言、

所慕遺風於近衛大臣者無他、蓋以四十七首之吟詠・佛法

參得之歎詠・臨終辭世之一頌者乎、

1324 「義久公御譜中」

文祿三年之夏五月下旬、近衛左大臣從一位信尹公、

會左遷之難遁、而下向薩摩州定配所於坊津也、蓋推其  
濫觴、則 信尹公爲朝鮮國一覽、企渡楫者必矣、 殿  
下在名護屋聞此事、察不善、裁內書界德善院玄以、令  
遂內奏、于時令賜  
御震筆於殿下、記左、

殿下秀吉公在聚樂華第、慮所以治天下之細大、其中洛  
中洛外欲彌盛益豐饒、由是召五大老曰、建立大佛殿於  
東山、稱京都一大伽藍、思無貴無賤伏仰之備壯觀、傳  
稱、古昔經廿个年造畢、今也宜五箇年中造立之廻工夫、  
各已退出、會于德善院之私宅、評議粗成、先召南都大  
佛師梓人、俾之速成之爲議論、梓人曰、材木土佐・九  
州・信州之木會・紀州之熊野各達守護人、惣奉行德善  
院也、相攸於東山佛光寺、文祿三年之夏、稱地堅令多  
勢爲大踊、構棧敷、 殿下秀吉公見物、日域東西諸侯  
悉以芝居、其中召龍伯於棧敷、且賜單衣二領、施面目  
者也、

1325 「御文庫二番箱義久公一軸中」義久公御譜中寫在伊地知淨眞房トアリ」  
貴札令披見、仍高麗軍役之事承候、今度可申付之處ニ、  
國家表末之上、急度其調難成之条、如此之次第候、御使

節成就院細碎承候之段、不及是非候、雖然爰許之樣躰、  
淵底被見及候之事無隱匿、聊非疎意候、然者永々連綿和  
通之儀、偏所庶幾候、將又攸賜之方物令領納、從是雖微  
少之土宜、別楮誌之、聊表祝儀、曲折猶付于御使僧之演  
說而已、恐惶不縷、

萬曆廿二白林鐘初十日

中山王

謹上 嶋津修理大夫入道殿

回章

「上包」

謹上 嶋津修理大夫入道殿

回章

中山王

1326 「家久公御譜中」

忠恆在洛之際、有 秀吉公之令曰、忝定予之結婚、台  
命不可道、六月、遂有嫁娶之吉事矣、因茲石田三成匪啻  
以使書賀之、且所贈太刀・青銅・酒肴也、

1327 「正文有之」  
御祝詞以參雖可申入候、爰元不得寸暇付而、先以使者申  
入候、仍御太刀一腰・五百疋并御樽壹荷、三種進覽之候、

聊表御祝言計候、恐く謹言、

〔朱カキ〕

「文祿三年」六月十七日

嶋津又八郎殿

御宿所

石田治部少輔

三成(花押)

1328

〔御文庫四拾八番箱中〕「家久公御譜中正文有之 御自筆トアリ」

猶く國元にての出合ハ長前申分、幸ニ懇望と、幸ニ

物語ヲ各承候、今度大炊助へもかたられ候ハ、幸前より長へ訴訟とかたり候やうニ聞へ候、いつれに御

ため不可然歎と存候、此一紙則火中く、

前く以使者武庫へ申候キ、幸・長入魂之儀、一定と聞得候、仍今朝長喜入大炊助へかたられ候やうハ、幸・長之間わるき由、世上物きた候、不可然候、さてハこ、より神文ヲ深重ニ取替、別而入魂可有之由、幸よりたつて承候、可達 上聞ニ由被申候と聞え候、自然我らへ此儀ヲたつねにて候ハ、御法度之前にて候条、神文ハ不可然之由、かたく可申覚語候、爲御心得与風染筆候、御他言有間敷候、恐く謹言、

〔朱カキ〕

「文祿三年」六月廿日申刻

竜伯(花押)

又八郎殿

龍伯

1329

〔正文在文庫卷本〕「義弘公御譜中ニ在リ」

爲見舞被 仰遣候、其國累年在番、寔苦勞之段被察候、

弥靜謐之由尤候、猶重而可被仰聞候也、

〔朱カキ〕

「文祿三年」六月廿四日

〔御朱印〕(秀次)

羽柴薩門侍從とのへ

1330

〔又七郎豊久譜中〕

〔正文在島津安藝守久雄〕

爲見舞被仰遣候、仍其國永く在番、寔打續苦勞之段被察

候、弥靜謐之由尤候、猶重而可被仰聞候也、

〔朱カキ〕

「文祿三年」六月廿四日

〔御朱印〕(秀次)

嶋津又七とのへ

1331

〔写在御文庫二番箱他家文書卷〕

態被仰遣候、其方事被食寄候間、其地番等無由断様ニ堅申付、五騎十騎躰にて可歸朝候、拘城候物主、慥成者入念可置候也、

六月廿四日 御朱印

(毛利秀元)  
羽柴安藝侍從とのへ

「末紙二」  
文祿三八月廿五 写之

1332 「北郷忠虎譜中」

同三年甲午七月二日、忠虎發都城、再渡朝鮮國、從 義弘公、先是忠虎之家臣戰死者居多也、

1333 「御文庫廿二番箱八卷中」

今度國元就 御檢地之儀被差下候間、每篇頼入之外無別儀候、乍勿論可成國家之爲ニ様ニ、入魂專一ニ候、拙者事、在京候之条、諸噓之儀悉皆分別次第たるへく候、併於大儀之事者、前以可被申上候、其刻談合を以可相濟候、將又世上爲何讒言等雖被聞置候、互ニ差捨、自今以後毛頭不可殘心底候事、日本國中大小神祇、別而者八幡大菩薩 天滿天神茂御照覽、不可有僞候、仍狀如件、

文祿三年

七月八日

伊集院右衛門入道殿

「此御案文、義久公ノ御名ハ無之」

1334 「義久公御譜中」

先是、呈書於

大明國福建地方都察院右僉都御史許、有回章及贈 關白書、共以記左、

1335

武生許豫還、接得

日本薩摩州修理大夫藤原義久來文、文中意趣甚好、有愛厚我、且見爾國君臣、思與我

天朝、款好情通、良是美意、但聞、關白平秀吉屢聲言、內犯動衆興師、此豈成款好之道、要得款好、必須休兵息民、輸誠效順、

表請納款、方是華夷正理、若只造船徵兵、東侵西削、耗財殘命、有挾而求、必神怒人怨、如之何能成款好也、不思我堂堂

天朝、

主聖臣良、如日中天正當全盛世界、國富兵強、軍雄馬壯、安若磐石、爾國君臣、豈不聞知乎、吾知爾義久及幸侃并左右用事諸臣、俱有英烈正氣忠愛、關白又知崇重我

回文

「朱印」

中國、且各有智謀、諳曉時勢、可以忠言婉勸關白、享福傳位、世守陸拾陸州、養賢安國、揚名萬世、最是長策、而關白亦素是剛直之主、必將爾聽爾、又得真心報主之道也、茲因爾有文來、我當有文答、乃彼此講好之禮、

不敢疎失、爲此不憚萬里跋涉積誠、特遣巡海守備劉可

賢·軍門贊畫姚士榮·名色把總許豫·伍應廉等、及原

在薩摩州差使人張昂、同往敬復、幸祈體亮毋忽、

「文祿三年」

「朱印」

萬曆貳拾貳年陸月 日

欽差提督軍務兼巡撫福建地方都察院右僉都御史許 回文

「義久公御譜中」

檄文

「朱印」

欽差提督軍務兼巡撫福建地方都察院右僉都御史許 檄告

大關先生關白知道、我久聞、

先生掌握兵柄、大名若雷、大福若山、儘海外無雙之品

也、統率陸拾陸州山河赤子、豈非英雄豪傑者所爲、我

天朝、自

洪武皇帝開國以來、計貳百餘年、雖

主聖臣良、無異唐虞三代世界、而一念懷柔遠人之道、實

懣懣愜愜、無一日息也、茲者舊年有爾薩摩州修理大夫

藤原義久、將文書壹通、付我武生許豫·同本州通事張

昂、賈到福建交送與我、我誦其文中、意趣甚好、且稱

爾國君臣、思與我

天朝款好、我思此樣、文意必出于

先生高妙、則知平昔謠傳、爾國屢欲興兵內犯、率皆奸

徒勾誘邀利者、倡爲此說、以污

先生美名、遺累盛德、今當不辨而破矣、似此安享天年、

靜回造化、而

天地神明必保佑、

先生積善之報、理當

天賜貴子貴孫、世濟大位而揚名萬禩也、吾今特遣守備劉

可賢·軍門贊畫姚士榮名色把總許豫·伍應廉·同原在

薩摩州差使人張昂、同賈文前來回答、義久因思

先生在主日本、且久瞻仰風采、乃謹具檄文壹進、附候

鈞座、幸惟照諒是禱、

「朱力考」

「文祿三年」

大明萬曆貳拾貳年陸月 十二 日檄文

「朱印」



1337

「全」

一文祿三年在洛之際、殿下秀吉公命石田治部少輔三成、薩隅日三州中島津氏所領知之田地欲正經界、三成既奉台命、而遣黑川右近・大音新介・中小路傳五・大橋甚右衛門等到薩摩矣、經界之法式以下有詳書、伊集院右衛門大夫亦同被指下也、

1338

「義久公御譜中 文祿三年ニ在リ」  
「御文書方有」

りやうせんに參て詠之、

山ふかミ道とめ入てかしこくも

なつとうき世をよそにすむ人

1339

「義弘公御譜中」

伊集院下野入道抱節・比志島紀伊守國貞者、文祿三年四月、發於薩摩到於肥前州名護屋、而欲又八郎忠恆主朝鮮國渡楫之爲扈從、然而 忠恆主自京都至名護屋、聞待遲緩送數月矣、是以徒與兵士於費名護屋、不如先徵渠等於朝鮮、欲我兵之増少寡、仍七月三日、登我營膝行見曰、前宵著岸于當陣下焉、且復達於 龍伯公旨、語於薩摩細

大者也、

1340

「義久公御譜中」

(本文書八一三三三號文書ト同文ニツキ省略ス)

1341の1

「雜抄」

文祿三年七月

一國元御檢地之儀ニ付、御書義久公乃幸侃江被成下候、且右ニ付、幸侃起請文之事、

文祿三年七月十六日

一御分國中御檢地御掟条々、殿下御朱印之事、

1341の2

文祿三年六月、義弘公朝鮮より被仰越候寛書之内ニ有リ、

一國元軍役之儀、百石ニ付而五人ツ、被仰付、皆同致渡海之由、去春以來其聞候得共、于今一人も不罷渡候事、付軍役之首尾も無之事、

1342

「御文庫拾六番箱七卷中」 「義久公御譜中に在リ」 (義弘譜ナリ)

由候 手ハ被下間敷候之条、一段之御事ニ候、殊ニ御檢地ニハ、薩戸衆過半可被相添由出合候、然時者

無殘所仕合ニ候、將又 又八様御祝儀之儀も目出度相濟候、御二所之御間、一段能御座候て、上下目出度奉存候、此等之趣、宜預御披露候、恐々謹言、

七月十日

伊右衛門入道

幸侃(花押)

相良郎五左衛門尉殿

山崎仲兵衛尉殿

参

1343

「御文庫ニ番箱中」 「義久公御譜中写有之トアリ」

誓紙前書之事

一 義久・兵庫頭分領御檢地惣奉行ニ被差下ニ付、私之依怙を存、兵庫頭之爲、又者治部少輔殿爲、あしき儀仕候間敷候、兼又傍輩被申所をかへりミす、萬有様ニ可申付候事、

一 今度上方より被差下候御奉行衆、誓紙をそむかれ無沙汰之族在之者、少も不見隠不聞隠、有やう之段可申上候事、

一 今度國元ニ居申候者共、奉行ニ被申付候、頭く小奉行手前く誓紙、筆本を見申候て上可申候事、

右若偽在之者、

「御譜ノ朱カキ」 「年間ナシ」  
「文祿三年」

1344

「義久公御譜中ニ写有之トアリ」

薩广へ

坂上源丞

村山理介

奥田傳介

山羽小左衛門尉

黒川右近

山田孫七

高橋新大夫

雨森勘左衛門尉

猪子弥平次

村地助九郎

木内五右衛門尉

以上

右八月十日ニ大坂へ、同十一日ニ大坂まかりたち申候かくこ可仕候也、ふちかた馬のかい主く申次第、大さか出候日より大さかへ歸候まで、これを可遣候也、道のてんま入夫又ハふねの事、主くかつて次第申つけ可申候也、

大隅へ

ゑひな源介

多賀喜四郎

富田九兵衛

河崎新六

平井助兵衛

駒井勝介

行松四郎大夫

中小路傳五

以上

「墓三」  
「薩」・大すみ・日州へ御檢地被遺衆」

向州へ御檢地ニ被遺候衆  
(マ、日カ)

白井三郎右衛門尉

嶋田弥五右衛門尉

今井傳左衛門尉

富森九介

田邊宗兵衛尉

國廣

以上六人

奉行

大橋甚右衛門尉

「御譜ノ朱カキ」  
「文祿三年」

「全三番箱中」「義久公御譜ニ写有之トアリ」

薩・大隅・諸縣

一上の在所田方

上田壹反ニ付 壹石七斗代

中田壹反ニ付 壹石四斗代

下田壹反ニ付 壹石壹斗代

一中の在所田方

上田壹反ニ付 壹石參斗代

中田壹反ニ付 壹石代

下田壹反ニ付 七斗代

一下の在所田方

上田壹反ニ付 九斗代

中田壹反ニ付 六斗代

下田壹反ニ付 參斗代

一上の在所畠方但、さこく物、きび・そは・いも、

上畠壹反ニ付 壹石式斗代

中畠壹反ニ付 九斗代

下畠壹反ニ付 六斗代

山畑壹反ニ付 壹斗代

一中の在所畠方但、さこく物、きび・そは・いも、

上畠壹反ニ付 五斗代

中畠壹反ニ付 參斗代

下畠壹反ニ付 壹斗參升代

山畑壹反ニ付 七升

一下の在所畠方但、さこく物、きび・そは・いも、

上畠壹反ニ付 式斗代

中畠壹反ニ付 壹斗代

下畠壹反ニ付 六升代

山畑老反ニ付 四升

以上

文三

七月十一日

1346

「又七郎豊久譜中」

「正文在島津安藝守久雄」

爲音信生絹帷子二、秀頼へ同帷子二・高麗雉子六、政所御上へ同帷子二宛、名々到來、喜思召候、長々在番辛勞之上、如此氣遣、誠被成御祝着候、猶長束大藏大輔可申候也、

「朱カキ」  
「文祿三年秋」七月十二日 ○ 「御朱印」

嶋津又七郎とのへ

1347

「御文庫拾六番箱四卷中」 「義久公御譜中ニ在リ」

起請文

今度御書被成下候、忝奉頂戴候、

一國元江御檢地衆可爲下向候、就夫何篇別而御奉公可申之旨、被 仰出候、任 上意、別而念入御奉公可申上事、

一不輕囃於出合候者、伺 上意、御意次第ニ可致其沙汰

事、付百姓町人以下之者於科仕出者、功者之人衆ニ遂

談合、其囃可仕事、

一御爲ニ惡儀於承付候者、無用捨可遂 言上事、付某就

身退、何篇氣任之儀於被 聞食付者、則時ニ可被 仰

聞事、

右之條々、僞於致相違者、

△ 奉始上梵天帝釋四大天王、下堅牢地神冥官等、惣者大

日本六十余州大小神祇、別者玉城鎮守八幡大菩薩 愛

岩大權現、殊者薩州惣社新田八幡大菩薩 開闢正一位

並鹿兒嶋擁護諏方上下大明神 春日大明神 隅州惣社

正八幡大菩薩 霧嶋六所大權現、取分肝付郡四十九所

大明神 天滿大自在天神御部類眷属等、各神罰冥罰可

蒙罷者也、仍起請如件、△

文祿三年

七月拾二日

伊集院右衛門入道

幸侃(花押)

(本巴)

三清

(町田入信)

存松

1348

「御文庫廿二番箱十二卷中写也」 「義久公御譜中正文有之トアリ」

〔本文書ハ一三五四号文書ト同文ニツキ省略ス〕

1349

「御文庫廿二番箱十二卷中」  
「義久公御譜中御朱印写有之トアリ」  
御朱印之写

嶋津殿分國御檢地斗代之事

- 一 五間六拾間壹反事、但あせ・井ミそ除之、
- 一 上ノ村 上田壹石六斗代 中田壹石四斗代 下田壹石二斗代
- 一 上ノ村 上田壹石二斗代 中田壹石代 下田八斗代
- 一 中ノ村 上田壹石四斗代 中田壹石二斗代 下田壹石代
- 一 下ノ村 上田壹石二斗代 中田八斗代 下田八斗代
- 一 下ノ村 上田壹石八斗代 中田六斗代 下田四斗代
- 一 下ノ村 上田壹石七斗代 中田八斗代 下田六斗代
- 一 下ノ村 上田壹石七斗代 中田五斗代 下田三斗代
- 一 惣國 屋敷方 壹石代
- 一 町方屋敷壹石三斗代 但、上中下可有之、

右之旨、入念可相究者也、

文祿三年七月拾六日

1350 「新納旅庵譜中」

文祿三年六月、忠恆主在京師之際、有嫁娶之吉事也、  
同年七月十七日、首途於栗野到於名護屋、八月廿五日、  
忠恆主自京都到著於名護屋也、

1351

「御文庫拾六番箱七卷中」

覚

一 御料人様、幸侃いそき可申請之由、石治少様御前にて  
被仰之通、其聞候之事、

一 内城江めしつかハれ候女房衆、御料人様御供可仕人  
數之内ニ、おとなしきわかきにも、然々の女房衆無御  
座之由、おくより毎々被仰候之事、

一 久四郎殿御在京、御仕合いよく能御座候、不可有御  
心遣候之事、付五代右京亮罷上候、又御祈念のため、  
醫王院のほせ申候、鎌田与兵衛尉も罷下、御路料等相  
調、早々上洛仕候事、

已上

文祿三年

七月十七日

1352 「義久公御譜中」

「寫有之」

覚

一 今度就檢地浦役之事ニ、年具つもりニもり付候欤、不  
然ハ、當座く見計可申付候、何も其村浦之跡ニよ

り可申候条、何篇公方へ上り可申物令分別、帳ニ可書  
載事、

一山役之儀、右可爲同前事、

一綿之事、とかく公方へ上り可申物ニ候間、米成にても、

又綿にても成共、百姓も迷惑不仕様ニ、又公方之失質  
も不行様、其所之桑之有やう跡見合つもり候て、帳ニ  
可書載候、然上ハ、桑之在之やしき井島、何も上島に  
て不可有之事、

一藪之事、其藪くにて、年々ニ拾分一きり捨、分一之  
内を藪主ニ十分一可遣候、たとへハ百本在之やふにて、

一年々々竹十本きり九本ハ公方へ上り、一本藪主取、  
九十本ハ藪ニ立置分ニ、相定可書付事、

一くろかね之事、是又見計、年具つもりニ成共、未つも  
りニ成共可仕候、公方へ上り物ニ候、但ほり申者も迷  
惑不仕候様ニ、入念つもり可申付之事、

一茶えんの事、年具をもち申ましく候、檢地仕候上ハ、  
公方へ上り可申物ニあらず候、但茶えん在之屋敷井島  
檢地之時、少心持有へき事、

一柴之事、是又村々にて大方見計、米つもりニ成共、又  
ハせにつもりニ成共、但うるしニ成共相定可書載、是

ハやしきにて無之所ニ在之うるしたるへく候、島ニ在  
之うるしも、島主進退たるへく候、上分ニ者成ましく  
候、然共うるしの木在之やしき井島、上島にて可在之  
事、

一寺社并侍之居屋敷又ハ町屋敷事、檢地を除分、書立を

以相定上ハ、其外ハいづれも檢地可仕候事、

一其むらくにて庄屋・きも入、此兩人居やしき計可相  
除事、

一樹木之類、何も今までの地主百姓進退たるへく候、公  
方へ上り物ニ而在之ましき事、

一川役之事、其むらくにて見計、年具ニ可相定事、

「朱カキ」  
「文祿三年」

1353 「御文庫ニ番箱中」「義久公御譜中享有之トアリ」

### 誓紙前書之事

一今度御檢地ニ被遣候間、礼錢礼物を取、田島諸成物少  
ニよらず、用捨仕間敷候事、

一主人之儀ハ不及申、比興之覚悟構申ましく候、内之者  
之儀堅申付、礼物取不申やうニ可申付候、若かくし候  
ても、礼物取申儀聞付候ハ、無用捨組中ニ申、成敗

可仕候事、

一 今度被遣奉行人之内、主へ若比興之覚悟在之ハ、かくさす可申上候、慥之儀涯分聞出、有やうニ可申上候事、

一 今度御檢地仕ニ付、手前之請取不性をかまへ、檢地成くニ仕、はかゆかぬやうニ不仕、随分差急入念可申付候事、

一 百姓并奉公人ニたいし、不謂狼藉・けんたかニ仕まじき事、

一 其村くニにくきもの在之とて、御檢地などむさとあしく仕ましく候、御檢地ハ兎角有やうニ可仕候事、

一 今度萬御書出御法度之旨をたがへず、其旨をまほり可申候事、

右条く、若偽在之ハ、  
〔御譜ニ朱カキ〕  
〔文祿三年〕

1354 「正文在文庫」

嶋津分國檢地御掟条く

一 右就御檢地、諸侍百姓以下、他國へうせ走族於在之者、先く相改、搦捕可出之旨、何方にても其領主くニ可申聞事、

一 諸給人知行分、檢地之上にて引片付、所をかへ可被相

渡之条、今迄之爲給人、對檢地奉行人諸事用捨之儀、不可申理事、

一 田畠畝圖斗代以下之事、礼物を出し用捨儀於有之者、雖爲後日、聞付次第、出者取者共ニ可被加御成敗候之条、兼而おとな百姓肝煎ニ申付、在く慥可相觸事、

一 檢地奉行人ニ對し、慮外之仕立仕族有之者、其一在所可被行罪科事、

一 檢地之奉行、狼之儀於有之者、其趣を不隠、爲地下人百姓奉行物頭ニ可理事、

右条く、若違犯之族於有之者、其身事者不及申、一類一在所共ニ可被加御成敗候之条、堅可申付候也、

文祿三年七月十六日 ○ 「御朱印」

1355 「御文庫ニ番箱中」

「御朱印之写」

〔本文書ハ一三四九号文書ト同文ニツキ省略ス〕

1356

「義弘公御譜中」

「正文在川上因幡久國」

請取申御上米之事

增田右衛門尉殿・早川主馬首殿手前にて、式千人之

御扶持方、去年中相濟候、此外ニ、

文祿式初九月  
一御城米參千石者

增田右衛門尉殿

早川主馬首殿

同前  
一五千七百五十石者

寺澤志厂守殿

合八千七百五十石也、

文祿參七月  
一九百五十拾石者

寺澤志厂守殿

石川久五郎殿

惣合御藏米九千六百五拾五石也、

羽柴兵庫頭(花押)

「朱カキ」  
「文祿三年」七月十七日

福嶋左衛門大夫殿

毛利民部太輔殿

参

1357 「義弘公御譜中」

(本文書ハ一三五一号文書ト同文ニツキ省略ス)

1358 「義弘公御譜中」

文祿三年七月廿六日之朝、安藝侍從來于我之巨濟本營、

攄于禮詞、雖曰輕薄、忽備膳薦、其座次客居侍從殿、次

黒田甲斐守殿、次藝州之士、主居梁河殿、次福島左衛門

大夫殿、次義弘、次新宮殿等也、扈從諸士悉備盛膳者也、

1359 「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

好便之条令啓候、于今在京候哉、萬々可爲心遣と存計候、  
竜伯様之御事者不及申、已來之儀、石治少様御指南次第、  
分別肝要候、五代右京亮罷上、久四郎側ニ可致奉公之由  
申付候、定可爲其分候、今程此表無吳儀候、申度事おほ  
く候へ共、急便候条、闇筆候、恐々謹言、

「朱カキ」  
「文祿三年」七月廿七日 義弘(花押)

久四郎殿

又八郎殿

1360 「御文庫四拾八番箱中」「義弘公御譜中ニ在リ」

追而此比者いつミ檢地にて候、就夫川内・ひしかり  
之儀者不及申、那答院までも、刀かりをさせられ、  
檢地有へき之由候、依之さつまもそ、けたつと聞得  
候、如此候故、薩隅けんちにて候など、其方へ風説  
候らん、なにとも國々亂れに罷成儀候間、笑止存候、



以上、

薩隅就檢地之儀、預書狀候、具披見候、此地へハ無其沙汰候之哉、とかく不承付候、殊被 仰聞儀無之候、何程候之欵、無御心元儀候、自然其噯共候者、可得其心候、乍去被仰出候者、石田殿へ申談候など、御侘ハ罷成ましきかと存候、次者三官儀に付て、田代甚介へ書狀被下候、いか様便船有次第可指渡候、併貴所父子之間ニ、御養性之儀共可被仰付候者、追々ニ可承候、其地へハ、日本國之醫者被撰出指渡され候、其上此比も、幽齋老うち罷居候、さかい之宗齋と申薬師も、爲上儀罷渡候、如此にても、醫者不相達候欵、笑止までニ候、當年者我々もさま々相煩、一日も心安事無之候、三官養性を以取のふる躰候、爲御存候、恐と謹言、

「朱方キ」  
「文祿三年欵」七月廿八日 龍伯(花押)

兵庫頭殿

敬白 起請文

「御文庫拾六番箱四卷中」

一右意趣者、今度御廣間并御臺所御門作ニ付、材木等被仰付候、然者礼儀として、金銀米錢をとり、御ためあ

しき様ニ仕ましく候事、付先年御臺所作之時、物之主へ被成御付候、其時も諸細工人より礼儀として、金銀米錢少も取不申候事、

一今度御國もとにて請取可申八木并其うりね、少も私曲仕ましき事、

一天正拾九年なこやへ替米之御使仕候、其八木のうりね、并天正拾九年薩隅諸縣よりまかりのほり候八木、拙子も請取申候、其八木之内、少も私曲不仕候事、

一攝州能勢郡之内拙者代官所へ、御朱印餘慶候て相紛申様ニ、出合とも在之様ニ承付候、天正拾六年以來、御取次衆へ得御意、御朱印之高之ことく所務仕來候、惣別代官仕候内、或者御朱印之高之外、或者そんめんのの上にもりましをかけ候て、八木少も私曲不仕候事、并毎年百性請狀と渡シ方之請取引合、遂算用申候之条、其紛無之候事、付天正拾六年、先代官納候由承、鳥目七貫文致納所、御算用狀ニ拂申候事、

一京御藏入、天正拾九年并文祿貳年兩年納所分、文祿貳年卯月、於名護屋算用之時、幽齋様御内仁麻植吉左衛門尉殿御札明ニ付、麻植殿御陳所へ罷越、算用所へ不罷出前ニ、算用狀麻植殿へ得内談、仕替候て、遂算用

申候由、取沙汰在之様ニ承付候、曾以不仕替候事、付  
讒人御糺明候者、忝奉存へき事、

右之趣、若於偽申上者、

▽  
奉始上梵天帝釋四大大王、下堅牢地神冥官等、惣者大日  
本六十余州大小神祇、別者王城鎮守八幡大菩薩 愛岩大  
權現、殊者薩州惣社新田八幡大菩薩 開聞正一位並寬嶋  
擁護諏方上下大明神 春日大明神 隅州惣社正八幡大菩  
薩 霧嶋六所權現、取分天滿大自在天神御部類眷屬等、  
各神爵可蒙罷者也、仍起請如件、△

文祿參年

七月廿八日

福崎新兵衛尉

能安(花押)

白濱次郎左衛門尉殿

吉田美作守殿

〔北郷忠虎譜中〕

義久公  
 義弘公  
 家久公  
 文祿三年自八月  
 至十二月

後  
 編  
 舊  
 記  
 雜  
 錄  
 卷三十三

同年甲午八月、殿下秀吉公使上使爲薩隅日之檢地、檢忠虎之領者田中信濃守國廣・白井三郎右衛門尉・友田新允・富森九介・上村(秋)又兵衛尉等也、都城・安永・山田・志和池・野之三谷・高城・山之口・勝岡・梶山・梅北・末吉・財部・恆吉・永吉・内之浦共十五个所六萬九千石也、

同年冬、忠虎在于巨濟城、被冒寒氣甚、且因軍務之勞罹瘴癘、同十二月十四日卒去、年三十九、法號天清寺天室常清居士、鶴田飛驒守貞明殉死、法號勝翁道剛、

〔御文庫廿二番箱十二卷中〕「義弘公御譜中ニ在リ」

やうにも稠被仰付候て可被下候、

一 去年已來當陳ニ在之人數之内、又一郎供共候て歸朝仕候、其外病死病人など歸朝仕候者おほく、參陳之輩無之故、手前無人罷成候、旧冬已來國元へ人數之儀申越候へ共、于今不罷渡候、縦高麗より人數兵糧已下國へ申越候ハす共、在陳之人數者測底國元ニ相知事ニ候、一 圓高麗番手之儀におひてハ、國之老中を始め、上下心緒たる仕合に候間、貴老様御前より、乍重言きひしく被仰付候て可被下候、

一 當春幸侃より申越候ハ、國元軍役之儀、百石ニ付而五人宛申付候之由注進候間、さやうニ候ハ、人數之儀においてハ手前氣遣有ましきと存、相待候之処、在國之者老人も不罷渡候、伊集院下野入・比志嶋紀伊事、又八郎爲供なこや迄罷上候由候之条、先々渡海仕候へと申遣し、去六月參陳候、此兩人之外ニハ老人も不參候、如此之式に候之条、手前無人之躰無是非次第候、中々筆にてハ不得申候事、

一 又八郎・久四郎在京之儀、いくたひ申候ても被添貴意候て可被下候、就中竟伯罷上、國家始末共如何被仰出

候哉、毎事氣遣仕迄候、委可申入候へ共、いつもの  
 惡筆と、き不申候間、省略仕候、於様躰者健軍猪右衛  
 門尉貴老御存知之者にて候間、巨細相合差上申候、無  
 御隔心口上之通被聞食候て可被下候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕

〔文獻三年〕八月五日

義弘

石治少様

參人と御中

〔義弘公御譜中〕

〔正文在加治木衆城權右衛門經秀〕

猶と平松へも、無事に今日までハ老躰ながらへ候  
 由、こゝろへあるへく候、又まこたちへも申たく  
 候、又今程は栗野へも平松かんにん候やと存候、  
 一栗野内城さそくともしく候らんと、自はおもひ  
 やりたる計にて候、

一むすめへも從其めつらしき事身にあまり候由、心  
 得あるへく候、

一いつれもく男女ほうくう申候者共へ、從其心得  
 頼入候、

一花香取候ほんそんの御前のきねんはうす共へも、

いよく頼むのよしこゝろへあるへく候、

一野添善兵衛尉參候砌、委ことつて共申候、定と、  
 き申候らんと存候、

一野添善兵衛尉か彼大主か參候する折節、こまく  
 音つれうけ給へく候、

一大しん于今さかしく候哉、如何、候覽と存候、  
 一申度事ハ多山つきす候へ共、書あへす候間、筆を

とめにて候、巨細大主へ相合候、爰元の様躰彼是  
 きかるへく候、以上、

わざと申まいらせ候、仍唐と日本之あつかいもあひき  
 れ候由、申ちらし候、さては我等歸朝の儀ハ、中とお  
 もひ絶たる儀ニ候、然者又八郎事無渡海様に候へかし  
 と、明暮思ひまいらせ候、久四郎事茂于今在京候哉、  
 いかゝとぞんしまいらせ候、しかれハ彼三年間しんく  
 しんらう仕候事も、御家之ため、又は子共のほうくう  
 と存候てこそ、ありきまいり候儀ニ候に、さそく我  
 等なくなり候ハ、子共のしんたい行衛如何、成へき  
 哉と存候へは、袖に涙もせきあへぬ計にこそ候へ、さ  
 いしやうしんたい事ハ、子共あまた有事ニ候間、我ら  
 か儀ハ不申及、子共のために候間、それのかくこ故あ

しを立候ハぬやうに候ハ、我ら無跡に、たとへ一万部の經をよミ候てたむけ候ハんより茂、うれしかるへく候、

一日本の諸大名茂父子御在番の衆ハ一人も無之候、將又御家中三人の御朱印衆一人茂無在高麗候處に、又八郎於致渡海者、身つから迄父子爰元へかんにん可仕候、誠うき世のありさま可過之候、

一自然無地にて我等あい終候共、その身持ゆへ、世上の人わらへに成候ハぬやうに頼入候く、

一唐あつかひ事、於日本ハもしく御隠密もや候すらん、此ふミ讀せ候する物に、能ともれ候ハぬ様に申をれへ「本マ、」く候、定而やかてめてたく歸朝候て申うけ給るへく候、かしこ、

「朱カキ」  
「文祿三年か」八月七日 義弘

さいしやう殿

『旧記抄』

一當春幸侃より申越候ハ、國元軍役之儀、百石ニ付而五人ツ、申付之由注進候間、さやうニ候ハ、人數之儀ニおひてハ手前氣遣有ましきと存、相待候之處、在國

之者一人も不罷渡候、伊集院下野入・比志嶋紀伊守、又八郎爲供なこや迄罷上之由候之条、先く渡海仕候得と申遣し、去六月參陣候、此兩人之外ニハ一人も不參候、如此之式ニ候之条、手前無人之跡無是非次第候、中く筆ニてハ不得申候事、  
右文祿三年八月五日、義弘公朝鮮より石田治部少輔殿江被遣候御狀内ニ相見得申候、餘ハ別書ニ而候略之申候、

『長谷場越前日記』

一竜伯様之御代ニ、薩隅日州諸縣郡京都より御檢地衆として五拾余人被差下、石田治部少輔手之者也、于時文祿三年甲午菊月十四日申之剋ニ、大口城籠ニて竿始メさせられて、同十五日之早旦より打出て、三か國ニ馳向ひ、薩州ハ黒川右近允闖取て竿打也、大隅者中小路典五也、諸縣者大楡名字之人ニて、算用・筆者衆三方ニわけ取りて、夜白を不謂其役を調へて、同四年二月廿九日ニ各歸京を被遂、其已來者三ヶ國靜謐ニ罷成候也、

一しきのはねかきのこと、付、しちのはしかき  
あかつきの鳴のはねかき百八かき君か來ぬ(夜脱之)ハ我ぞ數か

く

「此字相不知」

右□あたなる男を頼し女ありけり、來ぬよのかすお  
ほく、來る夜のかすハすくなかりけれハ、かのこぬ  
よの數をかくことなん、曉の鳴のはねかくよりもお  
ほかるといふ事なるへし、

曉のしちのはしかき百夜かき君かこぬよハ我ぞ數かく  
右是ハ榻といふ物あり、車の具にて、是を用ており  
のほりをするものなり、昔男のよはひける女の有け  
るか、百夜かのしちのうへにふしたらハ、逢へきと  
ちきりたるゆへに、夜こときてしちのうへにまち  
ねとして九十九寢までハ、かすをとりてしちの榻に  
かきたることを云也、鳴の羽かきは古今集に入たれ  
は、正説成へし、但しちのはしかきもふるくよりい  
ひ來れることなれば、すてかたきによりて、いつれ  
にてもよりくるにしたかひて、ともに用侍る物なり、  
おもひきやしちのはしかき書つめて百夜も同し丸ねせ  
んとは

文祿參年八月拾日高麗から嶋にて書之、

本田助允(花押)

1368

「御文庫ニ番箱義弘公三卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

自是可申上處ニ、御報ニ罷成候、明朝必參上を以可申上  
候、たそ一人可召連之旨被仰越候、別ニ召連可申ものも  
無御座候間、我等まで可致祇候候、如御意雨風仕候ハ、  
任御書中ニ參間敷候、將亦川船注文仕候間、則御使へ渡  
申候、猶御使口上ニ申上候、恐惶謹言、

「朱カキ」

「文祿三年」

八月十六日

小攝守

行長(花押)

羽兵様

御報

1369

「全上」「義弘公御譜中ニ在リ」

昨日者被召寄御茶被下、殊更種々御馳走忝存候、早く可  
申上處ニ、昨日之御酒ニ聊醉致延引候、今朝者御使者、  
是又忝存候、又七郎殿被成御尋得御意候、委曲川上殿へ  
申入候、猶自是可申上候、恐惶謹言、

「朱カキ」

「文祿三年」

八月十八日

小攝守

行長(花押)

羽兵様

人と御中

1370

「御文庫二番箱義弘公三卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

御城米被請取候奉行被指越候、即可相渡旨申付候、然者舟にて三百八拾石渡進之候、被請取御請取可給候、御算用之儀ハ重而可相究候、其方御藏米無出來由候間、重而ハ舟にて進間敷候、又釜山海ニ請取被置候八木之儀者、此方御藏へ被入置、連々御とりよせあるへく候、猶此者可申入候条、不能巨細候、恐々謹言、

「朱カキ」  
「文祿三年秋」

八月十九日

増右

長盛(花押)

羽柴兵庫頭殿

御

1371

「御文庫二番箱義弘公三卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

態申入候、其地御城米之分者、此方にても相渡、又舟にても指越申候、其外只今着岸之御米、從是末へ御扶持方ニ令割府、城々へ可相渡旨被仰出候、然者御手前千五百石にて候、此内千石景勝舟にて進之候、其元御藏無出來由候間、指越申間敷と存候へ共、石治少被仰談とも、かい邊ニ被置候て、連々成共御取よせ候様ニと存、渡進し候、慥被請取候て御請取可給候、恐々謹言、

増右

「文祿三年カ」

八月廿一日

長盛(花押)

羽柴兵庫頭殿

御陳所

1372

「御文庫二番箱義弘公三卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

御札致拜見候、明朝可被成御光儀之旨、忝存候、先刻自是一書を以申候、自然天氣惡御座候者、いつにても天氣次第奉待候、恐惶謹言、

「朱カキ」  
「文祿三年」

八月廿四日

小攝

行長(花押)

羽兵様まいる

貴報

1373

「義弘公御譜中」

「案文有之」

竜伯様へ御申之条々

一國元御檢地在之由候、いかやうに被仰付候共、國元よりの到來無之候、様子被仰聞度候事、

一當陳無人之事、付御朱印衆人數之事、

一當國在番始末之儀、石治少へ被成御尋、應其說國元へ諸事被仰付、御調可在之事、付此方へも様子被仰聞度

候事、

一在陣衆乘馬一圓無之候事、付さし物被下、武士こしらへも油断に候事、

一年明候者、定可有御働候、然者軍役首尾之事、

一於當陳遺物多くと入候事、

一在陳人衆兵糧之事、

一御藏米之事、

一又八郎八月末ニ名護屋迄罷下候へ共、國元より供衆依

不罷出ニ付而、于今不致渡海候事、

一健軍猪右衛門尉にて申上せ候、武具調候事、

「朱カキ」  
「文祿三年秋」

1374 「義久公御譜中」

各下著於薩摩州、俟九月十四日、而正經界、始於伊佐郡

大口地矣、

1375 「家久公御譜中」

有可渡海于朝鮮國之命、故八月辭于京都、同月廿五日、

到于肥前名護屋、速欲渡楫、而從兵渡船未薩摩來此地、

徒送日月矣、寺澤志摩守殿度度懇志不可勝言、不違記之、

九月二日、以有急用、俾箕勾治部右衛門尉渡朝鮮國、

1376 「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中正文有之トアリ」

尙以貴所へ治少老方被遣候馬、頃ハ爪能候間、自然

之時ハ乘申候、次ニ種子嶋方久保へ被遣候そへさし、

くり野へつかハし置候、今程徒に候ハ、拙者あつ

かり度候、此旨兵庫頭殿へ心得頼入候、將又自今以

後之書狀直に可預候、付狀にてハ自然まきる、事可

有之候間如此候、以上、

書面之趣委令披見候、仍其元調料之儀、一圓に不相成由

不可然存候、殊更供之者共モ未參届候哉、曲事不及是非

候、此等之旨使僧を以、急度國元へ可申下候間、何篇相

調候而渡海肝要候、次に抱節・比紀之事先ニ罷渡候由、

是又不可然存計候、恐々謹言、

「朱カキ」  
「文祿三年」九月十七日 龍伯(花押)

又八郎殿

1377 「義弘公御譜中」

「正文在川上因幡久國」

去年文祿式六月、ひらんきにて加増之人數相改、壹千六



百六拾五人也、

〔朱カキ〕  
文祿三年 九月十七日

羽柴兵庫頭(花押)

福嶋(正則)左衛門大夫殿

毛利民部(高政)太輔殿

参

1378

〔在御文庫二番箱他家文書卷〕「義弘公御譜中ニ在リ」

御狀拜見申候、寔近日者無音ニ相過、意外之至候、仍羽兵樣御請取之川舟式艘出來申ニ付て、只今被差渡、慥請取召置候、可御心安候、御手前之御舟出來次第可被遣之由、得其意申候、然者此境相替儀も無御座候、大明日本御到來無之候哉、御左右共候者、可被仰知事奉憑候、何も御使者へ申展候間、不能懇筆候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕  
〔文祿三年〕

九月十七日

鍋加守

直茂(花押)

小攝樣

御報

1379

『寺院文書』

其已來不申通候之處、此度栗野迄爲音信着物送預候、令祝着候、殊我等爲祈念御神前至、別而參籠之段、御太儀

難申謝候、弥御祈念頼存候、就中 武庫樣長と御在陳、御留守之儀、栗野御見舞雖無申迄候、御入魂肝要候、万と重而可申候、拙者渡海之事致延引、何とも心遣迄候、猶期後音時候、恐と謹言、

〔文祿三年〕

九月廿日

又八郎

忠恆御判

神鏡院

御同宿中

〔名護屋に被遣候御狀也〕

1380

〔御文庫二番箱中〕「義弘公御譜中ニアリ」

態申入候、此表御無事之儀、加主計雖被仰付候、若加主計手筋ニて延くにも候ハ、各惣談上、何之手筋ニても、急度可相濟旨、奉行衆方御狀候、然者其元へも大明人書指出之由、返事をも申様於有之者、各御相談可被成候、尙追く可申承候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕  
〔文祿三年秋〕

九月廿一日

寺志

正成(花押)

羽兵樣

嶋又八郎殿

人々御中

「正文在文庫卷本」「義弘公御譜中ニアリ」

尙以態御使者可被遣候處、岡田相越候条、具被仰合(善問)候間、能く可承届候也、

其方手前居城普請等之儀、度く如被仰遣候、弥入念丈夫ニ可申付候、大明無事之儀、惣別正儀ニ不被思召ニ付而、城く被仰付各在番候、九州同前ニ令覚悟、有付可有之候、東國北國之者共令在洛、普請等仕儀校候へハ、其地者心安儀候、重而諸勢渡海之儀被仰付、赤國を始、可被加御成敗候、於其上大明御侘言申上候ハ、隨其可被仰出候条、弥不可有由断候、猶増田右衛門尉・石田治部少輔可申候也、

「朱カキ」(文祿二年)

「文祿三年」九月廿三日

「御朱印」

羽柴薩摩侍従とのへ

「又七郎豊久譜中」

「正文在島津安藝守久雄」

猶以態御使者可被遣處、岡田相越候条、具被仰合候間、能く可承届候也、

其方手前居城普請等之儀、度く如被仰遣候、弥入念丈夫ニ可申付候、大明無事之儀、惣別正儀ニ不被思召ニ付而、

城く被仰付各在番候、九州同前ニ令覚悟、有付可有之候、東國北國之者共令在洛、普請等仕儀校候へ者、其地者心安儀候、重而諸勢渡海之儀被仰付、赤國を始、可被加御成敗候、於其上大明御侘言申上候ハ、隨其可被仰出候条、弥不可有由断候、猶増田右衛門尉・石田治部少輔可申候也、

「朱カキ」(文祿二年)

「文祿三年」九月廿三日

「御朱印」

嶋津又七郎とのへ

「御文庫二番箱義弘公二卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

岡田勝五郎方被相越候ニ付而、被成御朱印、猶以口上ニ被仰合被遣候、大明無事之儀、惣別此方被思召寄儀にて無之候、然者、城く丈夫ニ被仰付、各在城候間、九州同前ニ被存、弥諸城普請以下被申付、諸事丈夫ニ可有覚語由、御意ニ候、重而(秀次)関白様被出御馬、始赤國被加御成敗、於其上御侘言申上候者被聞召届、可被仰付旨候、委曲岡田勝五可被申入候、恐惶謹言、

「朱カキ」

「文祿三年」九月廿四日

増田右衛門尉

長盛(花押)

石田治部少輔

三成(花押)

羽柴薩(義弘)廣侍從殿  
御陳所

1384

「征韓偉略」

一九月二十九日、敵船數十艘至唐島、侵福島正則等營、正則伏兵于海岸、出輕兵誘之、敵以為寡兵易與、相競而進、義弘令其臣伊集院抱齋齋援之、正則燒敵艦一艘、敵退去、十月朔、敵逼義弘城下大發銃、義弘不遽戰欲誘致而殲之、敵亦不戰而退、八日、唐島敵船皆撤回、先是義弘嫡子久保病卒、次子忠恆請赴朝鮮、秀吉許之、此月晦、來唐島義弘營、征韓錄

1385

「義弘公御譜中」

文祿三年九月廿九日、敵艦數十艘逼來巨濟之四國陣、而侮之侵焉、終日鐵炮・石火矢相發不止、由是使伊集院下野入道抱節領兵士往其地援之、福島左衛門大夫殿大悅、匪翅勞之、被薦酒食於諸士也、

1386

「雜抄」

一てつぼう并玉藥被成御用意、可被食越候、鑪ハ一切不

用立候、何としても鉄炮數被仰付肝要ニ候、追々可罷

立人衆心得可入儀ニ候之条、よく被仰付てつぼう

奔走申候様ニ、可有御才覚候事、

一石火矢之事御たつね候て、有次第可被差渡候事、

餘ハ此使江相合候間被聞召届、御入魂所仰候段、可然之様ニ可預御披露候、恐々謹言、

九月廿九日 義弘御書判

比志嶋紀伊守殿

右朝鮮より 龍伯公江被仰進せ候御狀ニ而、正文指宿士人海江田仲左衛門所持之由、

1387

「義弘公御譜中」

文祿三年十月朔日、巳時昨日逼于四國陣敵艦來于吾營下、而有欲侮犯之變、忽以鐵炮・石火矢數百挺無隙發之、敵船亦石火矢・鐵炮・半弓以下種種爲珍謀以防戰、雖然明人矢前不足怖懼、我兵被傷者一人無之、漸迄午後大船四十餘艘・扁舟數多退去矣、

1388

「家久公御譜中」

九月廿五日、亥時箕勾治部右衛門尉從朝鮮國歸參也、今

月二日、從名護屋渡于彼地焉、義弘公使鳥丸六右衛門尉賀到于當地、且復賜二艘之迎船、白濱次郎五郎乘之來矣、次郎五郎持參于聲シツカ一丸也、

毛七郎兵

元康(花押)

福式少

廣俊(花押)

1389 「御文庫二番箱義弘公三卷中」 「義弘公御譜中ニ在リ」

到其表番船出申由、其聞候、如何無御心元存候条、爲御見舞衣笠久右衛門尉進置候、様子慥可被示下候、雖不及申候、福左太・阿波守年寄中被成御相談、諸事無御越度様ニ御行肝要候、猶此者可申入候間、不能審候、恐惶謹言、

「朱カキ」  
「文祿三年」

十月一日

黑甲斐守

長政(花押)

羽兵様

參人々御中

1390 「御文庫二番箱義弘公三卷中」 「義弘公御譜中正文在平松衆黒田善左衛門トアリ」

其表番船罷出之由候、無御心元候而得御意候、珍敷儀候者可被仰越候、猶追々可得貴意候、恐惶謹言、

「朱カキ」  
「文祿三年秋」

十月一日

毛治部

元清(花押)

梶孫兵

元縁(花押)

1391 「正文在文庫」 「義弘公御譜中正文有之トアリ」

嶋津兵庫家中、鹿喰犬餘多有之由、被及聞召候、然者御用候間、逸物之犬可上之候、兵庫事、高麗在番之儀候間、面々令馳走、此方使者可相渡候、委曲石田治部少輔可申候也、

「朱カキ」  
「文祿三年秋」十月二日

○ 「御朱印」

嶋津兵庫

留守居中

1392 「義弘公御譜中」

「正文在川上因幡久國」

於釜山浦請取申御城米之事、合四百五十四石四斗五舛四合者、  
右如件、

文祿三年十月二日

さつま侍從内  
帖佐彦左衛門尉(花押)

同

河上左近將監(花押)

福嶋左衛門太夫殿様

毛利民部太輔殿様

参

1393

「御文庫四拾八番箱中」  
「義弘公御譜ニハナシ」  
「家久公御譜中ニ在リ」

其地迄はや被差渡之由、傳説事實候哉、目出存候、然者  
去廿九より此表番船浮出、于今在之事候条、其地より直  
唐嶋へ可被差渡儀無用ニ候、先釜山浦へ着船候て、それ  
より次第ニ路次傳被下被聞合、から嶋へ着船肝要に候、  
相構不可有由断候、恐々謹言、

「朱かき」  
「文祿三年」

十月三日

義弘(花押)

又八郎殿

1394

「義弘公御譜中」

文祿三年十月四日、午時敵船二十餘艘又來我之營下、而  
不能近寄退去之際、桑山小藤太殿・杉若殿以乘船二艘、  
追後被發鐵炮、吾陣中之土種子島氏以下乗十餘艘、追後  
發鐵炮、而不顧所以退去也、

1395

「御文庫四拾八番箱中」  
「義弘公御譜ニナシ」  
「家久公御譜中ニアリ」

以上

急度令啓候、

一先度名護屋迄下着之由、  
付、爲使白濱七介差遣之候、然処はや對州へ渡海之由、  
釜山浦傳ニ相聞候事實候哉、珍重存候、追々爲迎國分  
半介差遣之候、

一去廿九日より此表番船浮出、于今在之事候、四國衆陳  
所湊へ毎日懸入企鎗楯候へ共、させるてたても無之候、  
當陳湊へ去朔日懸入時、付火矢・はんきう以下相催、  
さまくゝてたてニ及候へ共、則てッほうにてうちのけ  
候、昨日者當湊口まで寄來候へ共、矢かゝりにハ不來  
候、在陳之立柄今分之儀者無氣遣候、

一兼日者順風候へハ、とよ崎方から嶋へ直ニ差渡候へ共、  
當分者番船浮出湊口ニ在之事候条、兼日之渡海ニハ可  
相替候、此節之儀者何時も釜山浦へ着船候て、それよ  
り見合次第ニから嶋へ可有參陳候、猶旅庵迄申越候、  
可被得其意候、恐々謹言、

「朱かき」  
「文祿三年」

十月五日

義弘(花押)

又八郎殿

「御文庫二番箱義弘公三卷中」義弘公御譜中ニ在リ」

以上

追而申入候、

一其表之様子竹猪右衛門尉方内外共ニ竜伯様へ被申入由候、就其御國元へ別仁を被差下、幸侃・長壽院其外各へ可被仰付候へ共、此中在京之衆當分爲御使被差下候共、高麗表之趣難被申分候条、則猪右衛門罷下、其表之有姿具申達可然由被仰付候、然處自然猪右衛門私之望にて、此刻急歸唐者不仕、國元へ罷下候様ニ、義弘様并又八郎様可思召段、只今迄相詰候儀も無ニ罷成、彼是迷惑之由、種々猪右衛門御佐雖被申上候、上様御進上米・在陳衆兵糧并此比存知之外御無人、何も油断候て者不可然儀共ニ候間、是非可罷下旨、竜伯様被仰付被罷下候、拙者式も幸侃・長壽院へ萬此度被申渡可然由、吳見申差下候、爲御心得申入候事、

一大明國と御和平勿論可相調候、乍去万ニ一ツ於相濟者、來春何之道御行可在之候条、其刻諸手之船も指相、我人手前之役儀ニ取乱、何事も可爲不自由候、右条々も年内ニ被相調可然由、竜伯様并幸侃・長壽院へも以一書切々申事ニ候、年内御油断候者、先年京都・名護屋

にて替米被仰合候へ共、船彼是指相被及御難儀候、可爲同前事安中にて候、殊更御國御檢地候て、御役儀者一廉可在之候間、高麗へ初而御出陳之刻方來春者猶以可有御迷惑候、然共我等申候事、竜伯様もいまた御驚無之候、如何思召候哉、

一其表在陳之衆煩ニ付而、以御得心歸朝被仰付候刻、病人路次かいしやく仕候ほと供衆被付、其外之衆者被留置候者、如此御無人ニ者罷成間敷候、其上歸朝之人數之替を當座くニ御改被成被召寄可然候處、御心よはく手前被加御不便まで必落居者、俄ニ御軍役も不相調候て、國家之御沙汰ニ罷成咲止千万ニ候、千々万々も御家ニ者被替間敷事ニ候、今度伊勢國御檢地被成候、然ハ信長御兄弟ニ織田上野殿、北伊勢あの、津ニ居城候、一段領知可然所之由候、上野殿分領存知之外ニ檢地ニ一廉打出候、近年役儀一圓無沙汰ニ候、如此よき知行を取、役儀無沙汰不相届旨 大閣様被仰出、上野殿ニ者堪忍分五千石、子息ニ者壹万石、親子ニ壹万五千石被遣旨被仰出候、伏見ニ御普請仕候上野殿衆ちりくニ罷成、身上相果申候、數度如申越候、身上不相果内ニ諸事無油断様ニ無之候へ者、身上果候て者後梅

も毛頭用ニ不立事候、又豊後之大友殿常陸國へ被遣、佐竹殿ニ被成御預ケ候之中國小早川殿領内ニ候哉、最前逗留候豊後と中國者年來古敵にて候処、中國ニ堪忍一入迷惑之由、朝暮大友共被仰候由候、然處常陸國へ御越之儀被仰出候時ハ、豊後を御牢人以來之御迷惑かり之由申候、彼家中衆大友殿をあなとり、歴々之老中高麗へ出陣も不仕候て、大友殿手前無人故、其上歴々無在陳ニ付而、引退間敷處を被引取候ニ付而、末代侍之上日本之被失御面目、家をも被相果候間、能く乍憚可被成御分別候、大友殿を心安存あなとり申候内衆も同前ニ身上相、只今身之置所無之仕合共ニ候、近比すいさんなからあまり御役儀恣ニ御無沙汰候間、可然事ハ出來在之間敷と存事候、但如此國家之御爲を存候て啖止ニ存申候へハ、悉御家中衆我等を敵被仕候間、無是非仕合ニ候、それとても連々被下御目、其上竜伯様・貴老并治部少ためニ候間、いかやうニ被存候ても不苦候、構私曲候者わろく被申被存候事可致迷惑候へ共、國家之御ためを存有様を申ニ付而、何角与被申事毛頭不苦候、但竜伯様・貴老・拙者事無御引立候つる、誰ニ御奉公ニ可罷成候哉、能く可被成御分別候、

一今度御國元之事并又八郎様御家督ニ相調候儀、御縁邊彼是連々思召ま、ニ相調候、是までハ治部少無殘所御馳走仕置申候、我等式事去年以來煩申候へ共、又八郎様御上着以來さまく肝を煎申候、向後ハ御一身之以御覚悟御家可爲御長久候、今度檢地相濟御知行御配分之刻、貴老様御歸朝候て竜伯老被成御熟談、以其上治部少被仰談候者可然候ニ、貴老無御歸朝候てハ啖止ニ存候、乍去我等式事ハ誰といかやうニ申候共、御ため惡事ハ取上申間敷候条、於其段者可御心安候、但專用ハ竜伯様御覚悟をいかニも難計候、

一薩隅諸縣御檢地以前方竜伯様并老中御分別にて、幽齋薩州御下國候て、寄破<sup>(マ)</sup>勘落并拙者先年薩州へ替米之儀ニ付下國仕候時、一町ニ式反宛之上地分幽齋御配當候分も、悉竜伯老御藏入ニ被召上、京都御借銀并廣間御門被仕立、高麗御見つき可被仰付候、あまり内せう共ニ不相調御迷惑之由出合、御國へ被仰下候、此段者以來も可相聞候、治部少并我等式才覚にても聊無之候、然處、悉皆此儀者治部少并拙者式仕成之様ニ幽齋申候時、知行を取代官をも預り候衆被存、一段我等をにくミ申候事無際限仕合ニ候、御檢地候へハ此段も不入事

ニ候へ共、如此無筋事各被申儀ハ一入迷惑仕候、就其我等事、惣別能様ニかりそめも申入衆難在之候条、向後者治部少事并我等式身上ニ付而、自然誰といかやう之事申入儀御座候共、預御尋不謂族申出もの之在之刻、堅可被遂御糺明之旨、竜伯様御誓紙申請候間、御貴老様御誓紙も申請度存候へ共、遠路ニ候間、前後之御理をも申上、以其上御一紙可被下置覚悟ニ候間、只今及越ニ者如何候間、内々其御心得被成候て可被下候、御家中各ニ我等にくまれ可申子細少も別ニハ無之候、竜伯様・貴老御ためを專一ニ申、又高麗にて御無人故被及御難儀候事、毎々拙者ならてハ參陳仕候、前後共ニよく存知候もの無之候故、さやう之事折々申出歴々無出陳、剩在國仕ながら陳之留守ニ主人ニも一言之儀不得御意、恣ニ主人之知行わけ被取候段、さりとて者不可然候間、義弘様御父子共御腹立尤之由申一儀までニ付、幽齋之時知行を取、代官を預り候ほと之衆にくミ申候事、中々難盡筆舌候也、よく可被聞召置候事專一候、竜伯様・貴老も我等式存ほとニハ不思議候處ニ、我等ハ一かいニ如此存候事雖如何候、有様申候て悪候へハ、天當次第ニ候、

1397

一又八郎様永々御在京候へ共、我等式御そはへも折々參候へ者、御家中衆不屈事をも可申入と被存候哉、我等式之ちかつき不申候やうニ被仕成候、是又内々爲御心得諸事如此候間、可被成御分別候、とかく又八郎様御そばニ年比之可然仁被付置可然候、今之分ニ候てハ不可然候、此狀則御一覽之當時、必々可爲火中候、さやうニ無之候へハ、重而も如此内外共之事申入事不罷成事候、猶追而可得御意候、恐惶謹言、

義弘様

參人々御中

「朱力キ」  
「文祿三年」十月六日

「安宅三郎兵衛判也」  
秀安(花押)

「御文庫二番箱義弘公四卷中」  
「義弘公御譜中正文在平松衆黒田善左衛門トアリ」

以上

態申入候、仍番船今夜夜中ニ、五六里先竹嶋与申所まで引取申候間、可御心安候、愈々不替儀候ハ、追々可申入候、恐惶謹言、

「朱力キ」  
「文祿三年カ」  
十月七日

福左太

正則(花押)

羽兵様

參



「家久公御譜中」

十月八日、迄夜半解纜於名護屋、其翌九日、申時著于壹州勝本、即謂小川土佐守借旅宿焉、土佐守忽定旅宿、故下船入宿也、小川氏贈酒肴、且逗留之間菓子以下每日所贈之、

同十一日、義弘公又贈迎船并今月五日實簡、國分半助乘之來矣、

「寺院文書」

尙以去廿八日之晚より敵船差出候て、から嶋之通路を切申候分ニ候へ共、無指儀候、然共四國陳へハ毎日さし寄候、當陳へも三日相懸候、初日ニハ城近く番船をし寄候て、ばうびや・半弓・鉄炮・射付火矢已下行ニ及候へ共、自此方も大鉄炮を打セ候之条、其後兩日者磯近く參儀無之候、敵舟今日迄ハ相支候へ共、玆敷行等無之候、巨細追々可申通候、

六月五日之書狀慥令披見玆重候、仍又八郎所より名子屋迄越着之由雖申越候、國元之船并供衆已下一人も不參故、徒ニ途中へ在之由候、言語道断不可然候、冬深く罷成候てハ、弥海上不輒儀不存人無之候之処、國元早晚之油断

にて如此式沙汰之限候、隨而御祈念之配映・札到來、祝

着候、殊更種々被抽誠精之趣書中ニ相見得候、懇切之儀候、兼又栗野何も無事之由、満足候、久四郎も于今在京之躰候之条、彼是祈念之儀倍頼入候、不可有御油断候、猶期後喜之時候、恐々謹言、

「文祿三年」

十月八日

義弘(花押)

「朝鮮公給候御狀」

霧嶋山  
座主御坊

「義弘公御譜中」

「正文在入佐勝左衛門」

猶々大事之御舟是をかし被下候儀、忝奉存候、かた御礼難申謝存候、以上、

昨日者致參上、御心靜得御意奉存候、殊更不謂御氣遣共御隔心かましき御事候、乍去御懇恩之儀共、別而く恐悅不過之存候、中々奉存程書中御礼不得申上候、隨而其方御奉行衆先度被仕置候請取者、御請取ニ取替此船頭ニ慥返進仕候、將又大事之御船是迄借預、是又忝次第ニ候、即戻進上候、何様從是可得御意候間、致省略候、恐惶謹

「朱力キ」  
「文應三年カ」

十月九日

毛利民部太輔  
友重(花押)

薩摩侍從様

參人ト御中

1401  
『嶋津氏文書』

尙ト番船之儀させる儀ハ無之候、然共傳説之譯さためてことくしく可申成候哉、さようニ候て國元より可來船共、對州こ、かしこ中途ニ可致滞在儀不可然候、たとい釜山浦・から嶋之間相塞候とも、是非共國元より可參舟とも釜山浦までハ可乘渡候、相構へ不可有油断候、よくく可被申付候、次ニ釜山浦ニ在之御城米之事、古米を新米ニなし候て御藏ニ可入置之旨、被成下 御朱印候之条、諸大名同前ニ我くと手前へも被賦渡候、其様子者圖書頭所方念比ニ可申越候間、不及書載候、是又不可有油断候、以上、好便之条令啓候、

一國元檢地之事如何候哉、石治少御人數被差下候由、幸侃京都より注進相届候、其後ハ國元より茂到來無之、無心元存候、

一當陳立柄無替儀候、然共去月廿九日方此表番船大小式百艘余浮出、四國陳湊口ニ在之候而、日本船出入不自由候、我等陳所へも去朔日懸來、射付火矢・はんきう以下相催てたてニおよひ候へ共、則てつほうにてうちのけ候之条、させる儀も無之引退候、其後又懸來、當陳湊口漕めぐり候へ共、矢か、りにハ不寄付候、然間當陳湊口へハ日本船之通用今程無氣遣候、以來之行海陸共不知候間、兼日申越候人數并兵糧已下相調、無油断可被差渡候、

一又八郎事、八月末ニなこやまで下着之由候、然共供衆不罷出ニ付而相待、于今延引之由到來候、さても言語道断之仕立不可然候、存知之様ニ冬海になり候ての渡海不輒候、此等之段者たれもく存寄儀共ニ候処、于今無渡海儀笑止之至候、供衆已下不如意之式たりといふ共、老躰致在陳儀候間、順風さへ候ハ、ふと可被渡海之旨、なこやへ使者を差渡申越候、然共今日迄者無着船候、是も無心元存候、不及申候へ共、各在國之儀ニ候条、諸事被申付、在陳之始末調候様ニ才覚此時候、萬ト頼入計候、

一當時之様ニ番船唐嶋表ニ浮出於在之者、國元方可參船

1402

共とよ崎方當嶋へ直可乘渡儀無用ニ候、番船懸引取ま  
ハしなどの急なる事、日本船ニモおとるましく候、荷  
積船など櫓敷なき船懸合候てハ、中くのかるまじき  
様躰ニ候、内と其覚悟專一候、何時もとよ崎方釜山浦  
へ差渡候て、それより當陳江可參候様ニ、上乘之人衆  
へ被申聞肝要候、勿論番船浮出可在之間之儀たるへく  
候、

一當陳無人之様式先度申越候、笑止千萬沙汰之外にて候、  
猶追く可申候、恐く謹言、

「カキ入也」

文祿三年十月九日

義弘(花押)

幸侃

長壽

「此正文、四拾八番箱中ニ在之、引合置候事」

「此御書、義久公御譜中、正文在島津圖書久通トアリ」

「御文庫四拾九番箱中」、「義弘公御譜ニ見エス」

猶以石治少様并安三兵へ書狀參らせ候、銘と被御覽  
分、使者を以御届候て可被下由、竜伯様へ可被申上  
候、以上、

此表之番船、去月廿九日差出、今月七日迄相支候へ共、

1403

指行も無之、同八日ニ六七里程引退候様子、具 竜伯様  
へ申上候、然者寒中之海上にてきへ如此候条、明春海上  
も長閑ニ罷成候ハ、定而番舟之行一途可在之と存候、  
當陳湊口へ番船相支候て、日本船之通用一切不可在之候、  
左様ニ候者、當陣兵糧可相續様有間敷候、何としても兵  
糧之儀年内被差渡候様、遮而國元へ被仰付尤候、於御由  
断者可爲迷惑候、自是も國元へ度く申越候へ共不調候間、  
被入御念候様可被申上候、恐く謹言、

十月十二日

義弘(花押)

本野州

新武入

町羽入

「御文庫二番箱義弘公四卷中」、「義弘公御譜中ニ在リ」

態御使者被指渡候、御使者口上令得其意候、

一其許御人數之儀相心得候、義久御在京之事候間、可申  
談候、幸江侃「本マ」在國之儀候条、始末可申下候、御人數之  
儀ニ付被仰越、何も得心申候事、

一於何邊有不審者、直ニ可申理候、何度も無隔心可申入  
候事、

一又八郎殿御内儀京都御た、すまい之儀尤候、左様ニ可  
在之候、拙者義久江申可令才覚候、可御心易候事、  
一國本之儀、何邊可然様ニ可爲落着候、是又可御心易候  
事、

一最前小攝使被罷歸候節、御壺當年之茶を拙者渡ニ入替  
進候、御壺を海上時分大事候、其上又春ニ成詰時分ニ  
候間、右之分候、巨細先書ニ申候間、令省略候、恐々  
謹言、

「朱カキ」  
「文祿三年秋」  
十月十三日 石治少 三成(花押)

伏見方  
石治少  
「上書」  
羽兵様  
御返報

「義弘公御譜中」  
「正文在野田久右衛門」

去夏以愚狀申候處、御懇報愷到來、尤本懐之至候、先以  
其表無何事御勝手之由、珍重存候、長々御勞煩於此方感  
申候事候、定明春者可爲御歸朝候間、萬々積候御物語共  
可承候、將又於大峯御祈禱之事、如近年申付之候間、卷

數等唯今進之候、隨而者燒物乘一下進候、定於某許可爲  
御調合候間、雖憚入候、折々アマツラ相屆候間、且其御  
礼之驗計候、殊更乏少之段吹散候、猶從友枕齋可被申候、

かしこ、  
「朱カキ」  
「文祿三年カ」十月十三日  
(昭高院遺篋)  
(花押)

嶋津兵庫頭殿 如雪

1405  
「家久公御譜中」

十月十四日、待得順風、辰時解纜於壹州勝本、漸爲強風  
宛如波浪滔天、然而薩摩船皆無恙、酉時著對馬之府中、  
即使神戸佐平次謂池田紀伊介借旅宿、池田氏忽定宿矣、  
仍下船入旅宿、夜入後池田紀伊介來旅宿賀到着、

十月十七日、巳時解纜於對馬府中、酉時到于同州鴨瀨、  
十八日、去鴨瀨於巳時到住吉瀬戸、則依逆風而繫纜於此  
地、同十九日、辰時解纜於住吉瀬戸、申時著于同州琴浦、  
同廿日、巳時去琴浦酉時著泉浦、同廿一日、午時去泉浦  
酉時著豊崎皇浦、夜入降雨也、島津守右衛門尉彰久・北  
郷作左衛門尉三久繫纜於鰐浦、有要用故、同廿五日、使

1407

〔新納氏支流伊勢守康久譜中〕

文祿三年甲午、從 又八郎忠恆主、渡朝鮮國勞軍務之際、

1406

〔新納旅庵譜中〕

文祿三年十月十三日、忠恆主解纜於名護屋、同月晦日、著朝鮮國唐島、旅庵扈從矣、十二月十二日、發於朝鮮國唐島、赴於日本國京都、上達 太守父子之旨趣於 龍伯尊君、而後下國、栗野在番不怠慢也、

箕勾治部右衛門至其地也、

十月廿六日、午時解纜於對州皇浦、終日順風無強弱渡海程、是以戌時到著于朝鮮國釜山浦、則天氣忽變時雨、滿天終夜更無止間焉、

十月廿七日、使白濱次郎五郎・三原七左衛門乘早舟赴唐島、無恙告到著此地以下之事、今日稱迎自唐島所遣福永助十郎也、

同廿八日、樺山權左衛門尉・喜入攝津守來於唐島賀於到著、當城守將小早川藤四郎殿先以使者、賀渡海之無障旱、夜入後自身持樽肴來、被據禮詞、又毛利治部少輔殿・天草氏亦各持樽肴來賀渡海焉、使相良新右衛門其達返禮也、

1408

〔正文在文庫〕

知行方目錄

急有進發唐島之儀、慮糒糧之難得、遣早舟運送待 太守之到著、即獻御膳、從軍亦給焉、匪啻上 太守之會褒美、下至士庶莫不美談矣、其外爲軍功者多矣、

先高 一千八百石

攝州豐嶋郡

栢野村

出米 九拾壹石三斗四升

同村

先高 一五百四拾式石七斗

攝州能勢郡

木代村

出米 貳百七拾九石九升

同村

先高 一八百壹石式斗五升

同郡

東郷内田尻村

出米 六百四拾八石七斗

同村

先高 一四百廿壹石七斗四升

同郡

東郷内余野村

出米 百七拾四石四斗三升

同村

先高 一百七十七石

同郡

東郷内吉川村

出米 九拾式石六斗四升

同村

先高 一五百四拾式石七斗

同郡

切畑村

出米 三百三石五斗六升

同村

先高 一百四拾石

同郡

川尻村

百四十四石壹斗六升

同村

先高 一貳百八石六斗

同郡

倉垣村内

出米 貳百六拾四石八斗七升

同村

先高 一百七十石

同郡

吉野村

出米 三十三石九斗八升

同村

先高

五拾八石六斗四升

同郡

西郷宿野村

出米 拾九石八斗貳升

同村

合六千九百八石貳斗二升

右今度檢地之上を以、令扶助訖、全可領知者也、

文祿三年十月十七日

○「太閤朱印」

羽柴薩广侍従とのへ

「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶々今程者番船も引退候間、順風さへ候ハ、それより當嶋へ直ニ可有渡海候、何も此船頭功者之儀候条、態申付候、猶此使者可申候、以上、

「義弘公御譜中」

文祿三年十月晦日、又八郎忠恆主自日本航遠海、亥時到着于巨濟營下、即登我營遂見參賀無恙、且復獻太刀一腰・馬代也、

「義弘公御譜中」

其地迄被差渡候由、傳説候、珍重候、今一渡之儀候間、能く順風を被見究、無越度之様可有出船候、然者もしくろ數く所用もやと我等之乗船遣之候、いかやうにも其元之所好にまかせられ候へく候、なを見參之時可申承候、恐く謹言、

「朱カキ」 文祿三年十月廿六日

義弘(花押)

又八郎殿

急度被仰出候、從最前五ヶ城ニ被殘置候兵粮事、何茂手前請取候分、當米ニ入替候而、其城へ可詰置候、來年者御人數可被差渡候、依様躰、不計可被成御動座儀茂可有之候条、不可有由断候、猶寺澤志广守可申候也、

「朱カキ」 文祿三年十月廿八日

○「御朱印」

嶋津兵庫頭とのへ

1414

「家久公御譜中」

- 一 龍伯様御吳見御心を不置承度候事、
  - 一 龍伯さまつねく御養生之事、
  - 一 御成之時刻(別之)而おくかた見舞、平豊前・川善左かたく申候事、
  - 一 おりく御音信御札之事、
  - 一 それかしはらい候事、
- 以上

1415

「家久公御譜中」

十一月朔日、登本營見于 義弘公、獻于衣服二領・道服一領、時賜衣服二領・道服一領・帶二筋於 義弘公、既退出歸我營、則諸士等獻太刀・馬代青銅・白麻、賀渡海之無恙矣、依 義弘公之有徵、再登本營、則賜饗應焉、迄夜暗 義弘公渡御于予之營、賜樽酒六個・鯛魚五尾也、十一月二日、先登本營見 義弘公、今日小西攝津守行長使小西次郎四郎賀予之到著、且贈樽酒六箇・鷹・昆布・串鮑・生鮑・鯛魚等也、

十一月三日、登本營、 義弘公賜芳茗矣、今日爲詢福島左衛門大夫正則、乘船赴四國陣、則正則欲敵艦橫行之窺模樣、遠出營外不在也、故徒還乘船直登本營、使三原諸右衛門尉達敵艦橫行故於熊川コシヅカ也、

十一月四日、請待 義弘公於私宅、而備盛膳爲亂舞催數興畢、則已迨還御、即登本營謝光臨忝、

十一月五日、賜鐵炮二丁於 義弘公、又種子島氏亦附與鐵炮壹丁於我也、

十一月八日、島津又七郎忠豊渡來于巨濟之私宅、賀予之著船之無恙、以太刀一腰・馬代青銅焉、

1412 「家久公御譜中」

十月廿九日、北郷宗次郎自唐島來賀到著矣、申時解纜於釜山浦、戌時繫纜於方浦、「多太浦矣、本マ、」

十月晦日、辰時解纜於方浦、到於金海川口キヌイ、則降雪殆半時許而後爲晴天矣、島津圖書頭主從乘二艘、迎加德島邊、其外追迎來舟船不知員數也、亥時著巨濟岸、即唐島也、從船十有七艘亦皆到著矣、即下船登本營見 義弘公、獻太刀一腰・馬代青銅矣、迄子時入予之陣所也、

1413 『嶋津氏文書』

覺

「正文有之」

その、ちはたより御入候へて、御うとくしくまかりなり御ゆかしく候、まつくなに事なくこもとへまちつき、ふこさま御めにかゝり、めてたくおもひまいらせ候、はるくの御たひにて、よろつ御心つかひのミにて候ま、御くたひれ候ハんと存候つれとも、一たん御わかしく御入候ま、御うれしくおもひまいらせ候、ミやうねん春おりに(マゴ)おく入にて御入候すると申候、さやうに候ハ、それすき候てより、やかて御きちうたるへく候間、よろつく御ミつからにて御物語申入へく候、めてたく、かしこ、

又八郎

たれにても

忠つね

申給へ

1416 「御文庫廿二番箱十二巻中」「義弘公御譜中ニ在リ」

「案文」

一薩隅諸縣人數軍役之儀、廿石ニ壹人宛被仰付之由候キ、然処此節者四拾石ニ壹人宛申付、當陳在番人數五千宛

可食置之由、幸侃・長壽より申越候、いつもつもり以下ハ如此ニ候へ共、國習之式にてつものやうニ急速罷出候儀無之候、今度者如何可在之候哉、今日迄者在國之者共參陳無之候事、

一北郷公役參万六千五百廿七石、此中在陳之者參百參拾四人、讃岐守今月六日着陳候、食列候人數合四百式拾三人、此内水主六拾六人、然者四拾石ニ壹人宛之軍役不足分四百九拾人にて候、宗次郎事者與陳已來、于今在之儀候条、先歸朝可仕之旨、一雲所より申越候、京都へ得御内儀之由候間、無吳儀歸朝させ申候事、

一右馬頭公役六千式百九拾七石、此中在陳之者壹百七人、又四郎去月卅日着陳候、食列候人數合壹百九十六人、此内水主式拾八人、然者四拾石ニ壹人宛之軍役令首尾、余慶參拾九人在陳候事、

一幸侃公役式万四千拾四石、此中在陳之者式百參拾四人、此内水主四拾人、然者四拾石ニ壹人宛之軍役不足參百六拾六人にて候、兼又源次郎煩ニ付、去夏令歸朝、其弟者未罷渡候事、

一右御朱印三人手前合八百五拾三人、今程在陳候事、一又八郎供仕候て、今度罷渡候者式百五拾壹人、



「御文庫廿二番箱十二卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

一此中當時在陳之者、惣合參千參拾人、此内水主四百八拾人、當時在陳仕候事、

右之内奥陳已來之者共、先く歸朝させ申度候へ共、さやうニ候へハ、當日手前無人ニ罷成及迷惑候間、存寄儀ながら奥陳已來之者共、于今留置候、當國在陳之儀いつ迄かきりとも不知様式ニ候之条、三年在陳之者共抑留申候儀、さりとしてハ不便ニ存候へ共、右之通ニ候、さきにも申入候様ニ、當春美濃部四郎三郎殿・山城小才次殿御渡海之刻、我等手前之人數參千七百九拾人之墨付進上申候、此首尾も相違ニ罷成、無人之在陳何共氣遣千萬候、可有御察候、遮而 竜伯へ被仰聞、國元へも被仰下候て、人數兵糧被下つ、き候之様ニ御入魂頼存候、不及申候へ共、此狀御一覽候て火ニくへらる

へく候、可得御意候、恐惶謹言、

「朱カキ」  
「文獻三年」十一月

石治少様

人と御中

「義弘公御案文也」

追而小攝使者罷下ニ付而、拾月朔日之御狀去三日相届、令拜見候、

一度く差上候狀共、めいく被成御請取之由候、令満足候、其後申付候使者も上着仕候由候、重而御返事奉待候事、

一今度福州府より參候唐人之事、爰元手前氣遣有間數之由示給候、目出存候事、

一九重之茶貴老様御渡ニ被入替、今度送給候、さてく被入御念候之段忝存候、我等も内く如此之望にて、今度之使者ニ壺持せ候て、如右御茶入替食寄可申との催にて候処、御茶到來、誠と長陳之窮屈を散し可申迄ニ候、中と書面ニ難申述候、就中九重之事、來春も又御茶詰申度候、乍御造作万と頼存候事、

一國元へ御檢地衆被差下之由候、関東已來方と御苦勞、ことニ今程御手前之御普請最中と申、御人數多と薩迄被差下候、御芳情難謝候、併悴家之始末此一事ニ候、連と我等望之様ニ罷成候、安堵仕候事、

一義久并久郎在京ニ付、様と被添御心之段、是又忝存候、余者此使可申入候、恐惶謹言、

「朱カキ」  
「文獻三年」十一月

石治少様

人々御中

「義弘公御案文也」

1418 「御文庫廿二番箱十二卷中」「御案文義弘公御譜中ニ在リ」

尔來不申通候間、令啓上候、

一此表番船去九月廿九日罷出、拾月八日ニ引退候、其様子以先札申上せ候キ、其後者替儀無御座候事、

一愚息又八郎事、八月下旬名護屋迄罷下候へ共、國元より罷出候供之者共致遅々ニ付而、渡海之儀延引候て、漸去月卅日ニ參陳仕候事、

一七月廿四日之御狀、又八郎令隨身慥屈申候、然者又八郎御目見得之始末、殊縁中之儀共以御分別令首尾候、忝次第中々申も疎に候事、

一國元檢地之儀被仰付之由候、累年之本望此事に候、然者幽齋御人數無御下候哉、令得其意候、貴老様御手之人數如御書中、関東以來方々御苦勞之上、今度薩迄被差下候、御芳志無申事候、檢地之儀者連々申入候様ニ、

あはれく御一手之人衆にて被仰付候へかしと存居候処、我等望之様ニ罷成候、案堵迄に候事、

一御朱印頂戴仕候人數、近年自分之覚悟題目にて軍役已下諸事ニ付而無正躰候處、分國中諸侍公役同前たるへき旨被仰出之由、去卅日國元より到來候、悴家之始末と申、旁大慶此事ニ候、悉皆御取成之故候、御面上ならてハ難申述候之事、

一當國之御行如何被 仰出候哉、もしく來春御働之儀共御座候者、武具以下其外國元よりの調等致置候てハ可爲迷惑と存、此中竜伯所へ度々申上せ候、然共國習之式ニ候間、とても急速調可申儀、おほへ不申候、近比乍憚以御分別竜伯へ被仰聞、無油断様ニ御助言奉頼候、又國元へも人數罷立候様ニと、被仰付候て可被下候事、

一御むつかしく可有御座候へとも、此使口上之通被聞召、諸事御分別候て可被下候事、

「義弘公御譜ニ朱カキ」

「文祿三年十一月カ」

石治少老トアリ」

「此御案文、義弘公石田三成宛歟と考へラル、月日ナシ、此ニ載置也」

1419 「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

去月拾七日、對州鴨瀬之書狀、此三日已前ニ到來候、

以先札如申候、大明國を兩使上洛にて候、様子者福建与

可然存事候、以上、  
申下候、定可差渡候、其元へ存松之手之者共未罷居  
申候哉、兩方へ分候てハ難成由申候、在京にて奉公  
仕候間、爰元へ可差置候之間、殘置者共被差下候て

1420

「御文庫四拾八番箱中」「義弘公御譜中ニ在リ」

又八郎殿

「朱カキ」  
「文祿三年十一月拾日」  
竜伯(花押)

定而容易其表へ着津候之覽と存事候、每篇賢慮肝要たる  
へく候、將又名子屋を池田甚介持參之書面之条と、くハ  
しく令披見訖、次者 聖門様へ手本之儀奉頼之由、友枕  
迄申候へは、料紙など大方にてはいか、之由候間、此度  
ハ不罷成候、追而申調可致進入候、猶期後音之時候、恐  
く謹言、

1422

『雜抄』

下國以後者不通候、無何事令着陣、武庫様懸御目、多年  
之本望此事候、 龍伯様御無事御座候哉、且暮御床敷奉

十一月十三日、乗船到四國陣、擔禮詞於福島正則、以太  
刀一腰・馬代青銅・樽酒五荷・鯛魚廿尾・昆布五十・貝  
鮑五十也、戌時歸著矣、  
十一月十六日、晡時 武庫公賜芳茗也、  
十一月十八日、福島左衛門大夫正則來訪、父子共迎途中  
而待焉、太刀一腰・馬代青銅・衣服二領持參也、

1421

「家久公御譜中」

兵庫頭殿

「朱カキ」  
「文祿三年十一月十三日」  
竜伯(花押)

日本勘合船通用之儀申入候、然者 大閣様御前仕合事能  
候て、彼使者 御目見得仕候間、急度歸帆たるへく候、  
其表之儀者菟角無申儀候、自然其元にて出合之時爲心得  
候、若又唐帝を朝鮮表之和睦之儀等、來春渡船之刻懇望  
共候者、其御沙汰も可有候する哉、此度ハ勘合之儀計申  
來候、聊無別儀候、恐く謹言、

存候、抑兩人事就奥方別而頼置候、定可爲辛勞候、心よ  
ハク遠慮など候て、緩なる儀共於在之者、後日至兩人稱  
可令其沙汰候、女方之儀者平生法度た、しき家中も、人

間之迷ニて不可然儀共出合、外聞惡儀毎事在之事情、况  
御家内之儀者ゆるかしき由、兼而承及候間、いさ、かも  
うつけたる儀共見及聞及、切と不寄男女可申聞候、誰ニ  
ても候へ、利くつたてなどいひ候はん仁ハ、以付可申越  
候、龍伯様御座候間、達不及申候へ共、歸朝之刻留主  
躰候様可相尋候間、兼而如此候、不可有油断候、恐と謹  
言、

「文祿三年」

霜月十六日

忠恆(花押)

平田豊前守とのへ

川東善左衛門尉とのへ

1423 「正文在島津安藝守久雄」

弟鷹二居到來、殊入念故、尾羽不損鷹も無類躰候、別而  
悦思食候、長く在陳寒天時分辛勞候、猶長束大藏大輔可  
申候也、

「朱カキ」  
「文祿三年」十一月十七日

○「御朱印」

嶋津又七郎とのへ

「又七郎豊久譜中ニ在リ」

1424 「新納氏文書」

其後者無音之至候、遠境故某許之儀難量候、老躰寒天之  
刻、在旅之難艱想像計候、龍伯様御無事候哉、無御心  
元存計候、此國之躰一段与難有付在所にて、其元之様子  
朝夕床敷而已存候、委曲上神可令口達候之間、不能詳候、  
猶追而可申候、恐と謹言、

「文祿三年」

十一月廿四日

忠恆(花押)

拙齋  
「武藏守忠元ノコト」

1425 「新納氏文書」

猶と弥太右母へもよきやうニコ、ろえられへく候、  
已上、

尔來絶書信、鬱と心外之至候、仍此表當分無吳儀候、可  
心安候、我等事于今存候故不思儀之事情、今一度以見參  
胸霧を散し候ハんと存計候、弥太右事去秋已來相煩無然  
と候、爰元ニ在之醫者なども、養生之儀難成之由申候条、  
先く一身之儀歸朝候、能く可加養生事肝要候、快氣候者  
又可令參陣之旨申聞候、爲心得候、尙期後晉之時候、恐

1428

「御文庫二番箱義弘公四卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」  
尙と來春ハ京ニ御殿之御普請之由被仰出候、尙重而

1427

「正文在文庫」「義久公御譜中正文在卷本トアリ」  
治部少輔を以被上候連花王之壺上覽之候、自愛思召候間  
留置候、猶石田可申候也、  
「朱カキ」  
「文祿三年」極月二日 ○ 「御朱印」

嶋津修理大夫入道とのへ

1426

と謹言、  
「朱カキ」  
「文祿三年十一月廿八日」  
「此御書、忠元譜中ニ在リ」  
新納武藏入道殿  
義弘(花押)

「家久公御譜中」

十二月朔日、寺澤志摩守正成入御于本營、由是忠恆亦登  
于本營矣、今日 武庫公賜鷹一居・半屏風一雙於忠恆、  
十二月十四日、獻刀一腰於 武庫公、先是石田三成附與  
于忠恆之刀也、今日小西行長來訪、持參太刀一腰・馬代  
青銅也、

1429

「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」  
尙以先日手本之儀承候、其とのへ申付候、出來次  
第可遣候、以上、  
其地へ渡海之時分ニ候哉、高島新藏殿へ憑候書狀、頃  
到來候、

羽柴兵庫頭様  
人と御中  
喜齋

伏見方  
永 (ヨメズ、敷カ)

喜齋(花押)  
永 (ヨメズ、敷カ)  
「朱カキ」  
「文祿三年」極月十三日

可得御意候、以上、  
先度方不申上背御意奉存候、御前相替儀無御座候、去十  
一月十八日ニ 秀頼様大坂へ御下向にて、御本丸へ御移  
徙被成候、伏見山之御所へハ、去十一月廿八日ニ 上様  
・政所様御移徙にて御座候、御本丸へハ出來無御座候故、  
來春御移徙と被仰出候、 大閣様御越年ハ伏見にて御座  
候、相替儀無御座候、玆敷事御座候者、重而可申上候、  
恐惶謹言、

一石田殿方貴所へ被進候馬可指渡之由承候、得其心候、然者國元へ拙者馬上せ候様にと申下候處、御檢地衆之内方依所望遣候由申上候、就夫當時者馬ニ事を闕候間、未めし置候、年明候ハ、如國元召下、彼地方可指渡由申下候、爲存知候事、

一其表和陸ニ罷成由風聞候、左様ニ候者、近比目出度儀候、乍去其元之取沙汰いか、無心許候、右之儀事濟於歸朝者舟多可入間、無由断舟可指渡由、八木助八郎を以國元へ申下候事、

一爰元へ占能仕候者有之由候間、うらなひさせ候て書付遣候、武庫へも進入候、此等之旨貴所前心得有へく候、恐々謹言、

〔文祿三カ〕

十二月十六日

龍伯(花押)

又八郎殿

〔家久公御譜中〕

十二月十八日、父子共俱渡于熊川、訪于小西行長、忠恆

進太刀一腰・青銅千匹、行長附與鷹一居於忠恆也、

十二月十九日、五島氏訪忠恆、以太刀一腰・馬代青銅・

樽酒二箱・鯛魚二尾、

十二月廿六日、爲述歲暮禮詞、往四國陣進縮三端於福島正則、酉時歸著者也、

十二月晦日、已夜入後登本營、據歲暮祝詞而退出、則武庫公光臨期來歲賀事還御也、

1431 〔正文在文庫〕「義弘公御譜中ニ在リ」

永く在番辛勞至候、番普請等無由断旨、被聞召届候、寒天時分加養生、勇健之儀肝要候、多人數之手前三分一、小勢ハ半分令在陳、下替々本國用所可爲相叶候、明後年關白殿先名護屋迄動座候て、筑前中納言・備前中納言

〔早山秀秋〕

〔宇野秀忠〕

初而令渡海、行之儀可被仰付候、其刻人數令奔走、別而

〔長政〕

可抽粉骨候、來春早く御兵糧米可被差渡候、猶淺野彈正

〔長後〕

少弼・山中山城守可申候也、

〔朱カキ〕

〔文祿三年〕十二月廿日 ○「御朱印」

羽柴薩「侍從とのへ」

〔此同桑、嶋津又七郎とのへノ宛、又七郎豊久ノ譜中ニ在リ、略ス〕

1432 〔御文庫ニ番箱義弘公四卷中〕「義弘公御譜中正文在安藤權右衛門實將」

大間様爲御養生可參御用之虎を御取候て塩能仕、悉可有御上之由 御意候、皮者此方ニ不入候間、其仁へ可被遣

1436

「御文庫三番箱中」

1435

(本文書ハ一二四五号文書ト同文ニツキ省略ス)

「此一通ハ豊久譜中ニ無之」

1434

爲歳暮之祝儀吳服一重、同政所江一重到來之、悦思召候、  
猶長束大藏大輔可申候也、

「朱カキ」  
「文祿三年」十二月廿六日 ○ 「御朱印」

嶋津又七郎とのへ

1433

「自伏見奉書」

(本文書ハ一四三三号文書ト同文ニツキ省略ス)

羽柴薩「侍從殿

人々御中

旨被仰出候、頭肉腸何も一疋之分、不殘塩を御沙汰候て  
可被參候、恐惶謹言、

「朱カキ」  
「文祿三年」  
十二月廿五日

木下大膳大夫

吉俊(花押)

淺野彈正少弼

長吉(花押)

1437

『上野半人覚書』

爲歳暮之祝儀、紅糸卅斤到來、遠路懇志之至、悦思召候、  
猶石田治部少輔可申候也、

「朱カキ」  
「文祿三年」十二月廿八日 ○ 「朱印」

羽柴大隅侍從とのへ

「義弘公御譜中ニ在リ」

一文祿三年十二月十日ニハ、栗野ニテ兵庫頭様御前ニ罷  
出元服仕、上野彦九郎ニ罷成候、并吉田衆松田弥藏、  
吉松衆二階堂彌六・青山藤七郎、飯野衆阿多藤五郎同  
前之元服也、御取次伊集院左京亮也、又某十五日ニ而  
ハ、栗野へ可被召移候、御意ハ川上久右衛門方ニ而  
被仰聞候事、又御家景中之諸大名衆、かせ取原ニ至ま  
て、惣ノ移替ニ而候へハ、吉田・馬関田・小林・高原  
ヨリ百六十人須木へ被召移候、其事も同前ニ罷移、地  
下衆合テ式百人ノ衆中也、地頭者村尾笑栖老、文祿五  
年方須木ノ御番也、八方境之事ニ候へハ、世中ハ騒敷  
有之、往還ハ多候間、戸ノ伏辻切道待ヲ無油断御番堅  
固也、

「飯野土黒木平左衛門家藏文書」  
 「飯野土黒木平左衛門文書」

飯野衆中

高麗へ 御供之人數

野田善右衛門重俊  
前名 善右衛門

右者高麗ニ而相果被申候、

黒木惣左衛門実明

右者高麗ニ而相果被申候、

黒木惣右衛門実宣

右者高麗ニ而手負被申候刻、

立爲被申由候、

松岡市左衛門重陳

右同断、

下行甚左衛門綱安

吉留千右衛門忠増  
前名 八左衛門

黒木六左衛門実房

深瀬勘解由実豊

右者高麗ニ而相果被申候、其子孫飯野へ堪忍被申ニ付、

書付指上申候、

寛文元年丑九月朔日  
「本マ、」十八日

「朝鮮日記」

右野田善左衛門殿書立被成、公儀へ指上被成候留、

一義弘様被遊御陳候所者、高麗加徳之嶋江 又八様与一

ツ御城へ御在陳ニ而候、然者 又八様御事者、文祿二

年ニ高麗江御渡之由候間、 惟新様御渡海迄者五六ヶ

年之御在陳ニ而候、 惟新様御事者、文祿元年ニ日本

惣人數一所ニ高麗江被成御渡海、兩三年被成御座候而

被遊御歸朝、又慶長二歳御渡海ニ而候、始者唐嶋江薩

摩之御陳爲有之由候得共、 惟新様御渡海一兩年前ニ

唐嶋之御陳御疊被成、此加徳之嶋江御陳被召替候由也、

加徳之嶋者如何ニも細キ嶋ニ而候、加徳之嶋之前ニ唐

嶋有之候、南北拾四五里爲流大嶋ニ而候、加徳与唐嶋

之間、横半里長三里程之瀬戸ニ而候、

一又八郎様御供之衆、嶋津圖書殿・同姓又五郎殿・嶋津

右馬頭殿・伊集院源次郎殿・種子嶋左近將監殿・北郷

作左衛門殿・嶋津豊後殿・伊集院包節・比志嶋紀伊守

殿・柗山權左衛門殿・入來院又六殿・町田圖書頭殿・

川上源三郎殿・山田弥九郎殿・喜入攝津守殿・鎌田藏

人殿・額娃主水殿・敷根藤左衛門殿・伊集院源助殿・



川上助七郎殿・伊勢弥八殿・比志嶋彦三郎殿・伊勢彌九郎殿・額娃弥三郎殿・吉利下總守殿・澁谷次郎左衛門殿・同三四郎殿・三原備中殿・町田源左衛門殿・五代勝左衛門殿・鮫嶋筑右衛門殿・相良勘吉殿・二階堂与右衛門殿・有馬次右衛門殿・本田次右衛門殿・肝付三郎五郎殿・本田与兵衛殿・相良吉右衛門殿・新納小兵衛殿〔右衛門次〕・村田刑部少輔殿・弟子丸藤左衛門殿・稅所次郎右衛門殿・伊勢内記殿・鎌田次右衛門殿・菱刈半右衛門殿・本田石右衛門殿・岩切雅樂殿・平田五次右衛門殿・伊東喜左衛門殿・鹿嶋休吉殿・市來孫左衛門殿・野村市右衛門殿・平田新左衛門殿・加治木和泉殿・村田三郎兵衛殿・野村但馬殿・市來清十郎殿・相良玄蕃殿・堀弥右衛門殿・三原彦次郎殿・野添帶刀殿・市來大日寺・志布志大慈寺・加治木萩原寺・汾陽理心・藪田清左衛門殿・中村甚左衛門殿・五代舍人殿・村尾〔与次 虫付不見得〕五郎殿・八木民部左衛門殿・平田大久坊・伊集院弥七殿・町田弥兵衛殿・財部神次殿・黑田嘉兵衛殿・東郷源四郎殿・面高蓮長坊・本田勝五郎殿・法元右近殿・別府小吉殿・伊地知与兵衛殿・伊地知民部少輔殿・伊地知平次郎殿・二階堂帶刀殿・桑原与介殿・慶頓坊

・久保七兵衛殿・山本六左衛門殿・市來佐助殿・大山稻介殿・福嶋清右衛門殿・渡邊佐左衛門殿・平田与次郎殿・新納市右衛門殿・鮫島小藏殿・野村安右衛門殿・野添太郎左衛門殿・阿多源六殿・関主殿介殿・本田兵助殿・山田弥兵衛殿・築瀬二左衛門殿・田尻是助殿・大迫清右衛門殿・隈岡茂兵衛殿・佐谷田覚右衛門殿・鹿嶋右衛門殿・三原七左衛門殿・國分平次郎殿・祇峯院伴介殿〔次次〕・有川藤七殿・津留九兵衛殿・二渡次兵衛殿・川上藤右衛門殿・川野与次右衛門殿・鮫島与五郎殿・甕正右衛門殿・田中玆阿弥・有村六左衛門殿・肝付弥五助殿・築瀬兵右衛門殿・本田勝律・関主右衛門殿・藥丸壹岐殿・徳永助右衛門殿・有川源次郎殿・市來伴右衛門殿・安藤權右衛門殿・猿渡与早殿・伊十院治部左衛門殿・米良三学坊・黒田六左衛門殿・伊地知彦八殿・井尻八郎殿・奈良原狩野殿・長野六兵衛殿・舍弟勝二郎殿・大河平原太左衛門殿・加世田藤七兵衛殿・有馬寸右衛門殿・相良与市殿・久富木佐吉殿・桑畑五郎兵衛殿・白濱七助殿・竹之内宮内左衛門殿・勝目兵右衛門殿・蒲生舍人殿・郷田吉右衛門殿・久留善兵衛殿・横山主水左衛門殿・萩野三位坊・邊牟木佐吉

殿・壹岐主計殿・奧民部左衛門殿・山口源五左衛門殿  
・竹下九郎殿・辻兵右衛門殿・猿渡兵部左衛門殿・神  
戶佐平次殿・山路市兵衛殿・益山八右衛門殿・白坂仲  
右衛門殿・井之上市助殿・海老原九右衛門殿・豎山安  
右衛門殿・窪田利助殿・春田弥右衛門殿・入田市之丞  
殿・神崎早右衛門殿・楠元右京殿・松山才右衛門殿・  
葛西正右衛門殿・逆瀬川彦松殿・伊尻傳次殿・林藤七  
兵衛殿・宅間与八左衛門殿・深野掃部殿・深野清六殿  
・同源七殿・勝目宮内左衛門殿・家村壹岐殿・草道藤  
左衛門殿・蓑輪狩野殿・執印吉太殿・樗木左近殿・野  
崎十兵衛殿・小田弥兵衛殿・有馬玄蕃殿・案原与右衛  
門殿・橋口助左衛門殿・藤山藤右衛門殿・有馬善右衛  
門殿・山内与右衛門殿・厚地軍右衛門殿・床浪善介殿  
・池本李兵衛殿・有馬源兵衛殿・池上善介殿・二木清  
之丞殿・有馬甚兵衛殿・肥多善右衛門殿・中嶋善左衛  
門殿・塚田次郎左衛門殿・細山田仲右衛門殿・肥多早  
右衛門殿・神崎早右衛門殿・松山六兵衛殿・横山長右  
衛門殿・奥閔助殿・竹松勘右衛門殿・黒木彦右衛門殿  
・榑五右衛門殿・井口權兵衛殿・久保盛右衛門殿・人  
數上下六七百人、義弘様御供迄ニ都合御人數壹千騎

も御座候半与存候、但泗川之御城江敵大軍押寄候刻、  
薩摩之御人數雜兵迄三千人者無之由、沙汰ニ而候、右  
之外ニ茂御供之衆、定而餘多可有御座候得共竟不申候、  
一高麗御渡海之諸大名衆、備前中納言殿・筑前中納言殿  
・安藝宰相殿・羽柴兵庫入道殿・嶋津又八郎殿・長曾  
我部土佐守殿・同右衛門太郎殿・寺次志摩守殿・鍋嶋  
信濃守殿・蜂須賀安波守殿・小西攝津守殿・嶋津又七  
殿・安國寺・松浦肥前法印・生駒讃岐守殿・中川修理  
太夫殿・藤堂和泉守殿・池田伊豫守殿・大村新八郎殿  
・築紫上野介殿・藤堂佐渡守殿・吉川藏人殿・高橋九  
郎殿・加藤左馬介殿・有馬修理太夫殿・脇坂中務少輔  
殿・毛利民部太輔殿・○早川主馬亮殿・相良宮内少輔  
殿・羽柴藤四郎殿・熊谷伴次郎殿・伊東民部少輔殿・  
福原右馬頭殿・秋月三郎殿・竹内源右衛門殿・垣見和  
泉守殿・大田飛彈守殿・毛利壹岐守殿・同豊前守殿・  
加藤主計頭殿・宗對馬守殿・高橋主膳正殿・五嶋淡路  
守殿ニ而候、此外ニ茂御大名衆餘多可有御渡海候得共、  
然与存不申候、

一諸大名衆方之御陳之儀、普山堺江者軍大將備前中納言  
殿、同夕四國中國九州之御大名衆餘程此所江御陳ニ而

候、竹嶋江者鍋嶋信濃守殿被成御座候、但普山堺方海上四五里茂西欵与存候、安川原江者毛利壹岐守殿・同豊前守殿・嶋津又七殿・秋月三郎殿・高橋主膳正殿・相良宮内少輔殿被成御座候、但普山堺方海上四五里茂西欵与存候、安川原江者毛利壹岐守殿・同豊前守殿・嶋津又七殿・秋月三郎殿・高橋主膳正殿・相良宮内少輔殿被成御座候、但普山堺方十六七里欵与存候、蔚山江者加藤主計頭殿被成御座候、但普山堺方是茂西ニ而候、道乘不存候、又加徳之嶋江者 惟新様・又八郎様被遊御座候、但普山堺方拾二三里西ニ而候、南無拜之嶋江者宗對馬守殿被成御座候、順天江者小西攝津守殿・有馬修理大夫殿・大村新八郎殿・松浦肥前守殿・五嶋淡路守殿被成御座候、右之外ニ茂所々江御陳可有御座候得共、然と不存候、

高麗入日記文祿三年八月廿五日より十二月廿日迄

(張紙)  
「此日記三年の四年迄一冊トス、面高連長坊日記ト題書アリシナラント覚タリ」

文祿三年  
八月廿五日

一又八様肥州名護屋江未之刻ニ御着船被成候、次ニ中途迄御着船之御祝ニ、松原權太殿与申人使者ニ被差遣候、但寺沢志摩守殿より、  
一右之御礼ニ追付使を以被仰延候、  
京都より御供衆之假屋之儀、松原殿福清右ニ而陣所三ツ、旅庵被借ことく、  
一御食酉之刻被調候、旅庵江御寄合ニ而候、

八月廿六日

一寺沢殿方御着船之御祝ニ樽五荷・昆布五拾本・生蛇五十立・するめ廿五れん進上被成候、使ハ松原權太殿・兒嶋二右衛門殿ニ而候、御酒寄合被成候、  
一國元江御用ニ付、鮫島筑右被罷下候、幸侃・肱杖・長壽院江御書被差下候、  
一晚ニ御風呂ニ而候、

同廿七日

一又八様江平新御振舞被調上候、御供衆ニ被振舞候、  
一京都江御用之儀ニ付、永慶被罷上候内、御書數々指上候、御船頭清左衛門へ御臆脇被成下候、  
一御下向之御祝として、旅庵青銅百疋進上被成候、同菓野方御供ニ參上被仕候衆、御樽二ツ・さ、い一折進上

被成候、夜入候而、種々御酒謠ニ而候、

八月廿八日

一樽一ツ清左衛門進上仕候、

同廿九日

一名護屋中御見物ニ、又八様御出被成候、

一鞠之御庭大方調候て、晩ニ御鞠被遊候、

一國元江御用ニ付、川倍右御暇給候而、御使ニ被罷下候、

冬九月一日

一高麗江御急用ニ付、箕治右渡海之儀被仰付候、

一晚ニ御鞠被遊候、

同二日

一箕治右高麗江出船被仕候、午之刻時分方雨ニ罷成候、

次ニ鞠之庭ニ懸之木被樹候、普請奉行ハ平新左ニ而候、

同三日

一何たる儀無之候、終日大雨降暮して、晩ニ風荒候て、

肥前船一艘湊口ニ而走沈候、

同四日

一鞠ニ庭ニ網をはらせられ候、雨も未刻より晴候、

一晚ニ御鞠被遊候、同庭之御祝として、平新左・鎌次右

・関主殿・岩善平・笑栖江御振舞ニ而候、

同五日

一寺沢殿江、又八様御礼被成候、御太刀一腰・銀子三枚

御持せ被成候、御食御寄合ニ而候、御供衆江茂御振舞

被成候、岡嶋善七殿江白糸一斤被差遣候、使ハ鎌次右

ニ而候、

同六日

一翌日之御禮ニ、寺沢殿江捻を以被仰延候、使ハ白坂仲

右ニ而候、

一羽戸之上ニ射延被遊、御出被成候、御供衆不殘被參候、

御歸館被成候而、御風呂ニ而候、

同七日

一壁嶋江、又八様御船ニ而、磯遊ニ御出候、御供衆茂不

殘被參候、然處ニ海士拾人程、彼等も船ニ而參候而、

生蛇種々の磯物を取申候、終日御慰不及是非候、

一海士江樽一ツ・鳥目式貫文被下候、

同八日

一淨長寺江御志ニ青銅百疋被差遣候、使ハ旅庵ニ而候、

一晚ニ御鞠被遊候、

一唐津江伊弥九郎罷着之由、飛脚を以申上候、

一御船造作ニ付、唐津江春主殿被罷越候、唐津之役人衆

江島目百疋被遣候、役人之名ハ屋城新右衛門・竹内五右衛門与申候、

同九日

一伊弥九郎・光明院・野帶刀參上被申候、

一平戸江薩州船之儀ニ付、宮宗右早使ニ被參候、

同十日

一湯之尾江御狩江御越山被成候、御供衆一人も不殘被參候、一夜留ニ而候、

一御宿之亭主江島目百疋給候、同山之案内者ハ木綿一端被下候、

九月十一日

同十二日

一御留主ニ寺沢殿方御使ニ而候、龍伯様方武庫様江御傳書被持せ候、使ハ澁谷助九郎ニ而候、

一晚ニ山方御歸館被成候、

同十三日

一寺沢殿 又八様江可有御礼之由候間、新左ニ而御内儀被聞食候、然處ニ夜入候而、寺沢殿被成御出候、御礼物者小袖二ツ、但端御持せ被成候、

一御茶之湯之座敷、御造作被成候、

一國元江御用之儀候而、飛脚を以被仰下候、

一平戸方宮宗右歸參被申候、薩厂方船一艘も不參由被來候、

同十四日

同十五日

一寺沢殿御茶之湯ニ御出候、置合ハ名之利殿、御供衆江も不殘御振舞被成候、

一晚ニ御鞠被遊候、

一鎌雲州翌日ニ平戸迄罷着之由、大脇小兵を以御申被成候、

一巳之刻より半時程日蝕、旅庵・伊弥・鎌次右江御茶之湯ニ而候、

同十六日

一北郷殿平戸江着舟之由、北孫左使ニ被差遣候、樽二ツ

・さいい一折進上被成候、

一晚ニ御鞠被遊候、

一夜ニ入候而、亥ノ刻ニ月蝕ニ而候、

一又八様江野添帶刀御食被調上候、御供衆不殘御振舞ニ而候、

同十七日

一鎌雲州參着被成候、然共其日無祇候候、

而候、

一鎌雲州參着被成候、然共其日無祇候候、

一晚ニ御鞆ニ而候、

同十七日

一鎌雲州祇候被成候、同青銅百疋進上被成候、

一鎌雲州・旅庵江御食御寄合ニ而候、

一御船之水主二人走申候、追手ニ御中間式人被差遣候、

九月十八日

一國元より般若寺御下向御祝として、使僧を以御守札・

青銅二百疋、但ふとん御進上被成候、

一夜入候而、伊勢弥・川助・謙柔(謙)被參候而、御手習ニ而候、

候、

同十九日

一曉より雨ニ罷成候、降暮申候、

一御船水主七人走申候、一醫者今喜江御茶御所望被成候、使ハ別小吉、夜入候而、御手習ニ而候、

同廿日

同廿日

一終日大雨降暮し候、鎌雲州江御振舞被成候、

一國元江種々御用ニ付、野添帶刀御暇被下候而、被罷下候、御書も數々罷下候、

候、御書も數々罷下候、

一普門坊御暇給候而、下知被仕候、青銅百疋被差遣候、

但不殘、

一御船之水主指刀銘々ニ可被拾之由、寺沢殿之内大河内「本ノマ、」

新太郎・入江千太郎・山崎吉藏日記付ニ而候、右之衆

江委細可被聞召ニ付、関民左使ニ差遣候、

一寺沢殿方又八様江御樽一ツ進上被成候、但天野山酒、御

捻被相添候而參候、

九月廿一日

一雨も晴申候、御船之水主尋出候て、二人共ニ被擲出候、

一晚ニ御鞆被遊候、夜入候而御手習如常、

同廿二日

一今喜江御寄合ニ而候、

一鎌雲州鱸一懸・獺一丸持參被成候、

一國元方御馬船參着仕候、同馬二疋乘申候、上乘ハ野添

善兵衛尉ニ而候、

一山川船ニ肝付左馬祐・河野玄蕃允罷乘候而參着申候、

平新左衛門「本ノマ、」替ニ右衆被參候、其外ニ武松伊与守殿御中

間拾三人・夫丸七人、右之船ニ參申候、

一晚ニ御風呂ニ而候、夜入候而、小雨降候へ共、曇而晴

申候、同御手習如常、

九月廿三日

一國元より長刀一振、但黒柄ニ希金物、塩焔百斤・琉黃三

拾斤・鉛五貫目・火繩三百曲、肝左・川玄方御兵具衆

御賦御渡被成候、

一 寺沢殿方犯一丸、御音信ニ御捻被相添進上被成候、

一 鉄炮あそはしに御出被成候、晩ニ御鞠被遊候、

同廿四日

一 國元方大山三次御馬ニ相添候而、參着被申候、

同廿五日

一 晩ニ御鞠被遊候、

一 夜ニ入候而、亥之刻高麗方箕田治部右衛門歸參被申候、

一 武庫様より鳥丸六右衛門使ニ御進上ニ而候、御迎船と

して二艘、白濱二郎五郎上乘仕候而、右同前ニ被參候、

一 鑿一丸白濱二郎五郎進上被仕候、

同廿六日

一 國元江御用之儀ニ付、飛脚罷下候、

一 寺沢殿江肝付左馬祐・川野玄蕃允御礼儀ニ付、鳥目二

百疋・中紙二束納戸方被渡候、

一 晩ニ御鞠被遊候、夜入候而、御手習如常、

同廿七日

一 初霜ニ而候、平田新左衛門御暇被下候而、歸國被仕候、

一 博多江御用之儀ニ付、大山三次・福嶋清右衛門被差越

候、

一 寺沢殿方狸一丸、御音信ニ御捻被相添候而、進上被成

候、

一 水主式人可有御成敗ニ付、鎌雲州江御使を以御尋被成

候、

一 御船造作材木之儀ニ付、寺沢殿方さし山ニ而材木可被

遣ニ付、山路利介被差遣候、此方方八閩主殿被參候、

一 御鞠見物ニ三浦左馬祐殿・久々利仲兵衛尉殿・同澁谷

助九郎殿御出被成候、

一 御鞠被遊候、澁谷殿も御鞠ニ被參候、

一 御鞠果候而、晩ニ右三人江振舞ニ而候、三浦殿へ御腰

物一ツ被差遣候、次ニ夜中の方雨ニ罷成候、

九月廿八日

一 寺沢殿方鹿之肢一ツ、御音信ニ御捻被相添て、進上被

成候、

一 翌日之御礼ニ久々利殿・澁谷殿江縮羅一端宛、御捻被

相添候て、兩所江御遣候、但織物二端、

一 終日雨も降暮し候、寺沢殿江御用之儀候て、鎌田次右

衛門ニ而被仰遣候、

同廿九日

一雨も曉より晴申候、寺沢殿方御捻被相遣候、久々利殿  
・澁谷殿茂御禮ニ被參候、

一御馬野添善兵衛尉江御乗せ候て、御覽被成候、夜入  
候而、御手習如常、

冬十月一日

一國元方鮫嶋筑右衛門歸參被仕候、北原勘右衛門・貴嶋  
主膳亮參上被仕候、

一栗野おく様方御下國御祝として、御樽二ツ・大魚一ツ  
・鱸一懸・昆布・するめ被相添、御進上被成候、

一神鏡院方御着物一ツ、但<sup>(マ)</sup>折葉御進上被成候、

一又八様・久々利殿可有御申ニ付而、御捻進上被成候、

一晚ニ御鞆被遊候、夜入候而、御手習如常、

同二日

一又八様・久々利殿方御振舞被申上候、寺沢殿御出被成  
候、右之御札ニ寺沢殿・久々利殿江何茂御捻ニ而被仰

延候、

一北郷殿江御用之儀ニ而、飛脚被差遣候、

一夜入候而、御手習如常、

同三日

一國元方御參上之衆、

相良新右衛門 三原諸右衛門 土持大膳亮

白濱二郎九郎 平田藤七兵衛尉 三原七左衛門

那答院民部少輔 二階堂帶刀長

右之人數船四艘ニ乗候而被參候、葛西勝右衛門・神戸  
左平次も右之船ニ被參候、

一澁谷殿江鞠之儀ニ付、御捻被遣候、御使者箕治、晚御  
鞠被遊候、

一又八様・伊勢弥九郎被申請、御茶之湯ニ而候、御供ハ  
鎌雲州ニ而候、殿様江伊勢弥九郎刀一腰進上被仕候、

一夜入候而、三原諸右衛門二ツ、相良新右中紙二束進上被  
成候、

一野添善兵衛尉御さき江高麗江渡海可仕由被申候間、御  
暇給候而、出舟被申候、

十月四日

一博多名福清右・大山三次歸參被申候、種々御入用之も  
の調ニ被參候、

一晚ニ御鞆被遊候、

同五日

一又八様、三浦殿方御申被成候而、御振舞ニ而候、



一寺沢殿方御馬一疋、但白栗毛進上被成候、同鼻皮錢百

疋被遣候、使ハ善藏、肝付左馬佐・川玄方樽四ツ・さ

ゞい一折進上被成候、

一夜入候而、三浦殿咄ニ御出被成候、種々御亂舞ニ而候、

一御馬奉行二階堂帶刀長・大山三次江被仰付候、

一岩切雅樂助・伊地知彦八郎・関主殿・吉田傳右衛門、

右之衆へ御暇被下候、

拾月六日

一計屋木藤樽一ツ・さゞい一折、高麗矢百ニ拾相添候而、

進上仕候、但右之矢之内ニね一ツ無之候、

一御鞠如常、方夜入候而、樽四ツ、平田藤七兵衛尉・土

持大膳亮・那答院式部少輔・二階堂帶刀長進上被申候、

同七日

一平賀三右衛門殿江御礼として、鵜眼太疋被差遣候、使

ハ連長、

一今喜江御禮として小袖一ツ、但(ハ)折葉被遣候、使ハ伊地

知彦八郎、

一又八様へ今井新右衛門殿方御馬一疋、但黒御進上候、

同自身御參候、右之鼻皮錢三百疋被出候、

一今喜御礼被參候、牛王圓一具進上被申候、

一寺沢殿江御礼として種子鉄炮一丁御遣候、使ハ相良新

右衛門、

一又八様酉之刻名護屋津御船迄御道途被成候、  
「首カ」

一假屋渡之儀、平賀殿ニ而連長を以御届被成候、

拾月八日

一京都江御用之儀ニ而、池田神介使ニ而被差上候、御書

數々御上候、

一又八様江御暇乞ニ御船元迄寺沢殿御出被成候、三浦殿

も御參候、

一御宿江青銅式百疋被下候、使ハ鳥丸六右衛門、

一夜半時分ニ名護屋津御出船被成候、同御供衆之船惣別

拾式艘ニ而候、

同九日

一壹州勝元江申之刻御着船ニ而、御老中方使を以小川土

佐守殿江御宿之儀御借被成候、然處ニ追付御宿被仰付

候而、御船下ニ而候、

一高麗表江番舟罷立候由、筑紫殿船歸朝仕候与申來候、

右之儀相良新右衛門御前江被申上候、

一御着船之御祝として、小川殿方樽四ツ・小鯛廿五、御

肴種々取合候而、寺井源六殿を以進上被成候、

一 小川殿方密柑・豆麩、御音信寺井源六殿を以進上被成候、

一 小川殿へ御礼ニ三原諸右衛門を以被仰延候、同青銅三百疋御遣候、

一 小川殿方うとんたむが一荷・大根蕪取合候而、笑栖迄御持せ候、

一 夜入候而、戌之刻時分ニ御宿之風呂屋方火事出來候へ共、取消候、

拾月十日

一 北郷殿江寺山四郎左衛門を以、氣合之由御尋候、

一 御供衆之乗船水主武具銘ニ日記付ニ而候、春成殿・

閑民殿ハ奉行、

一 高麗江上下無何事御渡海可被成候御立願、勝元之屈母<sup>(聖カ)</sup>大菩薩江光明院御祈擔被成候、

一 小河殿方さゞい一折・椎二籠、御音信ニ寺井殿を以進上被成候、

一 高麗之御左右可爲必定由、日州飢肥海老原筑前守殿急用ニ付、名護屋江被渡候が、高麗衆之儀御假屋へ夜入

候而祇候被申、くハしく被申上候、右之御左右ニ御迎舟參候由被申候間、諸浦江夜中ニ人を被差遣候、

一 高麗之御左右ニ付、薩江飛脚被差下候、  
同十一日

一 武庫様方 又八様江御傳書、小西殿之醫者江御託被成候を持參被成候、右之御左右ニ、高麗表之儀然々相聞得候、同醫者江御振舞ニ而候、

一 北郷殿江緹御借被成候而、御本ニ被成候、

一 小河殿方菓子三種御音信ニ被進上候、右之御礼捻を以被仰延候、使者連長、

一 上井源六殿江御礼として、鳥目百疋被差遣候、使ハ右ニ同、

一 高麗方御迎舟參申候、上乘ハ國府半介參上被申候、武庫様方御書參申候、

一 小西殿之醫者江御礼ニ樽二ツ・鯛一懸被遣候、使ハ鹿嶋右衛門、

一 高麗御渡海之御祈念、聖母大菩薩江御神樂錢三拾疋、宮司坊江御持せ候、

拾月十二日

一 小西殿之醫者を以御礼ニ被參候、薰物一包進上被成候、

一 北郷殿方頼世御使者ニ被差遣候、  
一 京都方永慶被罷下候、龍伯様方御書持參被仕候、夜

入候而、御馬相煩ニ付、光明院御祈念被成候、然者曉より快氣仕候、

一御纒之儀、貴主膳へ被仰付候、

同十三日

一又八様磯遊江御船ニ而御出被成候、御歸館之刻、鎌雲州中途迄御迎ニ舟ニ而御參被成、直ニ御申被成、御振舞被申上候、夜更候迄種々御遊山ニ而候、

一小河殿方菓子ニ生蛇御音信被成候、

一又四郎殿着舟之儀、御使者ニ而御申被成候、

同十四日

一小河殿御禮ニ御出被成候、御太刀一腰・青銅三百疋但馬代、進上被成候、右之御礼として鞍轡(アサ)小河殿江御遣ニ而候、

御宿掃地坊主江鳥目五拾疋被下候、

一壹州勝元辰之刻御出船被成候、御順風次第ニ荒吹ニ而、依も大波ニ而類船おほく損じ候へ共、薩广船皆々無何事候、然共御雜事舟之概損し候へ共、無恙參候、

一對州府中江酉ノ刻ニ御着船被成候、御宿之儀御老中方神戸佐平次を以池田紀伊介殿江御借被成、則木村二右衛門殿を以御宿被仰定候、

一夜入候而、池田紀伊介殿御礼ニ御出被成候、次ニ亭主素麵被調上候、

同十五日

一池田殿江御礼として、三原諸右衛門を以被仰延候、午之刻時分方雨ニ罷成候、

一又四郎殿江就着舟之儀、鹿嶋右衛門を以被仰延候、

一又四郎殿之衆平賀弥右衛門殿方御着之御礼ニ、使者進上被成候、次ニ北郷殿方御使進上候、

一又八様江又四郎殿御礼ニ御出候、樽ニツ・肴一種進上被成候、同御食御寄合ニ而候、

一平賀殿江樽ニツ御礼として被差遣候、使ハ白濱二郎五郎、

一晚ニ御役人中江薪五荷、平賀殿方御持せ候、

一旅庵・鎌雲州・伊弥九郎江御食御寄合ニ而候、

一御夢違之儀光明院江御祈念之儀被仰付候、雨も終日降暮し候、

同十六日

一曉より雨も晴申候、池田殿方御風呂可被燒ニ付、御使ニ而候、

一池田殿江御風呂可被差延ニ付、三原諸右衛門ニ而被仰

理候、

一再三池田殿方御風呂へ御申候間、御礼ニ又八様御出被成候、

一御太刀一腰・青銅三百疋但馬代、御持せ候、御風呂過候而、御振舞ニ而候、

一平賀殿御礼ニ御出候、中紙拾束進上候、

一夜入候而、三原諸右衛門を以、池田殿江御禮被仰延候、

同十七日

一御出舟ニ付、池田殿ニ葛西勝右衛門、平賀殿ニ連長御礼被差遣候、

一木村二右衛門殿へ鳥目百疋被差遣候、使ハ神戸佐平次、

一亭主梁川上野守殿江鳥目三百疋御遣被成候、

一對州府中巳之刻御出船被成候、御暇乞ニ御船元迄池田殿御出ニ而候、

一對州鴨瀨江西之刻御着舟被成候、御宿ハ朝音寺ニ而候、

同十八日

一亭主江御礼として、白麻五束被下候、

一對州鴨瀨巳之刻ニ御出被成候而、住吉之瀨戸口江順風向候而、御船懸被成候、晩ニ付御供衆被召寄候而、御狩被成候、

同十九日

一對州住吉之瀨戸辰之刻ニ御出船被成候、其砌海士船一艘參候而蛤取ニ而候、進上申候、

一對州壁之浦江申之刻ニ御着船被成候、御宿ハ江徳寺ニ而候、

一鎌雲州海鼠持參被成候、

十月廿日

一亭主江御禮として、鳥目百疋被下候、

一對州壁之浦巳之刻御出被成候、其刻俄ニ天氣時雨候へ共、曇而晴申候、

一對州泉之浦江西之刻御着船被成候、御宿ハ在家ニ而候、

同廿一日

一亭主江御礼として、鳥目百疋被下候、

一對州泉之浦午之刻御出船被成候、然處知覽舟一艘對州豊崎之瀨戸之洲江塩荒候而、押落れて瀨之上ニ乗すへ候、然處御舟を初として御供衆之舟方手やすの船とも被遣候、然共船無恙候而參候、

一對州皇之浦江西之刻ニ御着船被成候、夜入候而雨ニ罷成候、

拾月廿二日

一相良新右衛門平家持參被成候而、於御前讀被申候、雨も午之刻時分方晴申候、

同廿三日

一船衆を以材木被取寄候而、御かり屋作ニ而候、

一御船ニ而磯遊ニ御出被成候、御屋作ニ付終日別所江御

出被成候而、御假屋出來候而、夜入候而御歸館被成候、

御立屋之亭主紙屋十介殿江段子一端御礼ニ被遣候、

同廿四日

一地下之人小者走候ニ付、薩<sup>一</sup>船銘<sup>二</sup>ニ轉檢可仕之由、

水野佑近被申候間、案内者無差添候而被見候へ共、迅

去不罷居候、

一濱楠江鳥ねらひニ御越山被成候へ共、鳥も不罷居候而、

御歸鞍之折角、同田舎楠与申在所ニ而御川遊被成候、

殊之外鮎とれ申候、

一北郷殿方御使者ニ而候、

一旅庵・鎌雲州・相新右江鮎御振舞被成候、

一小袖一ツ但纏、相新右衛門江被下給候、

同廿五日

一鰐之浦江北郷殿・又四郎殿御着船ニ付、御用段候而箕

輪治部右衛門御使者ニ被差遣候、

同廿六日

一亭主宗原治右衛門殿江御礼として、青銅三百疋被差遣候、

一對州皇之浦午之刻御出船被成候、終日順風能吹とをり

候、

一高麗釜山浦江戌之刻御着船被成候、其刻天氣打時雨候

而、終夜大雨ニ而候、

一御宿ハ伊丹屋清兵衛尉ニ而候、

同廿七日

一雨茂巳之刻時分方晴申候、又八様相良新右衛門被申

受候而、御風呂ニて候、同御振舞被申上候、御風呂之

亭主江鳥目二貫被下候、

一唐嶋江白濱二郎五郎・三原七右衛門早船ニ而、御使ニ

被參候、

一唐嶋方御迎ニ福永助十郎御使ニ被遣候、

同廿八日

一唐嶋より御迎ニ椀山權左衛門尉殿參着候、

一小早川藤四郎殿方御着之御祝ニ、福原翁右衛門御使者

ニ被差遣候、

一夜入候而、喜入殿御參候、

一夜入候而、小早川殿馬樽二ツ・するめ一折持せ候而、御禮ニ御出被成候、

一右同前ニ天草殿馬樽二ツ持せ候而、御礼御出候、

一毛利治部少輔殿馬樽二ツ、右同前ニ進上被成候、

一右同前ニ堺衆御礼ニ被參候、馬樽一ツ・鯛一懸進上被成候、

一天草殿江青銅三百疋、堺衆江鳥目二百疋、御礼として被差遣候、右之御人衆江御禮、相良新右衛門尉を以被仰延候、

拾月廿九日

一北郷宗次郎殿御迎ニ御參候、

一伊丹屋之清兵衛尉江御礼として青銅千疋被下候、

一釜山浦戌之刻ニ御出船被成候、

一方浦江戌之刻ニ御船懸被成候、

同三十日

一方浦辰之刻御出船被成候、然者金海之川口ニ而風ませニ雪半時程降申候、懸而晴申候、

一かとおく嶋迄御迎ニ圖書頭殿御參候、同船數二艘、其外追々ニ御迎之船數不知候、

一高麗唐嶋江亥之刻御着船被成候、御船を初として拾七

艘之船無何事罷着候、

一御本陣江直ニ又八様御參被成候、御太刀一腰・青銅

三百疋但馬代、武庫様江御進被成候、

一御假屋請取ニ白坂仲右衛門尉連長江被仰付之間、市來孫左衛門尉も理被申て受取申候、

一夜更候而、巳之刻時分ニ又八様如御假屋ノ御出被成候、其砌伊東平右衛門茂樽二ツ・鯛三懸進上被仕候、

冬十一月一日

一御本陣江又八様御光被成候、御小袖一重但緒、御膝

服一ツ・御帶二筋進上被成候、次御小袖一重但緒、御膝服一ツ、若上様方武庫様江進上被成候、御本陣方

又八様懸而御歸館被成、

一御着之御祝ニ、諸侍御出仕候御進上物之事、

御太刀一腰 又四郎殿 青銅二百疋 攝州

青銅三百疋 御太刀一腰 宗二郎殿 同三百疋 又六殿

青銅三百疋 源七郎殿 同百疋 佐多殿

同三百疋 圖書頭殿 同百疋 川上左門尉

同百疋 平田美濃守 同百疋 伊地知與兵衛尉

同百疋 川上左近少監 同百疋 小川藤六

同百疋 菱刈半右衛門尉 同百疋 本田與左衛門尉

同百疋 比志嶋紀伊守 白麻三束 桂神祇副

同百疋 抱節 青銅百疋 本田六右衛門尉

同百疋 鎌田勘次 白麻三束 上井神五郎

白麻三束 市來八郎 同三束 伊集院源介

同二束川上十郎左衛門尉 同二束 町田新左衛門尉

一又八樣御本陣江御參被成、御寄合ニ而候、

一武庫樣夜入候而 又八樣江御出被成、御太刀一腰・青

銅三百疋・樽六ツ・鯛五ツ御持セニ而候、

一夜入候而、出仕被成御進上物之事、

白麻三束吉利李右衛門尉 白麻三束 野村市右衛門尉

同一束 本田助允 同一束 山崎助右衛門尉

同一束 伊集院源四郎 同一束 上東藤右衛門尉

同一束 白坂七右衛門尉 同一束 帖佐彦左衛門尉

同一束 新納十郎 同三束 木脇三左衛門尉

十一月二日

一御本陣江御參被成候、

一町衆樽四ツ・鯛二懸進上仕候、次ニ町之久簡屋鱈一懸

進上申候、

一御鞆之庭普請奉行ハ春成主殿助、

一小西攝津守殿方御着船之御祝ニ、樽六ツ・鷹一ツ・毘

布五拾本・串炮五れん・貝炮・鯛二懸進上被成候、使

ハ小田二郎四郎殿、

一夜入候而、御出仕被成候、御進上物之事、樽二拾四・

鯛一懸各持參候、

柁山權左衛門尉 本田治兵衛尉

肥後勝兵衛尉 上井仲五

伊集院弥六左衛門尉 川野施右衛門尉

本田治右衛門尉 長谷場主膳亮

肝付弥五介 宅間與八左衛門尉

河村七郎左衛門尉 長野勘左衛門尉

本田新介 野村安右衛門尉

河内勘右衛門尉 大山勘右衛門尉

北原諸右衛門尉 菱刈四郎

貴嶋左平次 野村早右衛門尉

伊地知平次郎

右之衆夜更候而、種々御礼御亂舞ニ而候、

一夜入候而、伊東平右衛門大魚二ツ進上申候、

亥之刻時分ニ御風呂ニ而候、

十一月三日

一御本陣江御茶之湯ニ 又八樣御參被成候、

一又四郎殿薄上端但赤地、御進上被成候、

一四國陣江 又八様御禮ニ御船より御出被成候へ共、番

舟參候由ニ付、福嶋左衛門大夫殿見物ニ御出候由、御

留主居方被仰候間、中途方御歸館被成候、直ニ御本陣

之様ニ御參被成候、

一熊川江番船之儀ニ付、三原諸右衛門尉御使ニ被差遣候、

一御馬召ニ御出被成候、次ニ御鞠之庭江懸之木被樹候、

奉行者鎌次右・春成主・関民左ニ而候、

一鎌雲州より大魚二ツ進上被成候、

一夜入候而、南郷角右衛門尉・税所右衛門兵衛尉・肥田

木五右衛門尉・本田源右衛門尉樽四ツ・鯛二懸進上被

仕候、

十一月四日

一武庫様 又八様江御申被成候而、御寄合ニ而候、終日

御遊山被成候、晚ニ御会尺ニ御鞠ニ而候、鞠果候而、

種々御乱舞被成候、

一圖書頭殿方樽二ツ・鯛一懸、種子殿方樽二ツ・鯛一懸

進上被成候、

一濱之町衆方鯛五懸進上申候、

一敷根藤左衛門尉御太刀一腰・鳥目百疋、米良勝右衛門尉御太刀一腰・鳥目百疋、敷根仲兵衛尉白麻二束進上被成候、

一御本陳江 又八様追付御札ニ御參候、

十一月五日

一御本陳江 又八様御參被成候、次ニ種子殿も御參候而、

鉄炮被遊候、

一種子殿方御鉄炮壹丁進上被成候、

一午之刻時分方雨ニ罷成候、

一武庫様方 又八様江御鉄炮但提ハ青貝一丁進上被成候、

使ハ山崎助右衛門尉、

一夜入候而、小野出雲守錫二對・鯛一懸進上被仕候、御

本陳方茂國元方參り候あめ御持せ候、使ハ上床藤右衛門、

一御手習如常ニ而候、

同六日

一御本陳江御參被成候、御歸館候て、御親御鎧ニ被召合候而、御祝ニ而候、

一又四郎殿・川上左衛門尉・桂神祇小副・本田與右衛門

尉・抱節・比志島紀伊介御食御寄合被成候、種々御乱



舞ニ而候、

一終日雨も降暮し候、

一夜入候而、御本陣江 又八様御參被成候、御風呂ニ而候、

十一月七日

一光明院 又八様江御參候而、御講讀ニ而候、

一武庫様御申被成候、御樽四ツ・鯛二懸御持せニ而候、

一河上四郎兵衛尉・同久右衛門尉・相良五郎左衛門尉御

樽三ツ、併木瓜二ツ・種々御肴・重鉢三ツ進上仕候、

一雨も午之刻方晴申候、次ニ源七郎殿・攝州・種子殿江

御寄合、

一晚ニ御鞆被遊候、

一夜入候而、御乱舞ニ而候、吉利左右衛門尉貼之替樽一

ツ進上被成候、神徳院錫一對持參被成候、

十一月八日

一御本陣江御參被成候、次ニ御馬乗ニ濱之町へ御出被成候、

一又七殿御着船之御祝ニ參着候、御太刀一腰・青銅三百

疋但馬代、御進上ニ而候、

一鎌雲州江猪一丸、三原諸右衛門江猪一丸、鎌田次右衛

門尉江猪一丸御遣候、使ハ何も北原勘右衛門、

同九日

一御本陣江 又八様御參被成候、

一又七殿江翌日之御礼ニ使を以被仰延候、

一晚ニ御鞆御見物ニ 武庫様御出被成候、同又七殿・圖

書頭殿・攝州御參ニ而候、

一夜ニ入候而、又七殿江樽六ツ・鯛一懸・昆布一把御礼

ニ三原諸右衛門ニ而被仰延候、

同十日

一曉より御狩ニ山江 御兩殿御のほせ候、右之御留主居

ニハ鎌柔・土持大膳亮・北原勘右衛門被召置候、

同十一日

一夜入候而、亥之刻ニ御狩方御歸館被成候、

一馳而御風呂江御出ニ而候、

一御狩ニ惣別物數三十、右之内猪八ツ・獐六ツニ而候、

同十二日

一御本陣江御參被成候、同尖石ニ御入被成候、

一武庫様御申被成候而、御寄合ニ而候、同又七殿・圖書

頭殿・攝州御參被成候、

一川上四郎兵衛尉一丸進上被成候、

一夜入候而、鎌田出雲守 武庫様江御目ニ被懸候、次ニ御本陣方市來八郎御使ニ被參候、

同十三日

一四國陣江 又八様御礼ニ御船ニ而御越被成候、御禮物

ハ太刀一腰・鳥目三百疋但馬代・樽五荷・鯛十懸・昆

布・貝蛸五十立御持せニ而候、

一御本陣江御參候而、直ニ御打立ニ而候、又七殿茂御同

心被成候、次ニ四國陣方御歸館戌之刻、 武庫様中途

迄御出ニ而候、

十一月十四日

一御本陣江御參被成候而、直ニ御兩殿御鷹野江御上可被

成候、雉言ツ留申候、

一又八様於御本陣ニ御寄合ニ而候、夜入候而、御歸館亥

之刻、

一町江罷居候神九郎与申人、暗之夜ニ鉄炮射申候間、就

夫度々御糺明被成候、

同十五日

一於御本陣ニ御寄合ニ而候、

一濱之馬場ニ而、野添善兵衛尉江御馬被責候而、 御兩

殿御見物被成候、

一北郷殿江御礼として樽ニツ・鯛一懸、鹿嶋右衛門ニ而被仰延候、又四郎殿江茂右ニ同シ、

一稻留飛彈介錫一對進上被仕候、稅所右衛門兵衛尉猪片

ひら・唐人魚進上申候、

一武庫様 又八様江御出候、御本陣江懸而御參被成候、

十一月十六日

一御本陣江 又八様御參被成候、

一鎌雲州御太刀一腰・鳥目式百疋但馬代、進上被成候、次

唐人鱈一懸進上申候、

一御兩殿・圖書頭殿御申被成候而、終日御遊山ニ而候、

一又八様方御礼物は馬之鞆二具御持せ被成候、

一晚ニ御本陣江御茶之湯ニ而候、

同十七日

一御本陣江御參被成候、 武庫様御同心ニ而、御船ニ而

鳥ねらひニ御出被成候、御歸館之刻如御本陣ノ御參被

成候、

一晚ニ御風呂ニ而候、

一夜入候而、御手習ニ而候、人衆如常、

同十八日

一御廣作之鉞立ニ而候、木屋奉行は川上四郎兵衛、大工

ハ曰井丹波守ニ而候、

一又八様御本陳江御參被成候、

一福嶋左衛門太夫殿御祝ニ御越被成候、就夫御兩殿中途

ニ而迎ニ御出被成候、御持セハ太刀一腰・鳥目二百疋

但馬代・御小袖二ツ進上被成候、

同十九日

一又八様御本陳江御參被成候、

一武庫様御出被成候、御食御寄合ニ而候、

一種子之坊主樽二ツ進上被申候、

一夜入候而、福永源左衛門・細田角右衛門樽二ツ進上被

申候、

一種子殿方蛇之醬進上被成候、

同廿日

一御本陳江御參被成候、

一武庫様御出被成候、御食寄合ニ而候、晚ニ御風呂ニ而

候、

同廿一日

一御本陳江御寄合ニ而候、晚ニ御鞆被遊候、

一御廣間之地引ニ而候、

同廿二日

一御馬乗江、濱江御出被成候、

一數寄座被作、初より奉行ハ福嶋清右衛門、大工ハ白尾

利右衛門、

一御供衆少く被召寄候而、鉄炮ギミニ而候、

一鞠之庭普請、春成主殿助江被仰付候、

一櫻井坊初二對、

一御門罷立候、奉行ハ春成主殿助ニ而候、

同廿三日

一比志嶋紀伊介・本田六右衛門尉江御食御寄合ニ而候、

一鉄炮遊ニ御出被成候、

一晚ニ御風呂ニ而候、

一熊川より使者ニ付、御本陳江御參被成候、

同廿四日

一圖書頭介抱、紀州・雲州江御粥御寄合被成候、

一川上久右衛門歸朝ニ付、御食御寄合被成候、川四郎兵

も被參候、

一膳藏馬樽一ツ・鯛一懸進上申候、

一又八様御馬乗濱江御出被成候、次ニ射延被遊候、

一晚ニ又々御老中衆江御食御寄合被成候、夜入候而、京

都江御申之儀ニ付、御談合被成候、

一唐人魚進上申候、

同廿五日

一御本陳江御參候而、武庫様御同心被成、濱江御馬乘ニ

御出ニ而候、次ニ射延被遊候、

一京都江御用ニ付、上井神五郎出船被仕候、

同廿六日

一御本陳江御參候而、懸而御歸館ニ而候、

一御城御見物ニ御出被成候、武庫様茂御出被成候、然

處ニ又六殿も御振舞被調上由候、御禮物ハ樽二ツ・昆

布甘本・鯛一懸・するめ三れん御持せ被成候、

一武庫様より、又八様江御馬一疋但塵毛、進上被成候、次

ニ鉄炮茂一丁進入被成候、

一射延被遊候、

同廿七日

一御兩殿御舟ニ而、拂曉ニ御鷹野江御上ニ而候、

同廿八日

一又八様御鷹野方酉之刻御歸館ニ而候、物數八ツとれ申

候、右之内禰五ツ・雉子一ツ留申候、

一武庫様江御食御寄合被成候、次ニ清左衛門馳進上申候、

一酉之刻時分雨ニ而候へ共、懸而晴申候、

同三十日

一何たる儀無之候、晚ニ盗人御成敗被成候、

十二月一日

一寺沢志广守殿御見舞として御越被成候、就夫、又八様

御本陳江御參被成候、

一武庫様方、又八様鷹一羽進上被成候、

一光明院御參候而、御講讀ニ而候、

一武庫様方、又八様江半屏風進上被成候、

十二月二日

一寺沢殿四國陳江御座候ニ付、伊勢弥九郎御使ニ被差越

候、夜入候而、歸參被仕候、

一夜入候而、盗人御成敗被成候、

同三日

一御本陳江御參被成候、

一又八様御船ニ而、鳥ねらひニ御出被成候、同あめ鳥一

ツ被遊候、

一又八様喜入殿御申被成候而、夜入候而、御歸館ニ而候、

一武庫様江段子之幕御進上被成候、

一下臺所被作せ候、

同四日

一何たる儀無之候、

同五日

一武庫様 又八様江御出被成候、同御寄合ニ而候、

一日本方大茂主馬助被乗候船、一艘着船申候、

一御兩殿御船ニ而、鳥ねらひニ御出被成候、

同六日

一又八様圖書頭殿御申候而、御茶之湯ニ而候、

一釜山浦江御用ニ付、深野掃部兵衛尉罷越候、

一御本陣江御參候而、夜入候而御歸館、

一御供衆迄山江被差遣、御狩ニ而候、聲一ツとれ申候、

一日本方船二艘參申候、

同七日

一武庫様御出被成候、

一日本方船二艘參着仕候、

一又八様江鉄炮壹丁、種子殿御進上被成候、

一光明院御參候而、御講讀ニ而候、

一旅庵江上京ニ青銅三百疋御給被成候、

一又七殿江御礼として、御使ニ連長被差遣候、

十二月八日

一何たる儀無之候、

同九日

一何たる儀無之候、

同十日

一京都江御用ニ付、旅庵御使ニ出船被成候、

同十一日

一又八様種子殿御申候而、御茶之湯ニ而候由被申上候、

共、御虫氣ニ而被差延候、

同十二日

一又八様江小谷又右衛門尉殿御礼ニ御出被成候、青銅百

疋進上候、此方より茂鳥目三百疋被遣候、

一御寢所之種立「柱カ」ニ而候、

一御狩江御上せ被成候、

同十三日

一御本陣江御參被成候、武庫様御出被成候、

一又八様松井五郎兵衛尉被申請候而、御茶之湯ニ而候、

同十四日

一又八様方 武庫様江石田治少様方進上之御刀御進上被

成候、

一御本陣江御參被成候、

一 小西攝州御礼ニ御出被成候、御太刀一腰・青銅三百疋  
但馬代、御進上ニ而候、

同十五日

一 又八様御本陳江御參被成候、其外何たる儀無之候、

同十六日

一 御狩江御のほせ被成候、

同十七日

一 武庫様御見舞ニ御出被成候、

一 林齋御茶被上候、

一 樽一荷・干鯛一懸・昆布一把津留金兵衛尉進上仕候、

一 御數寄座之柱立ニ而候、奉行ハ福嶋清右衛門、大工ハ

白尾利右衛門ニ而候、

同十八日

一 熊川江御礼ニ御兩殿御越被成候、小西攝津守殿江御太

刀一腰・青銅千疋、又八様方御持せ被成候、

一 高城七右衛門殿へ鳥目三百疋、岡田勝太郎殿江鳥目百

疋、御礼として被差遣候、

一 御廣間之柱立ニ而候、

十二月十九日

一 御本陳江御振舞ニ御出被成候、

一 御城之普請見舞ニ御出被成候、

一 五唐殿御礼ニ御太刀一腰・鳥目百疋 但馬代・御樽二ツ

・干魚一懸御進上被成候、

一 高城七右衛門殿樽二ツ・鯉一懸持參被成候、

一 渡邊小右衛門殿樽二ツ進上ニ而候、

一 晩景御氣相之由候へ共、臈而そ与御快氣方、

一 一夜入候而、釜山浦方深野掃部兵衛尉歸參被申候、

一 熊川方御使者被差遣候、

同廿日

一 川上左衛門江樽二ツ、川上四郎兵衛尉江樽二ツ、三原

諸右衛門江樽二ツ、市來孫右衛門江御皮はかま一ツ、

長野勘右衛門江御狩はかま一とをり被差遣候、

一 御本陳江御參被成候、

同廿一日

一 武庫様御出ニ而御見舞、

一 圖書頭殿方蜜柑一籠進上被成候、

一 御本陳方海鼠進上被成候、

一 御本陳江御參候而、直ニ御風呂ニ而候、

同廿二日

一 又八様松井五郎兵衛尉被申請候而、御茶之湯ニ而候、

其外何たる儀無之候、

十二月廿三日

一又八様江天くさ殿御礼ニ青銅二百疋持參候、

一濱之唐人二度魚進上申候、

一御本陳江御參被成候、

同廿四日

一武庫様御出候而、又八様御同心候而、濱江御馬責御

出被成候、御歸館之折節、武庫様御申候而、御寄合

ニ而候、其刻雪半時程降申候、

一松井五郎兵衛尉江御小袖三ツ被給候、

一御本陳江御參被成候、

同廿五日

一御兩殿御鷹野江御のほせ候、雉二ツ留申候、

一福嶋殿・立花殿方歳暮之御禮ニ、使者御遣ニ而候、

一御道具衆山江被罷上候而、猪鹿獐あまた留申候、

同廿六日

一四國陳江 又八様御礼ニ御越被成候、福島殿江縮羅三

端御遣候、御歸館酉之刻、

一御留主ニ 武庫様數寄座御見舞被成候、

一晚景御風呂ニ而候、

一夜入候而、御寢所之御徙移ニ而候、紀州・雲州江御座

ニ、

同廿七日

一又七殿方歳暮之御礼ニ、三原小藤太殿、同御狀進上被

成候、次ニ御返事被成候、

一福嶋殿方翌日之御祝ニ使者被差遣候、大馬梅一ツ・鷹

一ツ進上被成候、

一晚ニ數寄座之御祝ニ而候、武庫様ニも御出被成候、

一御本陳江御參被成候、

同廿八日

一武庫様御申候而、御茶之湯ニ而候、御座ニ圖書頭御參

被成候、

一御本陳江追付御參被成候、

一又八様濱江御馬乗ニ御出被成候、

一夜入候而、又御本陳江御參被成候、

十二月廿九日

一又八様伊勢弥九郎被申請候而、御茶之湯ニ而候、比志

嶋紀伊守御供被仕候、

一御船ニ而、鳥ねらひニ御出被成候、鷗一ツ被遊候、

一御本陳江御參被成候、

同晦日

一又八様御本陳江御參被成候、同樽ニツ御持せ候、

一樽一ツ良也江被給候、

一光明院江小袖一ツ但朽葉・沈香式兩・た、ミ二帖被差

遣候、

一御年越之配膳衆、肥後少兵衛尉・白濱二郎九郎被差當

候、同兩人江かたきぬはかま二とをり被給候、

一御年越之膳配、鹿嶋太郎四郎江被仰付候、

一御末之年男加左衛門江被仰付候、同肩衣袴被下候、

一白尾利右衛門江青銅百疋被下候、次ニ先兵衛尉江茂青

銅百疋給候、

一夜入候而、又八様御本陳江御參被成候、

一武庫様も御出被成候、其外歳暮之御礼ニ諸侍祇候被仕

候也、

以上

文祿三年十二月三十日 付之終也、

1441 一同五拾五人

一同四拾人

一同百拾人

一番立

大村衆中

一番立

山野衆中

二番立

高山衆中

一同三拾五人

「本無之財 部本如此也」

一番立

馬越衆中

一同四拾式人

栗野衆中

1442

「新納忠元勲功記」

一文祿三千年三月廿日、琴月様伏見ニ御登城、太閤

御目見被爲濟、全年 貫明様も御上洛、細嶋迄者陸路

被爲通、忠元も上洛にて、同廿三日首途仕、四月十二

日大口出立、十五日佐土原より乗船、五月大坂江參着、

伏見城ニ罷上り、太閤御目見被仰付、旁仕合宜敷、

弟忠佐ニも御暇爲被下由、左候而此等之左右朝鮮ニも

相聞得、同六月八日、松齡様より忠元江御書被成下、

太閤御前江被召出、宜都合ニ候事共被聞召及、御満足

被 思召上段御歡被仰上、彼表御軍功ニ付而者、誰人

ニも不被爲劣御事候得共、何分ニも御無人ニ而、小身

衆ニも却而御劣候事御無念之至、細事伊集院下野入道

・比志嶋紀伊守江被仰遣候間、右御狀拜見可仕趣、且

其比迄者、忠増右京亮と申候処、弥太右衛門与改名ニ

て、弥精勤仕候間不及心遣、母ニも宜預傳達旨茂難有

被仰下、又先便より忠元和歌一首奉相贈置候処、御面

談同前被思召出候逆、別而御謙退之御詞書にて、御書



中ニ御返歌被成下、

たくへやる君かあたりの言葉をあひみるはかりな  
めこそすれ

同十日ニも、御一首御吟味被遊方も彼表ニハ無之候間、  
忠元奉加占削差上候ハ、連日之御窮窟も可被爲散旨

御書被成下、同八月、琴月様茂爲御渡海京都御立、

同廿五日、名護屋江御着陣、同十月八日、名護屋御出

船、都合拾式艘、同九日、壹岐風本ニ御着船、同十四

日、風本より對馬府中ニ御着、自其諸浦御汐掛ニて、

同廿六日、同州皇之浦御出船ニて、朝鮮國釜山浦江御

着船、左候而同十一月廿四日、京都江就御用、上井神

五郎里兼歸朝被仰付、就夫 琴月様より忠元江御書被

成下、遠境之故被及御無音、寒天在旅可爲艱難被思召

上、 貫明様御機嫌之程も被爲相伺、彼表難被爲在付

國ニて、朝夕御床敷思召、委曲者神五郎口上ニ爲被仰

含旨難有被仰下、同廿五日、神五郎彼國出船罷登、此

時分忠増在陣、尤秋已來相煩療醫無之ニ付、爲養生方

一先歸朝被仰付、就夫同廿八日、 松齡様より忠元江

御賜書ニて、右之形行被仰下、能く致養生得快氣候ハ

、又可令參陳、尤母江宜心得候様難有被仰下、其節

一旦ハ罷歸爲申由御座候、

一同年七月、石田治部少輔三成任御朱印、御領内薩隅諸

縣爲御檢地、黒川左近・中小路傳五・大橋甚右衛門等

數拾人被差下、大口より竿打被相始、其節忠元孫次郎

兵衛忠光与伊地知隼人佐重、右之京衆案内者被仰付、

忠光主従式拾人ニ与力<sup>大口</sup>、兩人召列、隼人も同断ニて

諸所案内爲仕由、左候而翌年末二月廿九日迄御檢地相

濟爲申由御座候、

(本文ハ底本ニ欠ク、鹿児島県立図書館本ニヨリ補フ)